

平成29年第4回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 1 2 月 4 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の委員会付託

第 5 議案第 1 号～議案第 7 号

提案～審議

第 6 議案第 4 号

討論～採決

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	松澤厚子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

## 会議のてんまつ

平成29年12月4日

午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

9月末から10月にかけて、衆議院解散、総選挙となったことなどにより、議会関係の行事日程に延期、中止が生じたことは残念であります。延期などのものは、再度、調整願いたいものでございます。

さて、早いものでことしも1カ月を切りました。師走となり、何かと慌ただしい毎日かと思いますが、ただいまから、平成29年第4回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、去る10月25日に行われた長野県町村議会議長会定期総会の席におきまして、大熊恵二議員が、町村議会議員として18年以上の長きにわたり、地域の振興・発展と住民福祉の向上に貢献したとして、長野県町村議会議長会より特別表彰を受けられました。ここで御披露し、伝達を行います。

大熊議員、演壇前にお進みください。

表彰状、南箕輪村、大熊恵二殿。

あなたは、多年にわたり、町村議会議員として、地域の振興・発展と住民福祉の向上に貢献された功績は、まことに顕著であります。よって、ここに特別表彰をします。

平成29年10月25日、長野県町村議会議長会、会長、久保田三代。

おめでとうございます。

それでは、ここで、大熊議員より一言御挨拶をいただきたいと思います。

9 番（大熊 恵二） おはようございます。

本会議に先立ちまして、貴重なお時間をいただき、ただいま議長から表彰状を伝達いただきました。大変ありがとうございました。

私が議員になるきっかけといいますか、動機は、最近、若い人が議会に入っていない、議員無投票というようなこともしばしが県下の町村、市も含めてあるわけですが、私が議員になぜ出ようかと思ったきっかけは、政争の村、南箕輪村と、こういうことがずっと続いてまいりました。1年のうちに2度村長がかわるとか、いろいろそういう中で、傍聴にも参りましたし、これは何とか、自分の力がその中で発揮できるものであれば発揮したいと、そんな気持ちに駆られまして、村会議員に立候補をそのときにさせていただきました。以来4期務めさせていただいて、8年間2期のブランクがあるわけですが、今議会の選挙において、また当選をさせていただきまして、今いただきました18年ということにあいなるわけでございます。

私は、常々、心にいつも思っていることは、聖徳太子の17条の憲法というのがございます。これは、多くの方が知っているところではありますが、その17条の憲法の第1条に、和をもってとうととなすという文言がございます。これは、聖徳太子が道徳的な規範、または、特

に官人という言葉、要するに官に仕える者、公に仕える者、その訓戒として示したものであると言われております。訓戒というのは、戒めという、今どきの言葉で言いますと戒めのそういう気持ちを持って職に当たってもらいたいと、聖徳太子は17条の憲法の中で第1条にそれをうたっているわけです。私は、自分でさらにつけ加えて思うことは、和をもってとうとしとなすだけではなく、さらに、志、同じゅうするをもってさらにとうとしとすると、要するに、志、同じゅうする、本村143年の歴史の中で、この村に住んでみたい、そしてここで生活をしたい、そういう多くの人がそういう気持ちになっていただくような、子育てに優しい村、そして、行財政が安定して、さまざまところに目が行き届く村、そういう143年の歴史の中であって、一時政争の村と言われて、非常に不名誉な時代を得ましたけれど、今、唐木村政のもとで、本当に着実に人口増、そして子育てに対する全国からのそういう南箕輪に学べと、こういうことが言われるようになりました。さきに、そういう中の一つとして、九州の経済同友会から、ぜひ、村長に来て、説明していただきたいというようなことで、村長も行ってまいりましたが、非常にそういうところまで南箕輪村は高まってまいりました。これを機会といたしまして、私も、これから、なお一層、精進と言いますと相撲のような言葉になりますのであれですが、今、相撲界は荒れておりますけれど、議員として、村発展のために、さらなる努力をお誓い申し上げまして、ただいまいただきました表彰のお礼と感謝の言葉とさせていただきますと思います。ありがとうございました。

議長（丸山 豊） 大熊議員、大変おめでとうございました。

以上をもちまして、特別表彰の伝達を終了いたします。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、9番、大熊恵二議員、1番、加藤泰久議員を指名します。

会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

大熊議会運営委員長。

議会運営委員長（大熊 恵二） 議会運営委員会から報告を申し上げます。

本日招集をされました平成29年第4回南箕輪村議会定例会の会期日程等につきまして、過日、議会運営委員会を開催させていただきました。次のように決定をさせていただきましたので御報告を申し上げます。

本定例会に付議されました事件は、議案7件であります。なお、議案審議の都合上、議案第4号、一般会計補正予算（第7号）であります。これにつきましては即決とさせていただきます。請願・陳情につきましては、4件が提出されております。

会期は、本日12月4日から12月15日までの12日間とし、この間で12月5日から12日までを休会とさせていただきます。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月15日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成29年第4回議会定例会を招集を申し上げましたところ、全議員の御出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。また、ただいま、大熊議員には、特別表彰の伝達があり、まことにめでとうございます。今後とも、村政発展のためにお力添えをお願いいたします。

さて、早いものでことしもあと1カ月を残すのみとなりました。

この1年を振り返ってみますと、ことしも台風の上陸や接近が多い年でありました。特に10月に入ってからは、毎週のように台風が発生し、本村におきましても倒木等の被害やリンゴの落下等が若干見られましたが、大きな被害もなく現在に至っております。水稻の作況指数も、南信地域は102のやや良となり、実りの秋を迎えられましたことは大変ありがたいことでありました。しかし、週末を中心に雨の日が多く、イベントの開催に少なからず影響があったことは残念でありました。しかし、1年間、大きな災害もなく、平成29年、過ごせそうであります。このことは、本当にありがたいなというふうに思っておるところでございます。

また、初めて、8月と9月にJアラートによる警報が発令されましたが、北朝鮮が日本上空を通過するミサイルを発射したことによるものでありました。私も、本当に驚きましたが、住民の皆さんも、どうしたらよいのかと戸惑ったことと思います。まずは身を守る行動をとるようにお願いを申し上げたところでございます。先日も、北朝鮮のミサイル発射となりました。本当に憂慮すべき状況でございます。

続いて、経済の状況であります。

さきに公表されました7月から9月期までの国内総生産、いわゆるGDPの速報値では、年率換算で1.4%の増となり、7四半期連続のプラス成長でありましたが、内容を見ますと、好調な海外経済を背景に輸出が伸びたことが要因とのことでもあります。反面、個人消費はマイナスに転じました。このことは、賃金アップが鈍化してきたことも一つの要因ではないかと報道されております。こうした背景もありましてか、安倍首相は、10月26日に開かれた財政諮問会議で、3%の賃金アップを経済界に求めました。好調な企業業績が続く中、景気回復を実感できないという声も多く、企業収益を賃上げに振り向け、経済の好循環のさらなる拡大を実現しようというものであります。

県内の状況であります。先日、日銀松本支店が発表した9月の県内企業短期経済観測調査、いわゆる短観によりますと、状況がよいと答えた企業から悪いと答えた企業の割合を引いた状況判断指数は、全産業でプラスとなり、6月の前回調査からさらに改善されたとのことで、バブル期の1991年以来26年ぶりの水準となりました。輸出が好調であるとともに、受注に対応するために、機械導入を含めた設備投資も順調に推移していることが背景にあるとのことであります。また、地元金融機関が公表しております伊那谷の経済状況でも、状況判断指数がプラスとなり、調査が始まった平成15年9月以降初めてのことであります。さらには、伊那公共職業安定所が11月30日に発表しました上伊那地方の有効求人倍率は2.06倍とな

り、2倍を超えるのは実に25年ぶりで、派遣業に頼らなければ人材が確保しづらい状況が続いているとされております。今のところ、地域経済も緩やかな回復を見せており、このことが賃金アップにつながり、さらなる景気回復となることを期待するところであります。

こうした経済状況の中、村税の収入見込みであります。上半期の状況を前年同期と比較してみますと、法人住民税が減額となっているものの、個人住民税は、国内景気の回復と給与所得者の増などにより増加しております。固定資産税も堅調なことから、村税全体では、予算額の20億9,060万円は確保できるものと考えております。この状況が続きますと、予算額を上回ってくるという予想もしておるところであります。

また、ふるさと納税も好調で、10月末では、寄附額が7,392万円となっております。前年同期と比べますと、約6,500万円の増と、大幅に伸びたところであります。大変ありがたいことだなというふうに思っておるところであります。

さて、村内の情勢ですが、9月定例議会以降さまざまな行事が行われました。若干振り返ってみたいと思います。

10月には、育樹祭やイルミネーションフェスティバル、農産物フェアが開催され、村内外から多くの皆さんにおいでをいただきまして、イルミネーションフェスティバルのオープニングセレモニーはテレビでも放映されましたが、期間中は天候不順により、例年にない厳しいイルミネーションフェスティバルとなってしまいました。しかし、旅行事業を企画する専門家からは、大芝高原のイルミネーションは、住民や企業がみずからつくり上げていることがすばらしいところと高い評価をいただきました。プロセスを前面に出し、プロモーションを工夫すれば、もっとお客さんが来るはずとの意見もありましたので、来年に向けて、指摘された点などを改善できるよう支援し、さらに多くの方々に楽しんでいただければと思っております。

農産物フェアでは、地域おこし協力隊によるカボチャを使ったクラフト教室の開催、酪農家のおもてなし牛乳やヨーグルトの試飲、試食販売などの新しい企画、また、上農生も参加して取り組んで味工房おばちゃん味噌のラベル図案などの発表や展示を行うなど、多彩な催しに村内外から訪れた多くの人たちの交流があり、活気ある1日となったところであります。

また、各地区でも区民祭、文化祭が行われ、私も幾つかの地区にお邪魔させていただきましたが、どの地区でも非常に晴れやかで、地域の活力を感じてまいりました。村でも、11月4日、5日に村民文化祭が開催されましたが、村民の皆様からは1,200点を超える作品を出展していただくとともに、2日目のステージ発表では、40団体、400名を超える皆さんに御参加をいただき、盛況のうちに終了することができました。

さて、村の人口動態であります。12月1日現在で1万5,388人となりました。4月1日には1万5,330人でありましたので、7カ月間で58人の増加となりました。1月1日からは73人の増加であります。昨年と比べますと約半数の増加となっております。しかし、昨年は異常に多かったということで、大体平均が50人から100人の間で推移をしているということがございます。住宅を新築する子育て世代の転入が多いように思われますが、村内を見ますと、分譲地があちらこちらに見受けられますので、しばらくは人口増加が見込まれております。

続きまして、地域創生関連事業であります。

味工房の備品整備を中心とした大芝高原健康と癒やしのオアシスプロジェクトにつきまし

ては、11月の全協で、一部の備品を除いて交付決定された旨、報告をさせていただきました。対象にならなかった備品等につきましては、今議会で増額補正をお願いしておりますので、ぜひこの点につきましては御理解をいただきたいというふうに思います。全協でもさまざまな意見をいただきましたけれども、何としても今年度事業として仕上げていきたいという思いでありますので、よろしくお願ひいたします。

また、子育て女性再就職支援事業による4月から10月までの再就職者数は27名となっております。事業開始からの総数は40名となり、順調に成果が上がっております。

若者回帰定住増進事業につきましては、今月、保護者向けの就活セミナーを開催いたします。また、2月には、地元の中小企業を対象とした採用担当者向けセミナー、3月には、就職活動中の学生を対象に、地元企業を訪問するバスツアーを、昨年度に引き続き実施をまいります。こうした取り組みを行いながら、若者回帰定住増進支援につなげていければというふうに思っております。

移住定住関係につきましては、9月に、自治体として初めて日本フラッグフットボール協会と連携協定を締結し、フラッグフットボールの公式球としてまっくんボールの製作に御協力をいただいております。今月から、まっくんボールを村のふるさと納税の返礼品に加え、全国に向けての村のPRを図ってまいります。

学習指導要領にも掲載されたフラッグフットボールに関しましては、子供たちの生きる力を育むことを目的に、来年から村内小学校で、体育の授業に取り入れ、親しんでもらう計画であります。

県の地域発元気づくり支援金を活用した事業であります。大芝高原総合ネイチャーイベント・アクティビティイベントの芝フェス、芝コンに続く第三弾の企画として、10月にヨガマルシェ in 南箕輪を開催し、86名の参加がありました。この事業につきましては非常に好評であります。特にヨガにつきましては、人数がふえておるといふようなことでありますので、今後とも継続してできればというふうに思っております。

さて、次に、南原焼却灰の処理状況であります。

村に重くのしかかってきたこの問題であります。順調に搬出作業が進んでおまして、計画どおり、今年度中には作業が終了できる見込みとなりました。なお、工事の中で、処理量の増加が見込まれるため、今定例会で委託料及び負担金の増額補正をお願いいたします。なお、搬出工事終了後の周辺整備であります。地域住民の皆様の御意見をお聞きしながら、来年度以降、計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。本当に長い間かかりました、この負の遺産となっておりました灰搬出工事につきましても、今年度で終了ということで、本当にこの点につきましても、地元住民の皆さんの御協力に感謝を申し上げたいというふうに思います。跡地利用につきましては、区の皆さんと十分に話し合いをしていきたいなというふうに思っておりますし、また、宅地として造成できるところ、この部分がどのくらいあるのか、できれば造成をしてみたいなという、これは私の今のところの考え方も持っておりますのでございます。

続きまして、保育園の状況であります。

先日行いました入園希望調査では、740名ほどの希望がありました。現在受け入れている人数が700名でありますので、さらに40名増加することとなります。例年、年度途中の転入や3歳未満児の入園があることから、さらに増加すると予想されておりますが、待機児童を



つくらないことが私の方針でありますので、全員が受け入れられるよう調整をしてまいりたいというふうに思っております。特に南原保育園につきましては、現在工事が進められております。多くの方に他園へ移動していただきましたけれども、できる限り地元で受け入れるような、そんな方策にしていまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

次に、放課後児童クラブであります。以前に議員から御指摘のあった受け入れ時間につきましては、10月2日から午後7時までとさせていただきます。これにより、共働き家庭のニーズに対応できる体制となったところでもあります。

また、11月19日に、伊那地域定住自立圏事業として、こども館と村民センターにおいて、「うまれる」というタイトルの子育てに関する映画の上映を行いました。こちら、以前に議員から指摘をいただいた、子供と一緒に鑑賞できる映画とさせていただきます。こども館では、子供が泣いても大丈夫の形式で事前申し込みを受け付けたところで、収容人員を大きく上回る申し込みがありましたので、村民センター2階、会議室と和室でも追加上映を行いました。村内はもとより、他市町村からも多くの方が来館し、どの会場も満席となり、大好評であったところであります。

次に、福祉関係事業であります。

村長選挙の公約で掲げさせていただきました福祉移送サービスの拡充につきましては、交通弱者の移動支援を強化し、利用者の利便性向上を図るために、利用回数、運行時間を変更し、事業内容の拡充を図ることといたしました。利用回数につきましては、現在、1カ月につき2回としているものを3回とし、運行時間につきましても、午後4時30分までを午後5時までと30分延長をさせていただきます。年明けの平成30年1月からの運用開始とし、12月の広報紙等で周知を図りながら、多くの方に御利用いただければと考えております。事業拡充に伴う費用の増加につきましては、利用状況を見きわめながら、必要に応じて補正予算により対応はさせていただきたいと思っております。そんな点もぜひ御理解をお願いいたします。

高齢者の足の確保は、これからの社会の中で大きな問題となっております。当面は、まっくんバスや福祉移送サービス、タクシー無料利用券などを組み合わせて行ってまいりたいというふうに思っておりますけれども、この点につきましては、さらにどんな方法があるのか、どんなふうにやっていくのが一番いいのかという点につきましても検討していく必要があるというふうに思っております。また、議員の皆様からの御提言もいただければというふうに思っております。

続いて、教育関係の状況であります。

まず、村民体育館と大芝屋内運動場の改修工事は順調に進んでおります。学校関係では、南箕輪小学校放課後児童クラブ教室の特別教室への改修工事、中学校事務室等の改修工事、南部小学校教室棟増築工事設計委託が入札の段階となっております。

次に、信州型コミュニティスクールであります。9月28日に、南箕輪小学校における運営委員会が開催され、全校での取り組みが始まりました。学校と地域がこんな子供を育てたいという願いを共有し、つながりを大切にしながら、一体となって進んでいきたいと思っております。

また、小学生を対象とした放課後学習も始めさせていただきました。こうしたことを積み重ねることによって、学力の向上につながっていけばというふうに思っておりますし、この

辺につきましては、まだまだボランティアの数が足りないということでもあります。村民の皆さんに呼びかけながら行っていければというふうに思っております。さらに充実をさせていきたいというふうな考え方を持っておるところであります。

産業関係であります。

地域の活性化や村の移住を誘発することを目標に、農泊推進協議会において、農村の伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ滞在型旅行で村の魅力を味わってもらえるよう、観光事業の開拓に取り組んでまいります。今年度と来年度、交付金の採択がなされましたので、この点につきましても精力的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、米の生産調整であります。

平成30年からは、国からの転作目標面積が示されなくなりますので、米の需要動向を見きわめながら、地域協議会で目標を設定し、生産することとなります。また、米の直接支払交付金もなくなります。この2点が大きく変わってまいります。この辺は、地域としてどうしていくのか、またJAとも協議をしながら、目標設定というのもつくられるのではないかとというふうに思っております。

現在、村のブランド米であります風の村米だよりは、東京など、都市部での販売プロモーションでも人気が高く、一部店舗の店頭販売も行われるようになりました。ふるさと納税の返礼品としての希望も多く、さらには外食店からの注文も出始めているところでもあります。生産が追いつかない状況が予想されますので、JAなどの協力のもとに生産拡大を推進してまいります。

現在、味工房の改修工事を行っております。ふるさと納税のジェラートの希望が多く、味工房では、右肩上がりの生産量になっておりますので、味工房のリニューアルで対応してまいります。また、パン工房や直接販売の内容を見直し、生産者等の顔の見える販売など、充実を図ってまいります。ただ、このジェラートにつきましては、本当に好調であります。しかし、11月末をもって生産中止ということにせざるを得なくなりました。味工房関係につきましては、来年の4月中旬まで営業ができないということでもあります。この辺につきましては、また開発公社とともに、従業員の問題、あるいは職員配置の問題等、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っておるところであります。

さらに、味工房のリニューアルを機に、ガレットの営業時間を夜間まで延長し、新メニューを加えて新たな営業スタイルを展開しながら、顧客獲得と売り上げアップを図ってまいります。また、軽井沢や長野市での村外のイベントでも販売し、好評を得ております。今後、東京でのイベント参加も予定しておりますので、積極的に南箕輪村をアピールしてまいります。

ガレットで使用するそば粉を初めとした原材料の多くは地元の農産物を使用しております。また、提携関係にありますル・ブルターニュの神楽坂店で、数量限定で販売をいたしました南箕輪産のそば粉は、約1週間で完売するなどの高い評価をいただき、そば粉の追加提供を求められております。遊休農地の防止としても効果的な作物であることから、そばの生産拡大も進め、関係機関や組織など、連携、協力して、農家の所得向上にもつなげたいというふうに思っておるところでございます。そば粉はまだまだ足りないという状況となってまいりました。この辺は、まっくんとも連携をとりながら進めていく必要があるというふうに思っ

ております。

味工房につきましては、リニューアル工事のために来年4月まで休業し、5月連休前にはプレオープンし、その後、道の駅のオープン、恐らくオープンになるというふうに思っております。精力的にこの辺も取り組んでまいりますので、グラウンドオープンをする計画として進めてまいります。

次に、建設関係であります。

村事業及び地区計画事業につきましては順調に推移をしております。特に道の駅構想では、来年度開駅に向け、大芝公園管理棟改修工事が本格的にスタートいたしました。

県関係の工事の状況であります。

県道伊那北殿線下河原橋改良工事につきましては、今年度は上流側の道路拡幅工事を予定しておりましたが、残念ながら関係機関との調整に時間を要することとなってしまいました。これは、主体は県でありますので、県にも調整を早くして、工事にかかっていたいただきたいという願いはしてまいります。工事自体は来年度以降の実施となったところでございます。また、大清水川河川改修と県道南箕輪沢渡線の神子柴区間の道路改良事業につきましては、今年度は河川改修に向けた測量と工事の詳細設計を予定どおり実施してまいります。

上水道関係では、8月の下旬に発生しました第2配水池系での濁水事故であります。原因調査とともに、水質改善のための措置を行いました。既に安定した水道水が供給できておりますので、現在では苦情等はありません。今年度進めております経営戦略による財政計画を踏まえて、対応を検討してまいります。

下水道関係につきましては、現在、ストックマネジメント計画の策定を進めております。これは、国の方針として進めておるところであります。全国的にはなかなか進んでいないという状況が発表となっております。本村の場合は、今、計画を進めておりますので、町村1万人以上5万人未満の部類に属しますけれども、進捗状況、かなり上位にランクされておるところであります。下水道施設全体の老朽化の進行状況を踏まえ、長期的な視点で、施設の点検調査、修繕、改築の計画となります。また、過日、国庫補助金の交付決定を受けました公共下水道終末処理場施設内の太陽光発電施設設置につきましては、年度内完成に向け進めてまいります。

広域の事業であります。伊那中央病院北棟増築工事につきましては、10月5日に竣工式が行われました。北棟には、医療機関では患者負担の少ない最新系のリニアックやPET-CTを導入し、最先端のがん治療が可能となってまいりました。健診センターも移設され、新たな検査の取り入れや日帰りドッグの受け入れ枠をふやし、11月13日から健診が始まっております。今後も、上伊那圏域の基幹病院として、また高度の専門医療の提供と健康管理、健康維持の拠点として、地域の皆さんの信頼に応えるよう、医療体制の充実に努めてまいります。

また、新ごみ中間処理施設につきましては、10月からプラント設備の搬入、据えつけが始まり、順調に進捗しております。なお、施設の名称につきましては、167件の応募がありましたので、今後、関係者の御意見をお聞きしながら名称決定し、来年2月の広域連合議会全員協議会で報告し、報道発表をしてまいります。ごみの中間処理施設につきましては、来年度が完成ということになります。来年度中には試運転をしていかなければならないということで、予算確保に向けて、私も二度ほど環境省に出向きまして、お願いをいたしました。

今年度の補正予算も出るようでありますので、それにも申請をして、できるだけ先取りをしていきたいということで今計画を進めておるところでございます。また、神戸製鋼の問題もありました。これにつきましては、詳細を調査したところ、大きなそういった部分の影響はないということでありますので、その辺は安心をしたところであります。

さて、これから新年度の予算編成の時期となってまいります。決算審査等でいただいた御意見を考慮しながら、また、一般質問でいただきました議員の皆様方の提言を考慮しながら、住民生活を守り、地域の活性化が図られるような予算にできればというふうに考えておるところであります。

基本的には、第5次総合計画、村創生総合戦略に基づく事業の着実な推進をはもとより、特に人口増加に伴う施設不足の解消に努めてまいりたいと思っております。また、公約に基づく事業の推進も図っていかねばならないと思っております。具体的な事業といたしましては、現在考えておりますのは、南部小学校教室棟の増築事業、教室棟4教室であります。さらには、村公民館改修事業、大芝高原道の駅開設に伴う環境整備事業等を計画しております。厳しい財政状況であります。地区要望に伴う事業につきましては、できる限り予算づけをしていかねばならないというふうに思っております。

一方、歳入面であります。根幹をなす地方交付税につきましては、地方財政計画はこれからありますが、交付税総額は減額となる見込みであります。歳入を見きわめながら、さらに活力のある元気な村にするために、また安心して暮らせる住みよい村にするために、事業選択をしながら予算編成をしてまいります。さらには、あわせまして、暮らしやすさというのも追求をしていかねばならないというふうに思っております。この辺につきましては、過日行われました予算編成会議におきまして、職員に指示をしたところでございます。

さて、いよいよ降雪のシーズンとなります。ことしは例年になく早い積雪で、スキー場が続々オープンしているという報道もありました。村内の除雪につきましては、基幹道路は建設業者や水道組合に、また生活道路や歩道などはまっくん除雪隊を中心に、交通機能の確保に努めてまいります。住民の皆様も自宅前の除雪などへの御協力をお願いいたします。

本定例会に提出しました議案7議案であります。全議案お認めをいただきますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成29年8月分から平成29年10月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

これから議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴います配偶者控除の定義の修正と、地域未来投資促進法の施行に伴う固定資産税の免除措置の改正であります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） それでは、南箕輪村税条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

新旧対照表により細部説明を申し上げますので、議案書2ページの新旧対照表をごらんください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の状況に沿って説明をさせていただきます。

第24条、個人の村民税の非課税の範囲の改正であります。

平成29年度税制改革では、就業調整をめぐる課題に対応するため、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われました。現行の配偶者控除では、その適用対象を、居住者が控除対象配偶者を有する場合とし、控除対象配偶者の定義は、配偶者の合計所得金額が38万円になる者と規定されて、居住者の所得に関係なく控除が適用されておりますが、改正後では、居住者の所得要件が導入されまして、合計所得金額が1,000万円を超える居住者は配偶者控除の適用ができなくなるため、控除対象配偶者の定義を規定し直すこととなりました。この見直しに伴いまして、現行の控除対象配偶者を同一生計配偶者に名称を変更するものです。

おめくりをいただきまして3ページの附則第5条、個人の村民税の所得割の非課税の範囲等の改正も同様の改正であります。

2ページにお戻りをお願いいたします。

第71条の2の改正であります。

これは、もととなります企業立地促進法の一部が改正され、地域未来投資促進法という法律に変わり、本年7月31日から施行されました。現行法は、対象が主に製造業中心であり、非製造業の事業者の多くが主要な支援措置の対象外でありました。また、近年、地域経済における事業環境は変化しており、産業雇用の担い手は多様化しております。新しい法律では、こうした今後成長が期待される産業集積、観光資源、特産物技術などの地域の強みを生かした先進的な事業分野への投資拡大を図ろうとするものです。

今回の条例改正の内容は、この地域経済牽引事業を行おうとする事業者等が、県と市町村が定めた基本計画に基づき、地域経済牽引事業計画を作成して、都道府県等の承認を受けた場合、該当する土地及び家屋に対する村の固定資産税を課税されることとなった年度以降3年間免除するというものであります。

議案書の1ページにお戻りをお願いします。

附則であります。

施行期日ですが、第71条の2は公布の日から、第24条第2項及び附則第5条第1項の改正規定は平成31年1月1日からの施行となります。

また、附則の第2条、第3条において、それぞれの経過措置を定めております。

以上、南箕輪村税条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

この改正によって、24条、それから71条、それぞれ個人、それから企業、対象となる人数というか、どのぐらいの範囲が対象になり、村税にどのぐらいの影響が出るのかとお知らせ願いたい。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） この村税に対する減収の見込みでありますけれども、第24条、配偶者控除、配偶者特別控除の関係でありますけれども、これにつきましては、人数については、やっぱりそのときの来年度の御家族の様子にありますので、なかなか数字はつかみづらいところでありますけれども、減収の見込みにつきましては、今のところで推計しますと、約400万円ほど村税に影響があるわけがございますけれども、こちらにつきましては全額国費のほうでまた補填がされることになっております。

それから、次の企業立地のほうの関係でありますけれども、現状でありますと、すぐこれに企業さんが該当になるというのは、すぐにはちょっとないかと思えます。仮にありましたとしても、その減収額の75%がまた国のほうから補填されるということになっております。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第2号「南箕輪村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、第7次一括法の改正により、審査請求の扱いが改正されたことに伴い、南箕輪村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例について整備するために改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤平治） それでは、議案第2号の細部説明を申し上げます。

ことしの第7次一括法におきまして、審査請求が不相当であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する採決をしなければならないと規定をされました。南箕輪村土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の第3条で規定されている賦課に対する審査請求等につきましては、既に地方自治法第229条により、より多くの事項にわたり規定をされておりますので、削除し、南箕輪村土地改良事業の経費の賦課徴収に関する不服審査

請求があった場合には、地方自治法の規定にしたがって対処していくものであります。

それでは、議案2ページをごらんください。

改正前、第3条の賦課に対する審査請求等を削除しまして、第4条から第6条まで、それぞれ1条ずつ繰り上げます。

1ページに戻りまして、附則としまして、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第2号の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

今までの中で、この3条、今度削除ということですがけれども、299条、あるいはこの3条によって、その審査請求等があったかどうかお聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

出羽澤課長。

産業課長（出羽澤平治） 過去においてはそういう事例はございません。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第3号「南箕輪村放課後児童クラブ負担金徴収条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村放課後児童クラブ負担金徴収条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第228条第1項の規定に基づき、放課後児童クラブの利用者から負担金を徴収することについて条例で定めるものであります。なお、この条例の制定に伴いまして、南箕輪村放課後児童クラブ条例は廃止をいたします。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） それでは、議案第3号「南箕輪村放課後児童クラブ負担金徴収条例」の細部説明をさせていただきます。

議案を1枚おめくりください。

第1条の趣旨でございますが、この条例は、放課後児童クラブの負担金の徴収に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条、負担金につきましては、放課後児童クラブを利用する児童の保護者は負担金をおさめなければならないと規定いたします。

第3条、負担金の減免でございます。村長は、必要と認めるときは、負担金の減額または

免除することができることを規定いたします。

第4条、負担金の還付につきましては、既に納付した負担金は還付しないことといたしますが、村長が特別の事由があると認めるときは、その全部または一部を還付できることを規定いたします。

第5条、委任といたしましては、この条例の施行に必要な事項については規則で定めさせていただきます。

最後に、附則でございます。

附則第1項ですが、施行期日は公布の日でございます。

附則第2項では、この条例を制定すると同時に、南箕輪村放課後児童クラブ条例は廃止いたします。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

この条例について、ちょっとお尋ねをいたします。

児童福祉法というのは、いわゆる児童の保護者とともに福祉の達成の義務を負うことになっている法律であります。この中でこういうものが定まってくるわけですが、第3条の、村長は、必要と認めるときは負担金を減額または免除という条例ですが、具体的にどのような状況を想定されているのか、想定されていることについて御説明をいただきたい。

それから、もう一点、第5条、この条例は、必要な事項は規則で定めるというふうに今説明もありましたが、規則はできているのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、もう一点、児童福祉法の中に、児童福祉審議会というものがあるわけですが、本村の場合、児童福祉審議会というものがあるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐澤課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 負担金の減免につきましてですが、現在、今までもちょっと減額の、または免除のケースはございませんでした。それで、どのようなケースということですが、基本的な使用料につきましては1人目が5,000円、2人目以降3,000円ということですが、母子、父子家庭、それから生活保護世帯、準要保護世帯ということで、それぞれ減額されているということで、通常ではなかなかそういったケースはないと思いますが、ここに規定されているところのないケース、ちょっと今のところではちょっと出てきてないんですけど、必要な状況があった場合は、この条項を適用したいと思います。

それから、規則につきましてですが、これも中身はできておまして、ただ、この条例が施行しまして制定ということになります。

それから、児童福祉の審議会につきましてですが、現在、ちょっとうちの村では設置されておられません。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。



9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 審議会は本村ではないということではありますが、最近、非常に知的障がいの問題等もあって、そういう場合は、この審議会に必要だというふうに思っておりますが、その点は必要ないのかどうか、知的障がい者等に対してのそういう児童福祉審議会というものが必要なのか、必要ないのか、その辺についての御見解をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐澤課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 現在、確かに障がい等を抱えてまして、発達障がいとか、そういった子供の数が多くなっております。また、目立つ症例も出ております。現在のところは、南箕輪版ネウボラということで、教育支援相談室のほうが中心になりまして、健康福祉係とか、あと教育委員会、保育園と連携の会議をその都度開いております。ただ、審議会という形にはなってございませんので、ちょっとそのあり方について、また検討させていただきたいと思っております。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 児童福祉審議会につきましては、県は必ず設けなければならない、市町村の場合にはできる規定ということでもあります。ですから、市町村に任されておるといふふうに思っております。今、課長が答弁したように、必要があればということでもありますし、現在のところは、子ども・子育て審議会等と意見を聞く場はあるところであります。その辺を踏まえて検討させていただければというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

これは、児童クラブの負担金徴収条例ということでありまして、その詳細については規則のほうでということでもあります。ただ、この間、ちょっといろいろ議論になってまいりました中に、放課後児童クラブのおやつの問題があるわけでありまして、各市町村、おやつを出しているところがほとんどだと思うんですけども、7時まで預かっている状況の中で、おやつがないというのは、まだ低学年の児童にとってはちょっときつかなというふうには思っており、ぜひ、その点については検討していただきたいというふうに思っております。

議長（丸山 豊） 答弁できますでしょうか。

唐澤課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） おやつ、一番最初に始めたころはおやつを出していた時代もあったように思いますが、現在は出されていないということで、7時まで、現在、7時までに本当に残っているお子さんの数は少ないんですが、やはり長時間になりますので、そこら辺、ちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第4号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第4号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、南原団地焼却灰残土処理受託金とふるさと納税寄附金の補正が主なものであります。

歳出では、南原団地の焼却灰処理運搬委託料と味工房改築に伴います備品購入費用の補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に1億2,785万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億5,927万2,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 議案第4号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」の細部説明を申し上げます。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により、歳出から御説明を申し上げます。

予算書案の14ページをごらんいただきたいと思います。

歳出、2款、総務費、1項3目、0220財政管理事務でございますが、ふるさと納税が引き続き好調で、29年産の風の村米だよりが返礼品に加わることによりまして、さらに寄附額が伸びるものと考えております。ワンストップ特例に係ります関係自治体への通知等、事務量も非常に大きなものとなってきておりますので、13節の委託料を増額いたしますとともに、7節で臨時職員賃金の追加をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、3款、民生費でございますが、1項1目、0306障がい者福祉事業の13節は、障害福祉サービス給付費の請求を今以上に正確に、より効率的に行えるよう、専用のソフトウェアを導入いたしまして適正化を図るもの、19節は、新たに障がい児施設等訪問看護サービスを受ける該当者が生じたので、このことにより補助金の増額を行うものでございます。

1事業飛びまして、3目の0316高齢者福祉総務事務、28節の減額でございますが、議案第5号でお願いいたします平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算に伴います減額というふうになります。

次の0329後期高齢者医療事業の19節及び28節は、本年度広域連合負担金及び保険基盤安定繰出金の額の確定によります増減でございます。

次の2項1目、0330児童福祉総務事務では、現在、施設を整備中の伊那中央病院における病児・病後児保育につきまして、2月に開所できる見通しとなったことによりまして、13節にこの委託料を追加いたしますとともに、施設整備事業費が確定してまいりましたので、不足額の増額をお願いするものでございます。

次の0331児童手当給付事務及び、その次の2目、0340保育園運営事業の23節は、それぞれ

前年度の交付金、負担金の額が確定したことによります精算返還金でございます。

次の3目、0345こども館運営事業の8節でございますが、ケース数の増加に伴いまして、要保護児童対策地域会議の回数、時間、ともに多くなってきておりますので、増額をお願いいたします。また、巡回相談の対象児の増加に伴いまして、臨床心理士の賃金に不足が生じますので、増額をさせていただくものでございます。

おめくりいただきまして、15節は、村内企業からの御寄附を活用させていただきまして、こども館の庭に滑り台を設置する工事でございます。

続きまして、4款、衛生費でございます。

1項1目、0403健康推進事業の増額でございますが、地方創生推進交付金の採択を受けまして、これから展開をしてまいります健康と癒やしのオアシスプロジェクトの経費を計上させていただくものでございます。

7節は、健康運動士の資格者を充てることとしております大芝高原健康コンシェルジュの賃金、13節は、健康運動DVDの作成委託料、18節は、歩行分析機ほかの備品を購入するものでございます。

次の2項、清掃費は、全て南原住宅団地内焼却灰処理にかかるものでございます。村土地開発公社が行っております除去工事が順調に進捗をしており、処理処分料の見通しがほぼ固まってまいりましたので、不足する分の増額をお願いするものでございます。

0410清掃総務事務の19節は、焼却灰の処理処分にかかる村の負担分として、伊那中央行政組合に支払う負担金、2目、0411塵芥処理事業の13節は、伊那中央行政組合から受託して村が実施しております焼却灰の処理処分にかかる委託料、おめくりをいただきまして、19節は、最終処分地の所在地に支払いをいたします環境負担金の増額でございます。

続きまして、6款、農林水産費でございます。

1項2目、0604農業総務事務の9節及び14節は、地域おこし協力隊の活動状況にあわせて、節間での組み替えを行っていただくものでございます。なお、現在活動中の地域おこし協力隊員5名の中間報告会が6日午後5時半から村民センターで開かれることとなっておりますので、申し添えさせていただきます。

続きまして、3目、0605農業振興事業は、衛生費の健康推進事業のほうで御説明をいたしましたのと同様でございます。健康と癒やしのオアシスプロジェクトの経費を計上させていただくものでございます。こちらのほうでは、12節で味工房のリニューアルオープンに向けた広告料、18節は、味工房の加工場、いわゆる工房、それから直売所、売店、カフェの備品を整えるものでございます。財源内訳で、一般財源1,770万円となっておりますが、ふるさと納税による収入を充ててまいります。

次の2項2目、0653森林セラピー推進事業の15節も健康と癒やしのオアシスプロジェクトの関連でございます。森の交流施設につきましては、味工房と一体的に設置がされており、電気、水道等の系統が味工房施設と同一ということでありましたことから、当初は、味工房の増改築に伴いまして、一時的に閉鎖をすることとしておりましたが、健康と癒やしのオアシスプロジェクトが地方創生推進交付金事業として採択をされましたことによりまして、工事期間中もこの森の交流施設を同事業の中核的な施設として使用していく必要が生じたので、電気、水道を仮設する工事費を計上させていただくものでございます。

おめくりをいただきまして、7款、商工費の1項1目、0701商工総務事務は、観光関係の

活動をしております地域おこし協力隊2名の活動状況にあわせまして、節間での組み替えを行うものでございます。

13節のノベルティ作成は、パンフレット等をおさめますPR用のアームバッグ1万枚の作成、18節は、デジタルカメラほかを購入するものでございます。

次の3目、0703観光振興事業の13節でございますが、現在、購入契約を結び、納品待ちとなっております温泉源泉ポンプにつきまして、当初、現在の使用中のポンプとの交換も視野に入れておったわけでございますが、当面入れかえず、保管をするということといたしましたので、改めて現在使用中のポンプの点検委託料を計上させていただきたいというものでございます。

続きまして、8款、土木費でございます。

2項2目、0806国庫補助道路改良事業の15節でございますが、桜香丘歩道橋補修工事の施工に向けまして、関係機関と協議する中で、警察のほうから、仮設足場、あるいは誘導員の設置等、安全確保の措置を求められました。これに伴う増嵩分につきましても、社会資本整備総合交付金の追加交付を受けることができる見通しとなりましたので計上をさせていただくものでございます。

次の5項1目、0830住宅管理事業の13節は、当初見込みを超えて耐震診断の希望がございますので、2件分の増額をお願いいたします。国・県で4分の3、村が4分の1の負担で補助を行うものでございます。

おめくりいただきまして、10款、教育費でございます。

2項2目、1009小学校教育振興事務の11節でございますが、このほど、道徳の教科書の採択がなされましたので、来年度の授業開始に向けまして、教員が準備を進めるため、この教科書の指導書をあらかじめ購入するものでございます。

次の3目、1013給食センター事業の7節は、南部小学校を含めまして児童の増加に対応するため、給食職員の配置の変更等、できる限り工夫をしてきたところでございますが、アレルギーや宗教にかかわる対応ですとか、手間の部分でも業務が増加しておりまして、臨時職員の増員で対応しておりますけれど、3学期に向けまして賃金の不足が見込まれますので、増額をお願いするものでございます。

次に、6項2目、1041公民館改修事業の13節でございますが、村公民館は、耐震改修工事を来年度に行う計画で、現在、実施設計を進めておりますが、一方で、村公民館、小中学校周辺の駐車場不足が課題となっておりますので、村公民館の工事に合わせまして、現在の公民館北側の庭及び南側のスペースを利用いたしまして整備を図ってまいりたいと思います。来年度、一緒に工事が間に合うように、設計業務委託料の追加をお願いするものでございます。

続きまして、14款、予備費でございますが、歳入歳出調整をさせていただきまして、33万3,000円の減額とさせていただきます。

次に、歳入でございます。

9ページにお戻りをいただきたいと思います。

まず、16款、国庫支出金でございます。

2項4目と次の6目は、健康と癒やしのオアシスプロジェクトにかかります地方創生推進交付金でございます。

次の8目1節の道路橋梁費補助金は、桜香丘横断歩道橋にかかります社会資本整備総合交付金の増分、5節は、住宅耐震診断の補助にかかります国の補助分でございます。

続きまして、17款、県支出金でございますが、1項3目3節の保険基盤安定負担金は、確定によります増額、次の2項3目1節の社会福祉費補助金は、障がい児施設等訪問看護サービス事業の増額、8目5節の住宅費補助金につきましては、住宅耐震診断補助にかかります県の補助金でございます。

おめくりをいただきまして、19款は寄附金でございますが、村内企業からの一般寄附分及びふるさと納税の増額見込み分ということで計上させていただくものでございます。

続きまして、22款、諸収入の4項1目、受託事業収入は、南原焼却灰の処分にかかります伊那中央行政組合からの受託金を増額するものでございます。

おめくりをいただきまして、最後に、23款、村債でございますが、健康と癒やしのオアシスプロジェクトで整備をいたします味工場の備品のうち、地方創生交付金事業対象分につきましては、一般補助施設整備等事業債、充当率90%、交付税措置率30%の起債でございますけれど、これを活用することといたしまして計上させていただくものでございます。なお、これに伴います地方債の変更を第3条に規定をいたしまして、6ページの第3表、地方債補正の表に詳細を記載してございますので、こちらはお目通しをお願いいたします。

最後に、第2条、継続費の補正でございますが、南原焼却灰処理の事業量の変更に伴いまして、5ページ、第2表、継続費補正の表のとおり、総額及び本年度分の年割額の変更をお願いいたしますので、こちらのほうもお目通しをお願いいたします。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） ただいまから10時40分まで休憩といたします。

また、ここで申し上げます。議事進行表の日程第4、請願・陳情の委員会付託につきましては、議事の都合によりまして、日程第6の議案第4号の次に行いますので、お願いいたします。

それでは休憩、お願いいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時40分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

17ページの民生費のところ、こども館の遊具設置工事に関してでありますけれども、こども館、前の放課後児童クラブのときには、体育館から、それからグラウンド、それから村体育館というふうに、広く使って、子供たちが遊んでいたわけですが、今度、あそこの場所になったということで、実際にはグラウンドまで戻るとか、それから、体育館まで行くというような状況はないと思うんですけれども、そういう状況の中で、あそこの場所というのは、本当に今の定数の状況を見ると、本当に狭くて、これから冬場にかけてどのような扱い方をするのかなど、ちょっと心配なんですけれども、前は、たしかグラウンドや体育館も使えるようなことを行っていたんですけれども、実際、今どのような使われ方をしているの

か、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、23ページの給食センターのアレルギー対応のことですけれども、南部小学校とさっきお聞きしたような気がしたんですけれども、職員何人の賃金なのかということと、それから、アレルギー対応の方がどのくらい今ふえているのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） それでは、唐澤子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 三澤議員の御質問にお答えします。

現在の放課後児童クラブ、南箕輪小のほうですけれど、こども館ができて、こども館でやっております。それで、グラウンドのほうとかは、実際、今戻らないで、こども館とそこの庭、天気の良い日は庭にも出て遊んでおります。できた当初は、こども館の庭のところにフェンスがなかったわけですけれど、道路の飛び出しとかも危惧されますので、フェンスをつけまして、今は安全に遊んでおります。まず、小学校から夕方、こども館へ来て、最初は宿題を片づけるという時間をとります。それから、自由に遊ぶ時間を設けてまして、そこでは、宿題をした部屋でパズルとか、そんな、将棋とかして遊んでいる子もいます。それから、遊戯室のほうへ出て、ボール遊びとか、ちょっとニュースポーツっぽいスポーツをやったりとか、あと創作室のほうも使ったりして、今のところ、館内で、それぞれの遊びたいところに行って遊んでおりますので、現在のところは何とか対応できているという状況です。また、遊具とかできれば、さらに充実してくるかと思っておりますので、そんなことで対応しております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

続いて、伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） まず、給食センター事業の賃金の関係ですが、2名分の賃金になります。

それから、アレルギーの関係ですけれども、現在、学校給食センターでは32名おります、アレルギー対応が。ただ、1人でも複数のアレルギーをお持ちのお子さんがいらっしゃっております、年々ふえているという傾向がございます。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 今の遊具のことなんですが、寄附をしてくださる方がいて、その滑り台を設置する工事だというふうにお聞きしましたけれど、滑り台を滑る年齢じゃないような気がするので、邪魔にならないかなとちょっと心配するのですが、どうでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐澤課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 放課後児童クラブの利用者は大半が低学年の児童です。4年生ぐらいまでは人数が多いんですけれど、5、6年生だともうほとんど自分で家に帰れて、利用者がかかなり少ないわけですので、滑り台で遊ぶということはできると思います。それで、設置場所については、こども館系のほうで考えていまして、庭の中心じゃないところ、端っこのほうで設置するというように考えておりますので、できるだけ広く芝のところ、遊べる部分も確保はしていきたいと考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

16ページになりますが、03款の03目の節の08の中に臨床心理士の報償がありますが、これ、こども館に常駐するというのじゃなくて、時々来るということなんだろうと思うんですが、どのような状況に応じて臨床心理士の対応があるのか、その辺について、もう少し詳しく。それから、どのような方が臨床心理士としておいでいただいているのか、その辺をちょっと詳しく御説明をいただけないでしょうか。

それと、もう一点、22ページでございます。桜香丘の横断歩道橋の補修工事でございますが、先ほど、説明の中で、誘導という話もありまして、これは、登下校のときに誘導ということなんでしようけれど、630万に対して、どのような補修工事をして、誘導をする場合は、どういう方が誘導するのか、ボランティアでやるのか、シルバー人材に委託するのか、その辺についてはどのようなお考えを持っているか、お聞かせください。

議長（丸山 豊） それでは、最初に唐澤課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 大熊議員の御質問にお答えします。

臨床心理士の報償ということですが、毎月、現在1回ずつ巡回ということで行ったわけですが、対象になる子供がふえてきて、それを月3回に巡回で回って相談をしていくということですが、臨床心理士は村で臨時職員ということで、その資格のある方をお願いしております。相談件数の増加に伴いまして、巡回指導の回数がふえているということで、ちょっと細かい相談内容まで、ちょっと私のほうでは1件、1件確認はしていませんけれど、対象、巡回相談の数がふえているということで、そんなことで補正をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 補足説明、教育長、お願いします。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今、課長のお話に加えてでございますが、臨床心理士さん、大きなお力を持っている方で、巡回相談、保育園の関係ですが、それと、あと村の就学相談、教育支援委員会と言いますが、そこもお子さんのことにかかわっている。それから、諸検査、今、いろいろな心理検査がございますので、ウィスクとか等々、諸検査も、学校にも実際に入られている、お願いしたりとか。それから、あと、いろいろな相談の中でという、それは一般的な、巡回に限らずの相談、なので、いろんな場面、子供さんへアプローチを、親御さんの相談もありますけれど、お力を発揮していただいています。済みません、補足させていただきました。

議長（丸山 豊） 続いて、藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 大熊議員の御質問にお答えいたします。

桜香丘歩道橋の関係でございます。

まず、増額の要因、内容でございますけれども、副村長の説明にありました交通誘導員の配置につきましては、これは、いわゆる歩行者の安全確保ということで、専門の工事業者が発注する誘導員3名程度を見込んでおります。そのほかの内容につきましては、足場の関係

が必要箇所の特定ができてまいりましたので、足場の関係の追加。それから、必要箇所の補修の増加。それから、大きいのが、本年の10月1日から歩掛が諸経費が変わりまして、増額になっております。この分の経費の増加等々で630万の増ということになります。よろしくお願ひします。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 臨床心理士のところで、もう一度お尋ねをいたします。

今回、補正で30万という金額でございますが、当初の予算、ちょっと私、目を通してないので、今ここで申し上げられませんが、年間トータルにしますと幾らぐらいの金額になるのか、臨床心理士の報酬が、その点についてお尋ねをします。これ、県の、最近、非常に子供たちのそういう複雑な問題で、できれば臨床心理士を、状況が許されれば、予算的なもの、それから人的なもの、常駐で、要するに臨時職員ではなくて、常駐で採用するというのが自治体によってふえてきております、県下でも。そういう中で、年間トータル、どのぐらいになるのか、その辺をお知らせください。

それから、先ほど聞かなかったんですが、21ページの源泉ポンプの点検委託料、観光振興のところでございますが、先ほどの説明ですと、現在使っているポンプを点検していくんだというお話ですが、既に新しいポンプを購入しているはずであります、それが間に合わないのか、それとも、間に合ってきているけれど、まだ今のが使えるので使わないのか、その辺の説明をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐澤課長、お願いします。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 臨床心理士の関係ですけれども、この臨床心理士の報償のところに、臨床心理士と言語聴覚士も含まれておりますが、年間当初予算では256万円という金額を計上させていただきました。相談件数の増ということで、今回、30万必要になってきますので、その分の増額ということで計上させていただいております。

以上です。

議長（丸山 豊） 続いて、出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤平治） 御質問いただきました源泉ポンプであります。新しいポンプにつきましては、今月末納品予定ということで今動いております。今回お願いするものにつきましては、現在使用しているものがまだ健全で動いておりますので、これがどの程度の状況になっているかはまた新たに点検をさせていただくということで、従来ですと、ポンプにつきましては、春と秋といいますか、年2回、通常ですと点検を行っております。当初の中で年2回分確保しておけばよかったですのですが、故障、交換というようなことが想定されておりましたので、1回分、さきに実施分については当初上げなかったものでございます。実際のところ、まだ動いているという中で、現在の状況を調べるための点検費をここでお願いするという内容のものでありますのでお願いいたします。

議長（丸山 豊） 補足説明、唐木村長。

村長（唐木 一直） 臨床心理士常駐という御質問でございます。

常駐することができれば一番いいわけですけれども、なかなか人材確保という点、難しいという状況でありますし、高額な報酬の部分で、フリーでやっている方がということでもあります。そんな状況もありますので、臨職というか、そういう待遇の中で来ていただいている



という、こういうお願いをしておるところでございます。将来的にどうなっていくかというのは、専門職、非常に不足をしておるといふ、県的な全体の状況であります。臨床心理士ですとか、言語聴覚士だとか、いろんな専門職の皆さん、数多く必要になってくる、こういった状況になってきております。この辺につきましても、県も精力的にそういった専門職の育成ということに力を入れておりますので、将来的には地域全体で、上伊那なら上伊那地域全体でそういう方がふえていけばいいなというふうに思っておるところでございます。時は今の状況でお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

3回目でございます。

9 番（大熊 恵二） 3回目の質問をします。

臨床心理士ですが、男性ですか、女性ですか、その辺をちょっとお聞きしたいのと。

それから、頼むたびに先生が違うということではなくて、同じ先生が年間通しておいでいただいているということで、この場合は、あれでしょうか、南信教育事務所をお願いをするということで、窓口はどこになっているのか、依頼をする窓口は、その辺をもう一度御説明ください。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐澤課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 臨床心理士さんは女性の方で、同じ人ということで、そのたびにかわってということではありません。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 臨床心理士さんの窓口といたしますか、子育て支援課さんのほうでずっときてますが、県のスクールカウンセラーさんとは違う立ち位置ですので、事務所のほうは特に通してはいないという。県のほうも、臨床心理士さんを採用しながらとか、あるいは、心理士さんでもいろいろな、学校心理士さんとか、いろんな方がいて、その中での採用ということで、村は村で資格を持っている方の採用ということで、フルタイム的には、さっき村長のお話にもありましたけれども、フルタイムはちょっと苦しい、子育てとか、そんな状況もあって、やりくりの中で来ていただいていると、そういう現状でございます。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

1点お尋ねします。

15ページの中ほどにあります障がい者福祉事業の補助金、障がい児施設等訪問看護サービス事業補助金について、具体的なサービスの内容をちょっとお尋ねしたいんですけど、実は、先週もちょっとマスコミの全国放送の番組で、例えばなんですけれど、全盲、目が見えない子で、しかも重度の心身障がいを持った子が、盲学校に通うべきか、また医療つきの施設に通うべきかという、行くところがないというようなお子さんがおられて、結局、親御さんが、形では放課後児童デイなんですけれど、そういった重度心身の子たちが通える場所をオープンしたと、そういった番組があったんですけど、それで、この障がい児の訪問看護サービスですので、平日、土日とか、親御さんのサポートという意味でもあろうとは思いうん

ですけれど、こういったサービス内容なのか、お尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） 小坂議員のただいまの障がい児施設の訪問看護サービスの補助金の具体的な内容でございます。

これにつきましては、村が設置、運営をしている施設におきまして、これは平日であります。医療的なケアが必要な障がい児、また障がい者が対象となってまいります。ただ、詳しい内容につきましては、あくまで医療的ケアということで御了承いただければと思います。利用者数が少ないところがございますので、詳しい内容を述べますと、個人が特定されてしまうということもございますので、そんな点、御理解をいただければというように思います。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 1番、加藤です。

20ページの農業振興事業の18節の味工房備品購入2,700万の予算をもらっておりますが、この備品についてはどんな備品であるかを説明をお願いします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤平治） この備品の内容については、いろんなものになっております。大きく分けると、今回のリニューアルに伴い、新たに必要なもの、それから、機能アップに伴い、今までの備品からイメージアップするもの、具体的に言いますと、味工房のガレットの部門のカフェ化に伴う、現在の椅子、テーブル、照明機器の交換の伴うものと、それから、あとつけ加えますと、直売部門もさらに充実をします。現在、ちょっとテーブルを幾つか並べた程度のものでありますが、リニューアルに伴い、その部門ができますので、そういった部分で、展示用の台だとか、そういったもの、それから、あとレジシステム、それから両替機等、幅広い備品になります。細かくは、また、もし必要であれば、改めてこういったものの機器一覧ということはお出せるとは思います。現在、そのようなことで計画をしております。

以上です。

議長（丸山 豊） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 今まで、味工房にもそれぞれの備品というものが備えられている中で、今までのその備品というものは、それなりに活用し、今回、備品というのは、リニューアルすることによって、それを使わなければならないという備品であるか、その辺をお願いします。

議長（丸山 豊） 出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤平治） 今御指摘というか、御質問いただいたとおりの内容でございます。基本的には、今ある備品で使えるものはそのまま使うということで予定しております。ただ、今回のリニューアル工事に伴いまして、保健所と衛生面での協議と申しますか、指導を受ける中では、今の施設では足りない、さらに補強と申しますか、充実をしなきゃいけないという備品類も幾つも指摘をされております。そういったところに対応していくということで、あともう一つは、大分傷んで、もう償却期間を過ぎ、これ以上どうも使用するには不適切な、

そういったものをあわせて更新していくという内容でございます。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

加藤議員。

1 番（加藤 泰久） それじゃあ、また後ほど、購入リストをまた見せていただくような形でお願いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 備品類につきましては、また購入リスト等々、お出しをということですので、加藤議員、調べていただければというふうに思います。

と同時に、備品関係につきましては、動産の購入ということで、700万円以上、議会議決を受けなければならないということになっております。本日御議決をいただければ、入札を実施して、できることであれば、今月中に臨時議会をお願いしていきたいというふうに思っております。そうしないと、3月いっぱい完成ということですので、できるだけ早く進めていきたいということ考えておりますので、御議決を賜れば、今年度中、今月中、大変押し迫って申しわけありませんけれども、入札結果によっては臨時会を開催させていただきますので、その辺もよろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第5号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、総合事業にかかる費用の減額に伴う国・県支出金及び支払基金交付金等の減額と、介護予防支援事業にかかる費用の増額に伴う雑入の増額をお願いし、歳出では、総合事業にかかる費用の減額と、介護予防支援事業にかかる費用の増額をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ42万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,406万9,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第5号につきまして細部説明を申し上げます。

初めに、歳出のほうから説明を申し上げますので、11ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

1 款、総務費の1 項1 目、1301一般管理費で66万2,000円を追加するものでございます。

これは、11節の需用費の公用車の燃料費につきまして、地域包括支援センターの相談件数の増加によりまして、家庭訪問での公用車の使用頻度がふえたことによる増額をするもの、それから、13節の委託料で、要支援認定者のケアマネジメント委託料を増額するものであります。この委託料の増額につきましては、予防給付の訪問及び通所介護サービスの利用者が総合事業のほうへ移行をすることにより減少するというように見込んでいたところでございますが、移行をするタイミングを対象者の認定期間の終了期間に合わせまして、段階的に行うとしたことから、その期限が到達する方が年度の下半期に集中しておりまして、現在も予防給付サービスを利用する方がまだ残っておられるということや、また、新たな要支援認定者も増加しているといった状況がございます。このことから、予防給付サービスを利用するためのケアマネジメント委託料が見込み額より増加しまして、不足が生じてしまうということにより増額をお願いするものでございます。

それから、12ページの5款、地域支援事業費、1項1目、1364介護予防日常生活支援サービス事業費、いわゆる総合事業と言っているものでございますが、これは30万円を減額するものでございます。これは、先ほど御説明申し上げましたように、要支援の予防給付サービスから総合事業に移行をしてくる方が見込みよりも少ないといったことから、総合事業における介護予防のケアマネジメント委託料につきまして、必要額が予算額より少なく見込まれるために減額とするものでございます。

おめくりをいただきまして、9款1項1目、1399予備費でございますが、歳入歳出調整を行いまして、6万5,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては以上であります。

続きまして、歳入となりますが、戻って6ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

4款の国庫支出金、2項、国庫補助金、この減額から、おめくりいただきまして、7ページの5款1項、支払基金交付金、8ページの6款、県支出金、3項、県補助金、おめくりをいただきまして、その次の10款、繰入金、1項、一般会計繰入金、2目、地域支援事業繰入金、それぞれの減額でございますが、これ、歳出のほうで御説明を申し上げました総合事業におけるケアマネジメント委託料の減額に伴いまして、その財源となります国庫補助金等、それぞれの負担割合に応じた負担額を減額するというものでございます。

それから、その下の5目、その他一般会計繰入金の増額につきましては、歳出の公用車の燃料費に対する財源補填分でございます。

それから、10ページの13款、諸収入、4項、雑入でございますが、歳出で御説明を申し上げました予防給付におけるケアマネジメント委託料の増額に伴いまして、国保連から地域包括支援センターに給付されますケアマネジメント報酬としまして、64万5,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては以上となります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第6号「平成29年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題

といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第6号「平成29年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳出では、退職被保険者にかかる療養費が増加していることに伴う負担金の増額と、一般被保険者保険税還付金の不足見込み額の増額をお願いし、その増額分につきまして予備費で調整するものであります。したがいまして、予算の総額に変更はございません。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） それでは、議案第6号について細部説明を申し上げます。

予算書の4ページでございます。

2款、保険給付費の第1項第4目、1507退職被保険者等療養事業でございます。19節の負担金、補助金、交付金につきまして、20万円を追加するものでございます。これは、退職被保険者にかかわる柔道整復師等の療養費が増加していることにより、給付費の負担金の不足が見込まれることからでございます。

おめくりいただきまして、5ページでございます。

11款、諸支出金の1項1目、1520一般被保険者保険税還付事務でございます。23節、20万円を追加するものでございます。償還金利子及び割引料につきましてですが、一般被保険者保険税還付金の不足が見込まれることからでございます。

続きまして、6ページでございます。

12款、予備費、1項1目、1524でございます。先ほど申し上げました歳出の増額分につきまして調整を行うものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（丸山 豊） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 少しお尋ねいたします。

今年度の国保の状況を見ておりますと、前年度より減っているんです。要するに、何が減っているのかなと見ると、高額医療費というのが今度の議案には、いつも12月には大体乗ってくるんですが、乗ってこないというような状況で、そういう高額療養というものがあつたのか、なかったのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

松澤課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 大熊議員の質問にお答えいたします。

意外に、高額療養費が出てこなかったということでございます。

以上でございます。

議 長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 若干補足させていただきます。

高額療養につきましては、かなり高額の部分の子供の高額療養費が減ってきたという部分があります。あわせて、一般被保険者の療養給付費も、昨年度までのような伸びということではなくて、かなり少なくなってきました。この辺はいい傾向だなというふうに思いますけれども、原因といたしましては、被保険者数が、景気の状態やら、いろんな制度改正やらによりまして減ってきているという、こういう状況も影響しているのではないかとこのように思っておりますし、一般療養給付費が減ってきておるといことは、村の国保財政にとっては本当にありがたいなというふうに思っております。

来年度から、県が運営の主体という、運営の主体といいますか、財源の部分の運営の主体ということになります。また、いろんな御質問をいただきたいと思いますけれども、仮算定の部分、また本算定の部分、そういった部分が出てきております。確定は1月ということで、この間も県の説明がありまして、広域連合ごとに説明をしておるところであります。1月分につきましては、できるだけ早く通知を示していただきたいという、こういうお願いはしておるところでございます。その状況を見まして、国保運営協議会開催をいたします。それによりまして、本村の国保税はどうなるのかということになろうかというふうに思います。国保運協の中で十分検討してまいります。予測が上がるのか、現状維持で行けるのかというのは、その中で、またいろんな状況を加味しながら検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（丸山 豊） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 今、村長から御説明いただいたように、本村の中では、どうも60歳以下の被保険者の数が減少しているということではありますが、60歳以降も働き続ける人が年々ふえていると。またパートタイムでもバイトでも、働く人の社会保険の加入率が進んでいるという、そういったことが要因だということで、ここ5年間の村の状況を見ても、平成25年、26年、27年、28年、それから今年度の29年を見ても、非常に一番この5年間で今年度が低いというようなことで、今、村長が言われたとおりでと思うんですが、また、村長は、国保では大変な立場で御活躍をいただいて、全県をまとめていくという立場にあるわけございまして、その辺についてはまた一般質問等で詳しく質問をさせていただきたいと、予告をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

議 長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第7号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第7号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、保険基盤安定負担金が確定したことによる一般会計からの繰入金が増額と、歳出では、後期高齢者広域連合への納付金の確定により増額をお願いするものであり

ます。

既定の歳入歳出予算の総額に68万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,174万4,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 議案第7号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページをごらんいただきまして、歳入でございます。

3款、繰越金、1項、一般会計繰入金、2目、保険基盤安定繰入金を63万2,000円追加するものでございます。1節、保険基盤安定繰入金につきまして、村からの繰入金の確定によるものでございます。

おめくりいただき、7ページ、お願いいたします。

5款、諸収入に5万円を追加するものでございます。村から支払う過年度還付の保険料について、長野県後期高齢者医療広域連合からの入金分でございます。

それでは、8ページ、歳出となります。

2款2項1目、1804後期高齢者医療広域連合納付金でございます。19節の負担金、補助金及び交付金につきまして、長野県後期高齢者医療広域連合への保険基盤安定分の負担金の確定により、63万2,000円を追加するものでございます。

おめくりいただきまして、9ページでございます。

3款、諸支出金、1805保険料還付金でございます。23節、還付金、利子及び割引料につきまして、過年度分の保険料に還付が生じ、5万円を追加するものでございます。

以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に68万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,174万4,000円とするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

広域連合に納付する納付金であります。前年度と比較しますと約1,000万ぐらいふえているんです。そういう中で、年々、本村でも、県下一若い村と言われながら、高齢化は着実に進んでいるということでございまして、高齢化が進むのは大変結構な、結構なといいますか、財政的から見ると、ぴんぴんころりじゃないですけど、健康老人が、いわゆるふえるという、寝たきりとか、それで長生きということよりも、むしろ健康でいつまでもはつらつとして、頑張り続ける、そういう高齢者がふえてくれることが望ましいわけですが、それらのことも考えて、村ではさまざまな施策を打っておられると思いますが、特に特筆するようなもの、それから健診的なもの、何か本村としての特徴がありましたら、例えば、大芝の温泉プールを使って、こうやっているよとか、いろいろそういうものをわかる範囲で、簡単に結構でありますので御説明をいただきたいと思います。前年度より約1,000万ぐらいふえているんです、12月のやつを見ますと。お願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） それでは、高齢者の健康づくりにかかわる事業の内容につきまして御説明を申し上げます。

60歳以上の方を対象としたいろんな予防事業等を行っているわけですが、先ほど大熊議員が申されましたように、大芝のふれあいプラザを利用しました、ゆったり水中教室といったものを、初心者コース、また復習コースといったようなものも設けて、また、男性が女性と一緒になかなか参加しづらいということもありまして、男性専用のコースも設けて、そういった水中教室も行っております。

それから、げんきアップクラブ、これは、各公民館で、自分で自力で公民館まで通える高齢者の皆さんの筋力トレーニングですとか、レクリエーション、介護予防の講話等を行っております。これにも実質206人の方が参加されております。

それから、あと、ゆうゆうトレーニング教室ということで、御自分では、実際、教室や講座の場所に自力で行けない方の送迎をしたりしまして、松寿荘のほうで、やはり同じように筋力トレーニング、レクリエーションだとか、予防講話等を行っている事業も行ってございまして、これには21人の方も参加しております。

そういった中で、高齢者の皆さんの健康づくりという部分で、予防にかかわる事業を実施しております。そういったところで、また後期高齢者医療の医療費がふえている、医療費といえますか、納付金がふえているということもございまして、これは住民環境課長のほうからもお答えはする部分かと思っておりますが、今年度でしたっけ、後期高齢の納付金が改定になって上がったのかなとも思いますので、その部分で対象者もふえて、納付金がふえている部分もあろうかと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第4号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4に戻ります。

本日までに受理いたしました請願・陳情は、陳情4件であります。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。



以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕 御苦労さまでした。

散会 午前11時26分

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 1 番から)

4 番 原 悟 郎

1 番 加 藤 泰 久

9 番 大 熊 恵 二

7 番 都 志 今朝一

3 番 山 崎 文 直

6 番 唐 澤 由 江

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一 直	住民環境課長	松澤厚子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

## 会議のてんまつ

平成29年12月13日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日から一般質問を行います。なお、本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分といたします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で、質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可いたします。

4番、原悟郎議員。

4番（原 悟郎） 議席番号4番、原悟郎です。

私は、振り返りますと、平成21年3月定例会、これは唐木村長1期目の最後の議会でありました。そのとき以来、約9年ぶりに一般質問をすることになりました。しかも、とても運がよく、一番くじを引く、これは宝くじに当たったような気分で、きょうはいい気持ちで一般質問をしたいというふうに思っております。長いブランクがありまして、理解能力を初め、多くの機能が低下しておりますので、村長の答弁がよく理解できるかどうか心配をしておるところでございます。

さて、唐木村長4期目も9カ月に入りました。現在は、県の町村会の理事、国保連合会長、さらに広域連合代表副連合長、その他、土地改良団体や森林組合等々、対外的に重要な任務を受けられ、大変御多忙のことと思いますが、健康に留意され、さらなる御活躍を願うところであります。

ところで、前回、一般質問の私のした内容は、唐木村長2期目に向けた重点政策について質問をいたしました。そのときの答弁は、1期目は良とし、2期目も同じく、子育て、高齢者、障がい者に優しい村を初め、福祉制度の充実に取り組んでいくということで、最後に、企業や農業振興等、できる範囲で取り組んだと答弁をしておりました。それ以来質問はできませんでしたが、今回は、その続きのような質問になるかと思えます。村長とは、約半世紀に近いおつき合いをしておるところでございますけれども、まだ、あうんの呼吸とか、ツーとかカーとか、そういう域には達していませんので、少しでも私の思いに近い答弁を期待しているところであります。

前段が長くなりましたが、第1項目めの1番については、村長4期目の立候補における重点公約の大きな7項目めの一つ、豊かな村を築く活力ある産業振興が、子育て日本一や健康・福祉・教育施設の充実に対する注目度に比較して、ややこの項目が地味であり、難しい課題でありますので、少しでも光を当てる意味で質問をさせていただきます。

公約に掲げた活力ある産業振興の重点とする取り組みは、特に企業誘致については、かねてより誘致する場所がないとの発言が聞こえておりました。大変難しいこととは思いますが、

企業振興とあわせ、その方策は何かをお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 4番、原悟郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

前段の話にもありましたように、9年ぶりという一般質問ということであり、私も、9年ぶりにお答えをさせていただきたいと。私自身も、少し、9年ぶりのお答えということで緊張しておるところでございます。

村長就任以来9カ月が過ぎようとしております。その中で、4月にさまざまな公約も掲げさせていただきました。その公約の実現に向けて、全力で取り組んでいかなければならないというふうに思っておるところでありますし、また、全般的には第5次総合計画や村創生総合戦略に基づいていろんなことを進めていかなければならない、公約もほぼそれに沿ったような状況となっております。

今回、特に、子育てを初めてとする施策に加えまして、私は、行政運営というのは、やはりバランスのとれた行政運営というのが必要かなという、そういう思いもしておるところであります。したがって、産業振興分野におきましても、農業や商工業や、そういったバランスのとれた行政運営、さらには、生活面におきましても、子育てから高齢者に至るまでの年齢別に見ましても、バランスのとれた行政運営が必要ではないかなというふうには思っておるところであります。

前段はそのぐらいにしておきまして、活力のある産業振興、特に企業誘致、企業振興の方策はという御質問であります。

現在、村内の工業団地は、北殿工業団地、田畑工業団地、この二つにつきましては、新規に企業誘致できる用地はありません。また、工場団地に計画をしている北原工業団地につきましては、農振除外が大変難しい現状にあるところでもあります。この辺はまた次の質問項目とも関連してまいります。したがって、なかなか新規の企業誘致というのは、大変難しい状況になっておるといのは前々から申し上げておるところであります。

そうした中におきまして、引き続き、この企業振興補助金や空工場等の活用事業補助金などのいろんな制度の活用促進によりまして、村内への企業進出を促しつつ、あわせまして、既存企業の事業支援をしていきたいと、現在もしておりますけれども、そういったことを考えておるところであります。

また、工場用地等の可能な地域であれば、工場用地の確保などの企業要請にできる限りお応えしながら、企業進出や企業の拡張を通じた企業振興を図ってまいりたいと考えております。

若干、ここ二、三年の状況をお話し申し上げたいなというふうに思っております。

ここ2年ぐらいの中で、新規企業の進出につきましては、大小ありますけれども、28年度で2社、29年度で1社1事業所という、こういった四つの企業や商店というか飲食店に進出をしていただいたところでもあります。一番大きなのが、やはりKOAさん、あるいは南原のホンダカーズ松本東の車配送センター。それから、平成29年に入りまして、国道153号線がなかなかバイパス関連によりまして寂しくなってきましたけれども、ことしに入りまして、旧しまむら跡地にシンセイという企業の進出をいただいたところでもあります。また、からあげセンター等もできました。したがって、あの地域は大分にぎやかになってきた

なという感じはしておるところであります。

既存企業の増築におきましても、かなり大規模な増築というのも出てきております。日本ピスコさんの用地は取得が済んでおりますし、大明化学さんも本社事務所をつくりました。さらに工場につきましても、東川原工場増築をなされました。マシンエンジニアリングさんも工場の増築という、こういったところもあるわけでありまして、一番成果が上がっているのかなというのは、今の説明した状況に続きまして、空き事業工場や空き事務所等の参入というのがかなり進んできております。この2年半ぐらいで17件に入っていただきました。そのうちの一番多いのが、美容だとかエステ関係の事業者が10件ということで、空き工場、空き店舗、空き事務所等への参入ができたところでありまして、大きなものとしたしましては、旧ニダイ精工の後に株式会社マシニカルという製造業に入っていただいたところがございます。それから、同じ塩ノ井でありますけれども、農産物販売というプロファースという企業に入っていただいたところでありまして、また、塩ノ井関係でありますけれども、ドイツの跡地、既にまりんべんとうさんは開業しておりましたけれども、その横のドイツの跡地、アクティブという製造業の会社に入っていただきまして、今、事業展開をしております。これは車関係ということで、現在でも40人ほどの従業員ということでお伺いしておるところであります。

したがって、そういった既存企業や新たに進出していただく部分につきましては、小さい部分もありますけれども、そういった空き店舗だとか、空き事務所等、空き工場等をつくらぬということで努力をさせていただいて、その成果も私は出ておるといふふうに思っておるところでございます。

また、既存企業への支援といたしましては、住宅リフォームの補助金や商工業振興資金制度についての景気の動向に注視しながら、補助率や限度額、あるいは貸付利率等も常に見直して、よりよい制度としておるところでございます。そういった面につきましては、引き続き、商工会とも打ち合わせをしながらやっていきたい、やっていければというふうに思っておるところでございます。

これから大切なことは、中小企業の方の新分野への進出、新事業への展開、これをどう促していくのか。さらには、競争力の強化と次世代を担う新産業の創出や付加価値を高めることなどを目的として、新技術、新製品の開発事業にかかわる経費、こういったことは一部補助する制度というのは必要かなというふうに思っております。この辺は、商工会や関係団体と連携をしながら、また進めていければというふうに思っておるところでございます。

あわせて、今、起業ということ、起こす起業のほうでございますけれども、このことが盛んに言われておるところであります。そういった起業につながるような事業展開が極めて重要であるというふうに考えておるところであります。したがって、今、商工会でも検討を進めるとしてあります。そういった中で、村も、商工会と一緒に、起業に向けての支援ができる体制をつくっていく必要があるというふうに思っておるところであります。

したがって、企業誘致につきましては、場所が確保できれば、できる限り企業誘致をしていきたいという思いはあるところでもありますけれども、当面の施策としては、既存企業の充実支援を中心としながら、また、先ほども申し上げましたが、新たに事業を起こしたいという方の支援をどうしていくのか、今、商工会と一緒に検討を始めたところでありまして、これからその動きを加速していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたし

ます。

議長（丸山 豊） 原議員。

4 番（原 悟郎） 今まで目立たない部分で、それぞれの企業振興、あるいは企業誘致が進んでいるということがわかりました。

この産業振興の問題は、農工商、それぞれ幅広く、多くの課題があるわけで、すぐ成果が上がる事項と、長い展望の中で成果が上がる事項があると思いますので、村長みずからの公約ですから、少しでも政策の向上に向けて、任期4年間、じっくり取り組んで、成果の上がることを期待するところであります。

次の答弁に関連がありますので、（2）の農村産業法や地域未来投資促進法について、私には難しい課題ですが、前の企業誘致、企業振興に関連がありますので、続いてお尋ねいたします。

御承知のことと思いますが、農村地域に工業立地を促進し、新たな雇用の機会を創出するために、昭和46年に農村地域工業等導入促進法が制定されました。村でも、かつて、工業用地の確保を行いながら企業誘致を進め、現在はそれらの企業が中心的な役割を果たす企業となっております。先ほど村長からも、北殿、それから田畑の団地が、そこら辺の企業誘致の関係で埋まってきた現状があります。

このたび、現在の促進法の対象業種、工業、貨物運送等々の限定が解除され、指定業種もふやした略称農村産業法に改められました。そのことにより、単純に解釈すれば、指定業種を導入する場合には、農地法、農振法で決められた農地でも進出特例や設備後の税軽減が受けられると解釈できると思います。あわせて、村と県が、地域特性に基づき、活用戦略の基本計画を国の同意を受けた後、村による土地利用調整計画、そして事業者の事業計画を提出し、県が認めれば、農振地区でも農用地域区域でも開発が可能とした地域未来投資促進法が施行されたわけでありますので、この一連の手続をすることで、企業立地が安易にできるというふうに思うところではありますが、そこで、この農村産業法と関連して、この両法律の施行が村に影響や効果があるのか、お聞きいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 農村産業法、地域未来透視促進法に関する御質問でございます。

農村産業法につきましては、議員御指摘のとおり、昭和46年に農村地域工業等導入促進法、農工法を改正いたしまして、従来は、工業と5業種に限定したものを、農村地域の立地ニーズに応じた産業に拡大をしたという改正であります。

この法律の目的といたしましては、農村地域における就業者の場の確保と、農業と他産業のバランスのとれた産業の発展と適切な土地利用による地域の活性化であります。この目的に従いまして、県が基本計画の策定作業を今行っております。村では、この県の基本計画が決まり次第、基本計画に沿って実施計画を策定してまいります。したがって、今、県の基本計画策定作業待ちということになっておるところであります。

この法律の主な支援といたしましては、この計画のもとで農地等を譲渡した場合は、個人に対する所得税の軽減など、こういった措置があるところであります。

また、地域未来投資促進法につきましては、大都市圏にビジネス投資が集中するものを、地域経済における好循環を創出するために、企業立地促進法を改正したものであります。

上伊那8町村の広域の基本計画では、既存企業の発展と新たに参入した企業等が中心とな

って地域経済を牽引することとしております。村では、土地利用計画に配慮しながら、北原地籍と大芝地籍を重点促進区域に位置づけたところでもあります。北原地区につきましては、従来から工業団地にしていければという思いがあったところでもありますけれども、大芝地籍につきましても、既存企業が規模拡大という動きがありますので、計画の中に位置づけさせていただきました。

このメリットといたしましては、今議会におきまして、重点促進区域に企業が進出した場合の優遇措置として、固定資産税の減免措置などの条例改正をお願いしておるところであります。

申し上げましたとおり、地域未来促進法では、地域資源の活用と地域経済を牽引する事業者等による地域経済の好循環を求めています。農村産業法では、就労の場の確保、バランスのとれた産業の発展を求めています。共通して言えることは、秩序ある調和のとれた土地利用を前提としておりますので、土地利用計画には配慮して取り組んでいかなければならないというふうに思っておるところであります。既に、地域未来投資促進法の上伊那地域の基本計画が国の承認を得られております。今後定める農村産業法の村の実施計画とあわせて、これらの計画に沿って、企業進出と事業の拡大や農業振興などを推進していく予定であります。また、逆に、既存企業の拡大に当たっては、土地利用の調整の難しさは生じることもありますが、全体としては村の発展、どうしていったらいいかという、このことを基本とした土地利用調整の取り組みが必要であるというふうに考えております。

ただ、議員御指摘のとおり、農振法との絡み、これがなかなか、この地域未来投資促進法につきましても難しさがあるという面があるところでもあります。この土地改良事業におきまして、補助事業で行った、整備した地域につきましては、利用終了後8年間は農地転用ができないということになっておるところであります。その辺をこの地域未来投資促進法との関連、今、県と協議をしておるところであります。既に既存企業で、どうしても規模拡大をしていきたいというところがありますので、その辺を今協議させていただいておるところであります。なかなか難しさもありますけれども、既存企業で希望がありますので、希望がかなうように今努力をしておるところでありますし、これができなければ、この法律のできた意味というのはなかなか薄れていってしまいますので、この辺を、今、県と盛んに意見交換をしているところでございます。その辺は御理解もいただきたいというふうに思っております。

本村は、前段の質問との関連もありますけれども、20平方キロメートルしかないわけにあります。半分が飛び地の山でありますので、この中で本当にコンパクトな村であり、農振との関係もあります。そういったことを考えれば、大規模な企業誘致というのは不可能でありますので、今申し上げましたように、既存企業の規模拡大につきましては、村も全力で応援をしていきたい、取り組んでまいりたいという、この気持ちで、今、県と協議をしておるところであります。そんな点は御理解をいただきながら、この地域未来投資促進法、既に国の承認も得られておりますので、農振法の部分の中の土地改良部分、面的整備をしてあるわけではないわけです、あの地域は。そういったことを切り口にしながら、今、県と協議を進めております。できる限り希望に沿うように、努力はさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 原議員。



4 番（原 悟郎） 法の解釈の仕方によっては、企業誘致が簡単にできるような解釈もできるわけでありませうけれど、今、着々とその法に従って準備がされているようでございますので、それは最大限努力をしていただいて、せめて既存企業の拡大ができるような努力はお願いしたいと思います。

今、土地改良事業、8年経過という条件が、非常に、私どもいろいろお聞きしたところ、それがネックになっていると言えおかしいですが、その8年の整備の内容ですけれども、何か、新聞なんかによって見ますと、単純に配管をしたぐらいの整備なら8年の対象にならないというような、そんな記事も載っていたところでもありますけれども、例えば、大芝でいくと、大芝というか、南箕輪でも今、大芝、北原、西部土地改良区の範囲ですけれども、今、西部土地改良区で整備して8年経過する、その8年を待っている、あと残りの年数というのはどれぐらいあるのか、そこら辺は、村長、わかりますか。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 面的整備の部分につきましては、今、この辺は県と協議をさせていただいておるところであります。西部土地改良区、今、大規模な国営施設、既存施設の機能保全事業という事業、26億円の事業を入れておるところであります。したがって、土地改良区としては補助事業を実施しておることでもありますけれども、今、議員御指摘のように、管路整備が中心であります。面的整備ということではありませんので、その辺を、今、県と協議をさせていただいておることでもあります。今の西部土地改良区で申し上げますと、今やっておるのはちょうど半分でありますので、25年から新たな事業ということで実施しております。ただ、その前に事業が完了しておる部分というのがあるわけでありませうので、単純に考えると、25年から、今やっているのが25年からでありますので、33年ですかね、33年か4年に終了します。それから8年というところかなり延びてしまいますので、少なくともその前の事業完了から8年ということで、今、県と協議をしている部分もあるところでもありますので、そんな点は、できる限り村も希望に添えるように努力はしていきたいというふうに考えておるところであります。

この土地改良事業につきましては、常に何らかの補助事業を入れておりますので、できることであれば、その事業が終わった段階で、除外地域をつくっていくということも必要かなというふうには考えておるところであります。これ、面的ではなくて、一部分の除外地域ということではありますので、そういった部分でやっていく必要があるというふうに思っておるところであります。

以上です。

議 長（丸山 豊） 原議員。

4 番（原 悟郎） 時間が大分たちましたが、その関連について、もう少しちょっと話したいことがありましたけれど、ちょっと時間の関係で、難しい課題は置いて、次の質問に入りたいと思います。

（3）の18年産米の生産調整の現状と、風の村米だよりの栽培面積の拡大方策の質問であります。

議会開会の村長挨拶で、生産調整や米だよりの内容は少し理解ができたところでもありますけれども、米の生産調整は、御承知のとおり、平成22年から戸別所得補償制度の支払交付金

1万5,000円が、26年産米から7,500円になり、30年産米、いわゆる来年から廃止の方針と、あわせて生産調整も廃止の方針が出されたところであります。

30年度は、国が県に、米需給の情報を集め、それを参考に目安の数値を策定し、地域協議会に提示するというふうになっておりますが、現在までに、国または県から、何らかの方針が示されたのか。また、それを受けて、村の農業再生協議会に村としての方針を提案すると思うが、県からの方針が示されれば、少しでも早く農家に知らせることが大切と思うが、いかがですか。また、国の交付金の支払いが廃止されても、村の産地づくり事業としての交付金等は次年度からも継続していく予定かどうか、あわせてお尋ねいたします。

次に、風の村米だよりであります。現在の栽培者は約20人前後で、私の調査では29年度栽培面積は1,579アールでありましたが、先日の新聞報道では1,651アールということで、多少の誤差はありますが、反収については550キロ前後で、普通栽培米が620キロ、比較すると2割減ということになります。

そこで、風の村は、最近需要が伸びており、ふるさと納税の返礼品としてはトップクラスになり、また、村長みずから、クイーンズ伊勢丹笹塚店でトップセールスを行い、それらの成果から販路拡大につながるようになったと聞いております。さらに、地域おこし協力隊の中間報告でも、村内外で販売に力を入れており、関係者からは米が足りないという声が聞こえております。

過去、村では、幾つもの特産品づくりに取り組んでまいりましたが、その多くが消滅しております。村長もよく御承知のことと思いますけれど。

この米は、信大、上農高校との連携で、大きな意味では産学官の取り組みと思います。上農高校では、2014年、全国お米甲子園で特別優秀賞を受賞しております。さらに、先日、県のお米原産地管理制度で認定米となり、ますます、これから需要が高まってくることと思いき、ここで栽培面積の拡大を図らなければならないというふうに思います。

そこで、この風の村米だよりの定着や面積拡大を図るためには、現在10アール当たり13袋前後の鶏ふん肥料を散布することに、高齢者には大変労力を要する仕事であります。この鶏ふん肥料を散布をまっくんファームで散布機を購入してもらい、それに村で補助し、共同散布すること。また、さきに触れたように、普通栽培米より2割減収することありますので、その分を栽培を始めてから3年ぐらい、村で補填するというので、農家の理解を得て、栽培面積の拡大や収量を図ることとすべきと思うが、どうでしょうか。

この2点についてお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 米の生産調整、風の村米だよりの御質問であります。

平成30年度から米の政策は大きく変わってまいります。生産調整の廃止、所得補償制度の廃止ということあります。ただ、米につきましては、需給の見通し、これは大切でありますので、このことを考慮していかなければならないというふうに思っております。国はといいますか、長野県農業再生協議会が、地域の再生協議会へ、目安値を提示する方針となっております。ただ、今のところ、その目安値につきましてはまだ示されておられません。したがって、今月中旬以降の担当者会議を受けて、村の農業再生協議会で生産数量等について検討していく予定となっております。これからという状況であります。決まり

次第、できる限り早く農家の皆さんにはお知らせをしていきたいということでもあります。これをきちんとやっていかないと、米が余ってしまうという状況にもなってまいります。

ただ、方針としては、つくりたい人はつくれという方針でありますけれども、その中で、長野県の農業再生協議会、あるいは村でも農業再生協議会がありますので、生産数量等については十分検討をしていかなければならないという方針であります。農業者、JA、行政が一体となってやっていきたいというふうに思っておりますし、ブランド米の話、風の村米だよりの話がありました。これは、本当に今、人気が出てきております。需要が供給、なかなか追いついていかないという状況のところまで来ておるところであります。したがって、ここら辺をどう力を入れていくかということがこれからの課題ということでもあります。

29年産米の状況につきましては、議員御指摘のとおり、若干面積がふえたということでもありますけれども、1,579アールで82トンの収穫ということになっております。ただ、28年産米と比べると、面積、数量ともに減少しております。面積も減っておりますし、収量も減っております。この要因といたしましては、土づくりというのが大変重要でありまして、3年ぐらい、これは減収となるということでもあります。この期間を除けば、過ぎれば、上伊那地域というのは米づくりに適した地域でありますので、ほぼ同じようにいけるんじゃないかなという予測は持っておるところでありますので、この辺のところをどう支援していけるのかというのは、議員御指摘のとおり、必要だというふうに思っておりますので、その辺はまたまっくんファーム等々とも検討をしながら、作付面積の増につなげていければというふうに思っておるところでございます。

おかげさまで、風の村米だよりにつきましては、長野県の実産地呼称管理制度で認定となりました。さらに売れる米ということになってきておるところでありますし、議員の話もありましたように、東京の業者も店頭販売ということもやっていただけるようになりましたし、ふるさと納税でも人気が高くなっております。そして、地元の飲食店などでも使っていておるといような状況でありますので、まずは面積拡大をふやし、数量をふやしていく必要があるというふうには思っておるところでありますので、先ほども申し上げましたように、まっくんファームと連携をさらに強めながら、この辺は面積拡大を図っていかなければというふうに思っております。

それをするのにどうしたらいいのかということは、これから、まっくんファームと検討してまいります。先ほどもお話にありましたように、散布機の問題、労力の軽減の問題等々、いろんな問題がありますし、3年間の部分をどうしていくのかという、こういったことも考えていく必要があるというふうに思っておるところであります。

村では、農政だよりを、農業委員会だよりとあわせまして、村報1月号と同時に、風の村米だよりをPRする特集号を発行してまいります。そういった中で、新規希望者を募り、栽培講習会等も開いていく計画となっております。30年産米の生産拡大に向けて、国の補助事業があれば活用していきたいというふうに考えておるところでございますし、産地づくり交付金の話もありました。これにつきましては維持をしていきたいと。ただ、風の村米だよりもう移行していくような、そんなことも必要かなという思いもしておるところでありますので、その辺は来年からというわけにはいかないというふうに思いますけれども、徐々にそういうふうに移行していければというふうに考えておるところでございます。十分にまっくんファームと連携をとっていくことが大切でありますので、面積拡大に向けて、村も努力

してまいります。

以上です。

議長（丸山 豊） 原議員。

4 番（原 悟郎） 手に入れるのに少なくても、どうしても欲しいなというふうに消費者が思うと、価値が高まる。また、余り手に入らないと、消費者が離れるという、大変難しい問題ではありますけれども、とりあえず、風の村米だよりも地域に認められて、栽培面積がふえ、販売が順調に行くように、努力はしていただきたいというふうに思うところであります。

続いて、学校の関係、学校給食の関係について教育長にお尋ねいたします。

時間がありませんので、簡単に答弁していただければ結構ですが、まず、（1）の給食による食育、地産地消の質問ですが、これは、過去に同僚議員から、学校給食の食育の問題は何回か質問がありましたので、今さら多く質問はいたしません、給食と食育の定義は、学校給食法で位置づけられていることは御承知のことと思います。今、学校では、総合学習の時間に、小学生が米づくりを初め、農業体験に取り組み、その産物を給食に活用し、農業の理解と食育につなげるよう努力をしているようにお聞きしておりますが、最近、あらゆるアレルギーの児童も多くなりまして、単に給食を提供すればよいという時代ではないというふうに思いますが、本村の給食で食育の特筆すること、また、地産地消として村内農産物をどのくらい使用しているか、とりあえずお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 原議員、給食による食育や地産地消にどのように取り組んでいるかにお答えしたいと思います。

村では、平成23年4月に、第1次南箕輪村食育推進計画が策定、それから、平成28年度からは、32年度まででございますが、第2次南箕輪村食育推進計画として、食を通して育む人づくり、生涯にわたって生き生きと心豊かに暮らすためにを策定しております。それにのっとりながら食育に関しての教育、あるいは今の地産地消のところを進めているところでございます。

御存じのように、言うまでもなくといいたいまいしょうか、小中学生の時期というのは、心身ともに大きく成長する。その中で、体づくり、いわゆる食はその大きな根幹、根底となるものというふうに思っております。学校では、教科領域を通しながら、いわゆる食の大切さ、食生活、健康教育を推進しておりますが、今、お話がありましたけれども、農業体験、特に5年生が米づくりをやっていたりとか、うんと地域の方にお世話になっていますが、料理体験、あるいは地域文化等の触れ合い等々、さまざまな体験活動がなされています。

給食においても、可能な限り、地産地消への取り組みということで、行事食、それから伝統食の提供、あるいは栄養職員や担任による食育の指導が行われてきております。給食のところで言いますと、今、ちょっと遠くて済みません。らん・らん・ランチという、こういう、栄養士さんが子供たちに、今、きょうの大根は南箕輪でとれたんですよとか、こういうような情報というか、食材についての子供たちにそういうことを伝えたりとか、いろいろ子供たちと地域との食のつながりというのも発信しております。それから、放送等でもその話プラスクイズとか、いろいろ楽しみがあるわけですが、今、給食に村農産物を積極的にふ

やしていく取り組みということで、村地場産物給食利用調整会という会議が動いております。栄養士さん、あじーなさん、農業者さん、味工房等々、関係の方々で意見交換がなされて、その割合をふやしていきたいと、そういう給食を目指しておるところでございます。給食が生きた食材、教材となるというか、そういうことを大事にしておるわけですが、今、御質問いただきました量的なもの、済みません、私は把握していないので、この後、調べて、またお伝えしたいなというふうに思っておりますが。いずれにしても、食材における地場農産物の利用率アップというのは目指す方向でございます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 原議員。

4 番（原 悟郎） 次に、給食の給食費の徴収方法と公会計移行についての質問をいたします。

私が調べたところによりますと、学校給食の給食費は、給食センターと南部小で合計8,900万、約8,900万を徴収しております。これから生徒がふえていくということになりますと、ますます給食費の増大が図られるわけでありますが、今、29年度当初予算で、給食センターと南部小の給食費、給食予算、学校給食予算、両方で6,500万なんです。村の予算よりも給食費のほうがはるかに大きいという状況の中で、今、学校給食は校長の管轄下で、全くの私会計で取り扱われておるといふふうに言われておるわけでありまして。学校給食の、今後、一元の管理、あるいは合理化、効率化、またさらに、事故防止を含めて、学校給食費を歳入歳出予算として管理する公会計、いわゆる一般財源化、会計化することによって、安全で厳正な徴収管理ができると思いますが、この公会計化への移行について検討する考えはないか、お尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 学校給食、徴収方法、それから公会計への移行のことについての御質問でございます。

メディア等々で、教育委員会などが給食費を徴収し、自治体の収入として処理する、いわゆる、今お話がありました公会計化に踏み切る動きというのは全国の中でも大分あるなというふうに承知しております。村の給食費の会計でございますが、いわゆる私会計ということで今お話があったとおりでございます。

徴収は、各児童生徒の御家庭から、毎月の指定日に口座引き落としにより行っております。そのため、原則には教員による給食費の徴収はない状況でございます。また、これはちょっとあれですが、滞納についてということも現在在校生によるものはないと、そんな状況が会計の関係でございます。

学校現場における業務改善等も含めながら、今の御指摘の公会計化というのは、単に事務量の軽減化ということだけではなくて、盗難、あるいは紛失のリスク等を少なくするとともに、会計の透明化を図るもの、そういうふうに考えております。この公会計化を導入する際には、給食費以外の学校徴収金の管理もシステム化することで、さらに透明性、あるいは事務の負担を軽減できる可能性はあるかなというふうに思いますので、PTA会費、あるいは教材費、それから学校徴収金の管理を一元化することができる可能なシステムがあるというふうにお聞きしておりますので、それらを踏まえながら、ハード面、ソフト面、それからコスト面等々を総合的に検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 原議員。

4 番（原 悟郎） 今、学校給食センターの改築か、新築か、大変頭の痛い、悩ましいところであると思いますけれども、せめて新しい給食センターが発足する時分には、公会計化へ移行できるような、そんな目安で進められたらというふうに思います。

以上で、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

議長（丸山 豊） これで、4番、原悟郎議員の質問は終わります。

ただいまから9時55分までトイレ休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時55分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

ここで、先ほど、原議員の質問において、清水教育長のほうから、地産地消の件についての答弁を求めます。

教育長（清水 閣成） 先ほど、地産地消の、いわゆる量的なものはどうなっているかという御質問をいただきました。最近のデータは、済みません、手持ちというか、詳しく調べていないので申しわけないと思っておりますが、二十六、七年度になると思うのですが、例えば、タマネギで言いますと、全体量9.21トンのうち、村は2.56トン、28%、上伊那は、全体のちょっと範囲を広げて2.88%等々、詳しいデータはまたございますので、議員様にお届けのような形、いずれにしろ、今の南箕輪産、あるいは上伊那、県内のものをふやしていくという方向は先ほどお答えしたとおりでございます。済みません、一つの品目だけで申しわけないですが、よろしく申し上げます。

議長（丸山 豊） 続いて、一般質問を続けます。

1番、加藤泰久議員。

1 番（加藤 泰久） 議席番号1番、加藤泰久です。

通告どおり、3件について質問をいたします。

まず、独居老人世帯について質問をいたします。

独居老人と言うと、何か、古い言葉でわかりにくく思いますので、ひとり暮らしの高齢者ということで質問いたします。

全国的に少子高齢化が進んでいると言われておりますが、社会の変化や核家族化が進み、また、都会への一極集中があり、高齢者単身世帯がふえてると報じられております。新聞によりますと、高度成長期に、都市に集中する人口の受け皿として造成されたニュータウンが全国で46カ所あると報じられておまして、その有名なものの中には、東京にある多摩ニュータウン、また、大阪には千里ニュータウン等々があり、それぞれのニュータウンでの高齢化、高齢単身世帯の割合がふえています。中でも、高齢化率が42%、単身世帯が25%のニュータウンもあると報じられております。

これは、都会だけの問題ではなく、地方においても過疎化が進み、高齢化、ひとり住まいが多くなっている現実であります。

なお、今後ともこの傾向は進むと思われております。

長野県で発表された県の統計結果によりますと、ひとり暮らしの高齢者世帯、これは65歳

以上となっておりますが、8万4,134世帯で、一般世帯の10.5%になると報じられておまして、この数字は本当かなと疑いたくなるような、10軒に1軒が高齢者世帯と、ひとり暮らしの高齢者世帯ということになるわけです。

この日々の生活の中で、また、買い物、通院、健康面での不安を感じておられると、また、死んだら早く見つけてという独居者もいると言われております。

県下一若い村、高齢化率の低い村ではありますが、村内の独居老人の実数や実態についてお伺いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 1番、加藤泰久議員の御質問にお答えいたします。

独居老人の世帯、村内の実態数という御質問でございます。

県下一若い南箕輪村におきましても、高齢化というのは着実に進んできておりますけれども、統計的に見ますと、かなり先まではいまだに県下一若いという、統計上の数値というのはそういうふうになっておるところであります。

65歳以上のひとり暮らしの世帯、住民登録上では560世帯ということになっております。これは、長野県の今状況もお話がありましたけれども、やはり本村でも10%余という、こんな数値となっております。75歳以上の後期高齢者になりますと、約半減をいたします。274世帯ということになります。ただ、この数値の中には、世帯分離をしている方も含まれておるところであります。したがって、実際にはもう少し少ない世帯数となっているのではないかとこのように思っております。ただ、その実態把握というのは難しいという、今のこの情報の部分の中では難しいというふうに思っております。そんな点は御理解をいただきたいなというふうに思います。

このうち、どのぐらいの人がサービスを利用する、支援を必要としているのかということでございますけれども、村のひとり暮らし台帳に登録いただいている方は85人です。そんな状況となっております。今では、サービスを利用したいときに登録をいただいておりますけれども、緊急時に親族等の連絡先がわからないといった未登録の方の事例が何件か発生してきております。そんなこともありまして、今年度の途中から、サービス利用者にかかわらず、今後の生活の心配と思われる方にも台帳に登録していただけるように、今促しておるところであります。この台帳に登録するには、個人情報保護という部分がありますので、本人同意が必要ということになります。そんなことを説明しながらということで進めておるところであります。中には、断られる方もおります。したがって、支援を必要とする全ての方の登録がなされるという、こういうのはなかなか難しい状況ということになります。そんなことで、本村でも高齢化というのは進んできておるとい実態でございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1番（加藤 泰久） ただいまの答弁の中にもありますが、やはり登録者が少ない中でも、また、75歳以上の後期高齢者においても、今後ともふえる可能性は大きいと思われるかと感じております。それで、区内にも独居の方がおりますが、近所、隣組や民生委員の方々の協力を得て、今現在、生活をしているというような状態ではあります。今答弁の中にもありました

が、村の対応、これはどんなふうにとお聞きしているところではありますが、ただいま説明の中にありましたので、今後の対策を含めて答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 登録されていない方もかなりおるといふことでありますので、できる限り、民生児童委員や地域包括支援センター等の連携によりまして、このひとり暮らし台帳というのに登録していただく、このことが安心な生活が確保できる第一歩でありますので、その辺につきましてはしっかりとやっていきたいというふうに思っておるところであります。

これ、（２）、（３）番、一緒でよろしいですね。

１番（加藤 泰久） よろしいです。お願いします。

村長（唐木 一直） 支援を必要とするひとり暮らしの高齢者の対応ということでもありますけれども、いろんなサービスを実施しております。ひとり暮らしの生活支援の主なものといたしましては、緊急通報体制整備事業、軽度生活支援事業、まっくん生活支え愛事業、配食サービス、給食サービス、こういったサービスを実施しておるところでございます。

一番必要と思われるのは、緊急通報体制事業ではないかなというふうに思っておるところであります。これにつきましては、専用の通信機設置、そして、同時に、安否確認センサーによる24時間の見守り体制、このことも導入しておりますので、できる限り、こういった皆さんには広めていければというふうに思っておるところでございます。

さらに、軽度生活支援事業につきましては、食事や食材の確保、掃除、生活支援等々、ホームヘルパー訪問で行っておりますし、まっくん生活支え愛事業につきましても、ごみの分別やごみ出し、そういったこともやっておるところであります。これにつきましては有償ボランティアということで実施をさせていただいております。

配食サービス、これ、調理が困難な高齢者もおいでになりますので、昼食時にはバランス、栄養のバランスということも大切でありますので、そういったことで弁当を委託業者に配達してもらって、安否確認もあわせて行っていただいておりますという、こういう事業も行っておるところでありますし、給食サービスにつきましては、民生児童委員が月に２回、手づくりの弁当を配達して、安否確認を行っておるところであります。

これらの事業につきましては、希望される方に対しまして実施をしておりますし、複数の事業を利用しているという方もおります。この皆さんをできるだけふやしていくという努力もしていかなければならないというふうに思っておりますので、その辺はしっかりとやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

今後の対策ということでございますけれども、現在、当村の人口は増加しておりますし、高齢化率、75歳以上の人口比率ともに県下で一番低いという状況となっております。県下一若い村であります。そんな中におきましても、これからさらにこういったことは必要になってくるというふうに思っております。その中で一番大切なこととてありますけれども、これからは、医療、介護、地域の、こういった連携というのが本当に必要になってくる、支援体制構築をしていく必要があるというふうに思っております。関係機関の協議を今進めているところでございます。その中で大切なことは、やはり地域であります。地域の支え合い、これは本当に大切だというふうに思っておるところであります。お互いに支え、支えられる、こういった状況というのが必要であります。この辺につきましては、また取り組みを強化し



ていかなければならないというふうに思っておるところでございます。

ひとり暮らしの高齢者の皆さんにつきましては、健康寿命を延ばしていただいて、元気なひとり暮らし、このことが一番大切だというふうに思っておりますので、介護予防の体力づくり、健康づくりを図る事業、いろんなことをやっております。水中ウォーキングだとか、あるいは、げんきアップクラブでの筋力トレーニングだとか、レクリエーションによる脳の活性化、あるいは介護予防講演会など、そういったこともやっておりますので、多くの高齢者の皆さんに参加をいただき、このことが大切だなというふうに思っております。そして、その中に参加していただき、健康寿命を延ばしていただく、このことに尽きるというふうに思いますので、参加の促進につきましてもしっかりと周知をしていくということで、これからもやっていきたいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたが、支援を希望せずに、把握できないひとり暮らしの高齢者、この方もおられますので、民生児童委員と地域包括支援センターが連携し、全てのひとり暮らしの高齢者を把握できる台帳整備を進めてまいります。今も進めておりますけれども、より完全なものにしていきたいというふうに考えておるところでございます。いろんなサービスを組み合わせながら、ひとり暮らしの皆様方が安心して生活できるような、そういう地域、社会になっていけば理想でありますので、村も、できる限り、そういった地域になるために、するように努力をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 高齢者がふえる中で、独居老人がふえる。これは、今後は当然ふえていくものと思われませんが、個人の方の、今言われたように、申告というようなことで、個人情報、今、非常に持ち出されております。都会と違いまして、この辺は、御近所のおつき合い、また隣組に入ったりと、御近所の皆さんとの助け合いの中で、今、それぞれの独居の方が生活しておられると思いますので、地域の皆さん、隣組、また、含めた中で、その方々を見守り、また、行政でも、やっぱりそれぞれの方のリストが完全にでき上がることが一番よいことかと思っておりますので、ぜひとも、それぞれの高齢者の皆さんが1人で暮らしていても、安心していただける、また健康で長生きできるような政策をお願いしたいと思っております。

続きまして、県の森林税について質問をいたします。

さきの県会の11月定例会において、県森林づくり県民税、これは森林税です。これを5年延長する条例が可決されました。村においては、28年には7,669人が納税していると聞いております。この納税額は、1人500円といたしましても383万4,500円と計算されます。県の事業であります、個人を含めた地域、団体、組合等での利用であります森林づくり支援金等の制度もありますので、まず、村内での利用状況はどうかということを質問いたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 森林税についての御質問であります。

御指摘のように、平成20年度から導入されました森林税、今県議会議会で5年間継続ということに決定されました。森林税の多くは、間伐を中心とした里山整備に活用されており、県全体で3万ヘクタール以上の間伐が実施されてきたところであります。県の森林税の使途

につきましては、基本的には村有林の間伐事業につきましては補助対象外とされております。また、国庫補助対象事業にならない森林整備や枯損木の処理等の事業が対象となっております。

村でも、導入当初から、民有林の里山の間伐に取り組み、大芝を除く里山で94.7ヘクタールありますけれども、その31.5%に相当する約29.8ヘクタールの間伐を実施させていただきました。したがって、県の森林税を利用いたしまして里山の30%余の間伐は実施させていただいたところであります。最近では、大芝村有林の間伐のための樹木調査や設計業務、また遊歩道などの枯れ枝の除去や、小学校の1年生から4年生に、森林体験とみんなの森の樹種転換のためのドングリの育苗事業というのを行っております。村の森林づくり事業の一部について活用しておるところであります。事業が確定した平成28年度では、95万4,000円の補助金で、109万7,000円の事業を実施しておるところであります。したがって、本村でも有効に県の森林税を活用させていただいておるところでございます。

ただ、平成28年度に村民が納めた森林税、加藤議員が御指摘のとおり、380万余ということになりますので、納めた税金からすると活用が約3分の1ぐらいということになっておるところであります。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） それでは、次の税の活用法の取り組みや、村民に対する説明について質問いたします。

大北森林組合補助金不正受給問題等があり、大変不透明な部分があるわけですが、村内においては、里山整備等で一定の成果は見られたと思っております。県の示す今後5年間の活用法、事業内容について、県では、森林の多様な利用、活用の推進、林務にかかわらず、教育や観光、景観など、四方に拡充すると、このように言われておられて、その中には、今、一番懸念されております松くい虫被害対策への活用も検討すると、このように言われておられていますが、今後、この森林税、村民への活用の取り組みや、村民へ説明はどのようにしていくのかということについて質問をいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 税の活用方法やその説明はという御質問であります。

先ほども申し上げましたけれども、森林税につきましては、今県議会で、使い勝手を拡大した上で、来年度以降5年間の継続をするということが決まりました。しかし、この審議の中では、1年分の税収に相当する基金が積み上がっている。本当に多額の基金が残っているということ、それと同時に、御承知のとおり、大北森林組合の補助金不正受給事件の検証なども指摘する意見、あるいは、里山整備が中心であった使い道を観光や教育分野でも使えるように用途を広げて、さらに再生林への支援を拡大することなどの意見も出されたということですが、その用途につきましては、いまだ明確になっていないところであります。これから詳細を詰めていくということで検討されていくということですので、その状況を見ながらということになります。森林整備にとどまらず、木材の利活用を含めた林業リサイクルの構築が進むことなど、使い道の拡大が図られることを期待しておるところであります。

村といたしましても、そういった状況、動向を注視しながら、必要な事業につきましては

積極的に活用をし、森林整備、森林づくりを進めていきたいというふうと考えておるところでございます。これからの使い道につきましては、拡大をするという、こういう県議会の意見を踏まえまして、そういった方向で検討がなされるというふうと考えております。したがって、観光とか、教育分野とか、あるいは再造林とか、そういった部分に活用が、使途が拡大されてくるのではないかとというふうには思っております。その状況を見きわめながら、村もできる限り森林税を活用して、森林整備等々をやってまいりたいというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 納税は県民の義務であります。納税したお金に関しては、ぜひ有効に利用を、活用することが望ましいと考えております。また、国会においては、森林環境税1,000円というような、今話が出て、これが進んでいくのではないかと思いますけれども、国となると、大変、手続等にもいろいろ難しさがあるかと思っておりますので、県が示された今後の方針に従って、村も積極的に活用をしていくようなことをお願いいたしたいと思っております。

続きまして、ふるさと納税について質問をいたします。

ふるさと納税が順調で、12月初めで8,000万の寄附が寄せられたと聞いております。ふるさと納税については、近隣の市では、総務省よりクレームがついたりしておりますが、本村においては、制度を忠実に活用し、寄附も順調に伸び、ジェラート、お米、リンゴ等、返礼品も大変人気があり、評価されて、大変よい結果と思われまます。

寄附された方によっては、使い道を指定される方もおられると聞きますが、少数であります。寄附への返礼のお礼の書状の中にも、使った事業等の記載はなされておられません。それで、ふるさと納税による寄附金を活用した事業はどんなものがあるかと、それについて質問をいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） ふるさと納税につきましての御質問であります。活用した事業についてということでもありますけれども、ふるさと納税全体につきまして若干答弁させていただきたいというふうに思っております。

本年度のふるさと納税の状況につきましては、南箕輪村産のこしひかり、風の村米だよりが昨年より大幅に数量が確保できたこと、それと、味工房のジェラート、森のアイスの1セット当たりの個数をふやしたことなどにより、好調に推移をいたしまして、12月5日までに寄附額が7,276件、8,162万円となっております。これは、昨年度が1年間で3,000万ちょっとでありました。3,059万5,000円でありましたので、既に、途中でありますけれども、昨年度1年間の2.7倍ほどということで、本村にいたしましては好調に推移しているのかなというふうに思っております。ふるさと納税につきましては、これからが駆け込みということでもありますので、さらに寄附額は多くなっていくというふうには考えておるところであります。その中で、こしひかり、風の村米だよりが数量がふえましたので、この辺も期待をしておるところであります。逆に、味工房のジェラート、森のアイスにつきましては、11月いっぱい終了せざるを得なかったという、増改築に入りましたので、この辺はかなり大きな打撃になるのかなというふうには思っております。今年度、1億円は超えていくとい

うことで、補正予算もお願いをしたところでございます。

これから、さらに、このふるさと納税につきましては、どういったものがまだできるのかという、このことは常に検討していく必要はあるというふうに考えております。

ふるさと納税を寄附していただく際には、7項目につきましてはの使い道の指定ができるようにしております。村政全般というのを加えましてであります。自然景観の保全、子育て支援、福祉厚生、教育文化、防犯防災、産業振興、こういったことを設けて、指定ができるようになっておるところであります。使い道の指定状況を見ますと、村政全般が72%、続いて子育て支援が11%、自然環境の保全が8%となっております。圧倒的に一番丸がついているのは村政全般であります。これ、幅広い部分でありますので、これはやむを得ないかなというふうに思っておるところであります。

村では、ホームページにおきまして、指定されました用途ごとの寄附金の活用実績を公表しております。平成28年度分の実績のうち、村政全般では、子供の増加に伴う保育園の増改築工事、生涯学習施設の建設工事、子育て支援では、木育、食育や運動遊びの推進、ファーストブック、セカンドブックの購入など、それぞれの用途ごとに有効に活用をさせていただいておるところであります。この辺につきましては、ホームページで公表をしておるところでございます。本年度につきましては、前々からも御説明申し上げておりますように、味工房の備品に充当させていただきたいということで、議員の皆様方にもお願いをしておるところでございます。また、28年度のふるさと納税の寄附金の用途につきましては、表ができておりますので、また配付もさせていただきたいというふうに思っております。いずれにしましても、3,059万5,000円の中で配分をしているということでございます。そんなことになっておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 順調な取り組みの中で、私、一つ思いますのは、それぞれのふるさと納税をしていただいた、寄附をいただいた方に対する礼状がそれぞれ送られておるわけでございます。その中で、これは今一番当たりさわりのない言い方かとは思いますが、村政全般のため、有効に浄財を使わせていただきたいと存じます、こういう記述をされておりますが、もう少し具体的に有効利用しているということをそれぞれの寄附者の皆さんにお伝えすることは、今はホームページという話がありましたけれども、これはそれぞれいただいた方、何々様というように個人に全て出されておりますので、その辺をもう少し心遣いをしていただいて、また来年もこの時期もふるさと納税をしたいと、村のために一生懸命やりたいという気持ちを出していただくような形でやっていただきたいと、こんなことを思うわけでございます。

今後の寄附の使い道ということで質問させていただきます。

広域連合のふるさと納税の活用報告とPRを兼ねた交流会を銀座NAGANOで開いたと報じられております。伊那、箕輪、南箕輪、宮田が参加して、盛況だったというように報じられております。その中で、村として、今後の取り組みについては、子供たちの増加に対応するための事業に使うと話されております。ほかの町村では、これまでやりたくてもできなかった事業、また、寄附者の思いに沿う事業、教育環境の整備、子育て、移住定住のためにというように、それぞれの町村では言っております。

そこで思い出されるのが、現在、村民の憩いの場であり、観光の大芝高原であります。大芝の案内板にも記されておりますが、福澤桃十校長が、村民の反対の中で植林を続けて、後に校舎建設に木材を利用し、村民から感謝されたというようなことが記されております。また、森の里親制度の作業にもたまたま参加させていただきまして、10年が経過されたということで、その手入れされたところと、ほかとを見比べると、雲泥の差があるところであります。手入れの必要性、10年という必要性が非常に大切だということも感じました。

そこで、寄附されたお金に対して、森林整備、環境の整備、大芝高原の充実等に充てて、先行投資的な使い道を希望いたしますが、また、寄附者に対しても使用を報告し、ぜひとも村に足を運んでいただくようなことを促す、こんなような使い道を希望するところでありますが、今後の寄附の使い道について質問をいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 前段の質問で、礼状の件がありました。この辺につきましては、十分工夫させていただくということで御了解をお願いしたいと思います。できるだけ丁寧な文書にしていければというふうに思っております。ただ、一人一人に送ります。一番多いのは1万円の寄附ということであります。これが、恐らく本年度は、本年度というか、ことしは8,000件を超えてくるということになろうかと思っておりますので、大変な作業だという部分であります。これはきちんとやっていかなければいけないだろうというふうに思っておりますし、寄附の使い道につきましては、先ほども御説明申し上げましたけれども、もう少し細かくできれば一番いいわけであります。今、加藤議員に御指摘をいただいたように、大芝村有林の部分とか、いろんな、もっと細かく詳細にできればいいわけであります。

自然景観保全の部分におきましては、これはほとんどが大芝高原の部分に使わせていただいております。これに、平成28年度につきましては290万ほどということであります。そういったことで、使い道につきましても、さらに検討をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ふるさと納税も順調に伸びておりますので、ぜひともこれを上手に活用しながら、納税した皆さんが、南箕輪にぜひ行ってみたい、南箕輪のものを食べてみたい、そんなことを大勢の皆さんが思われるふるさと納税にしていただきたいと思います。希望いたします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、1番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、大熊恵二議員。

9 番（大熊 恵二） 議席番号9番、大熊恵二であります。

私は、さきに通告をさせていただきました三つの問題について、これから、村長並びに教

育長にお尋ねをしてみたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

第1番目は、新たな国民健康保険のあり方についてお尋ねいたします。

この健康保険の問題につきまして、国保事業の円滑な運営を今度担っていかれる国保連合会の会長に、我が村、唐木村長が就任を10月1日からされました。大変おめでとうございますと言っていいのかどうか、ちょっとわかりませんが、大変御苦労なことだと思っております。よくやって当たり前、うまくいかないときはいろいろ批判を受ける、そういう高い立場になった村長の御苦労を考えると、これから、来年度からスタートする国保事業、大変だなということで案じております。これから、少し細かいことについてお尋ねしてみたいので、よろしくお願い申し上げます。

財政運営、主体が、御存じのように、来年度から市町村から県に移ることになるわけですが、今、保険料がどうなるのか、それから、市町村間の医療費の格差がどうなっていくのか、そして、本村もどうかわかりませんが、自治体によっては急激な保険料が高くなるという事ですか、上昇するんじゃないかというような御心配や、今までも繰り入れ等をして、円滑な市町村の保険運営をしてきているわけですが、この赤字問題のことについても今後どうなっていくのか、それから、市町村の果たす役割というものはどういうことなのか、これらのことについて、村長にお尋ねしてみたいです。

本当は、全県的な統一ということで、保険料の統一は公平感があるというようなことで、健康づくりの取り組み、そして、医療費の水準にばらつきがないように、3年ごとに、新しい県が担当するのは見直していくんだというような話も出ておまして、将来的な統一を検討するというような、行く行くは全県統一と、こんな話もあるようでありますし、将来的なことを考えたときに、急激に高くなる自治体については激変緩和策というようなものもあるようでございますが、激変緩和するといっても、いわゆる10年間まで延長できるというようなことも規定されているようであります。

それらのことも、もろもろ含めまして、今度、新たに連合会の会長に就任されました本村の唐木村長から、新たな国民健康保険、今後どうなるのか、お尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 9番、大熊恵二議員の御質問にお答えをいたします。

新たな国民健康保険制度のあり方についてという御質問でございます。

国保連合会、10月1日から理事長職を担わせていただくことになりました。これは、市長が2年間、町村長が2年間という、交互でやっております。たまたま私が上伊那の当番でありまして、出ていきましたら、ことしから2年間は町村長の番だよという、初めてそこで知りまして、ほかの首長を見ましたら、全部1期の皆さんでありましたので、これはやむを得ないということでお引き受けをいたしました。国保連合会自体は、いわゆるレセプトの審査から始まって、医療費の支払いというのが主な事務になります。7,000億円台の予算ということでありますので、気を引き締めてやっていかなければならないというふうに思っております。

さて、本題の国保制度改革であります。御指摘のとおり、県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を果たすということで、国保制度が来年度から全国的に県が運営主体ということになります。したがって、この役割分担の明確化

ということが必要となってくるわけであります。県は、いわゆる保険料金の徴収をするという役割が主であります。標準の税率を算定しながら、各市町村に納付金の額を定めて、納付をしていくということでありまして、市町村につきましては、資格管理や保険の給付、保険税率の決定、賦課徴収、保険事業等、きめ細かな事業を引き続き担っていくということでありまして、いわゆる保険料の納付、県で決めていただく、それ以外につきましては今までと余り多く変わってこないということでありまして。

その中で一番の問題は、保険料がどうなってくるのかということでありまして。特に長野県の場合は、平成27年の部分の統計で見ますと、各市町村の医療水準の格差が非常に大きいということでありまして。これ、全国で一番であります。2.2倍の格差があるという、これは本当に大変なことだなというふうに思っておるところであります。そういったことを踏まえて、各市町村の医療水準を反映した保険料にせざるを得ないということとございまして。

保険料の大幅な引き上げというのは、これはなかなか難しいということでありまして、激変緩和措置というのを組み入れて、計算をしていくわけでありまして。ただ、この激変緩和措置につきましては、議員御指摘のとおり、10年ということでありましてけれども、基本的には6年をめどにということになっております。そのほかには、法定外繰入、赤字補填であります。これは計画的に解消をしていくということでありまして。本村も、平成29年度につきましては、当初予算から4,500万の赤字補填ということで、既に当初からこれを繰り入れておるところであります。そうしていかないと、国保財政が持たないということでありまして。これを徐々に解消していくということとなっておるところであります。そして、最終的には、これはどのぐらいになるのか、年数は不明であります。将来的には、保険料の統一、こういうことを目指しておるということとありますけれども、先ほど申し上げましたように、医療費の水準というのが、2.2倍、格差がありますので、これをできるだけ埋めていくということで、将来的な保険料の統一ということになろうかというふうに思います。

先般の町村会の役員会の中でも、県から説明がありました。私は、将来的には保険料を統一すべきだという意見を申し上げましたけれども、その目安を示していただかないと、市町村において、いつまでということがわからないと、保険料の算定をどうしていくのかという、これにも影響してきますよという話をさせていただいたところでありまして。それは将来的な問題であります。

今、来年度の保険料はどうなるのかということとございましてけれども、12月に入りまして、県から仮係数による試算結果が示されました。これは仮係数ということとあります。本係数といいますか、最終的には1月の中旬ごろに最終的な確定がなされるということとありますので、仮係数、新聞報道もなされるようでありましてけれども、仮係数と決定額とは若干違ってくるということは御理解をいただきたいというふうに思います。

その中で、平成30年度の村の納付金額は約3億4,900万円でありまして。この12月に示された部分であります。納付金を賄うために必要な1人当たりの保険税額というのが11万6,197円となっております。これは軽減後ということとあります。納付金というのは、市町村の医療費水準や所得水準などによって算定をされてくるわけでありましてけれども、本村の場合は両方の水準が比較的高い位置にあります。医療費水準、所得水準、高い位置にあるために、1人当たりの保険税も高目となっております。現在の1人当たりの保険税額が10万7,379円でありまして。単純に考えますと、約8,800円の増税が必要となつてまいります。単純比較で

申し上げますと、率にしますと約8.3%の引き上げが必要かなと、これは単純な比較であります。この納付金というのは、3億4,900万という額を申し上げましたけれども、税プラス法定内繰入の合計額であります。税と法定内繰入というのもしておりますので、それは足した部分がということであります。したがって、本村は、税として3億500万円前後の徴収が必要であるという、この12月の結果はそういうことになっております。税の必要額からすると、10%程度の引き上げが必要となってくるという、こういう試算結果となっておりますので、私自身は、国保税の引き上げというのはやむを得ないというふうに考えております。

ただ、その引き上げ率をどうしていくのか、このことが一番問題になるわけであります。被保険者の負担がかなり重くなりますので、30年度の税率につきましては、過度の負担増にならないようにしたいと考えております。しかし、その場合でも、この不足分というのは当然生じてまいりますので、平成29年度の決算状況、これも見きわめていかなければならないというふうに考えておるところであります。前年度、平成29年度の繰越金の予想がどうなるのか、あるいは、平成29年度は基金も繰り入れることになっておりますので、この基金の残額はどうなるのか、この辺をしっかりと見きわめてまいりたいなというふうに思っておるところであります。それでも足りない場合にはどうするのか、この辺につきましては、国保運営協議会で十分議論をしていただくということにしたいというふうに思っておりますけれども、私自身は、初年度、平成30年度の部分につきましては、ある程度の一般会計からの赤字補填はやむを得ないというふうに考えております。これは、税の大幅な引き上げということは避けていかなければならないというふうに思っておりますので、当面ということであります。当面の間、この部分につきましてはやむを得ないかなというふうに考えておるところでございます。ただ、方針とすれば、法定外繰入、赤字補填は望ましい状況ではありませんので、解消に向けた努力もしていかなければならないというふうに思っております。税の引き上げと、それから法定外繰入、この兼ね合いをどうしていくのかというのは、また1月の確定係数が示された時点でしっかりと国保運営協議会で議論していただくというふうに思っております。それが確定しましたら、3月定例会で条例改正としてお願いをしていかなければならない、こんな状況となっておるところであります。

日本は、国民皆保険制度の国であります。そのことが住民の長寿と健康を支えておる、このことも事実でありますので、国保もその一翼を担っております。加入者の健康をいかに守るかということが重要でありますので、村といたしましては、村民の身近な窓口ですので、機会を捉えて、特定健診や受診勧奨、保健指導など、きめ細かな対応をしてみたいと思っております。特定健診等につきましても、県の平均よりも本村のほうが高いわけありますので、この辺の事業もさらに進めていければというふうに思っております。

それから、これも国保運営協議会で基本的なことを定めていただきますけれども、今、4方式でやっておるわけであります。資産割を入れて4方式でやっておりますけれども、私自身の考え方といたしましては、資産割を廃止すべきだというふうに思っておるところでありますので、3方式で行きたい。ただ、これは国保運営協議会にはそんなお話もしてまいりませぬけれども、その議論がどうなってくるかということでもあります。

それと同時に、応益・応能割の部分、全国所得水準が全国の平均と同じであれば、県の場合には12月に示された部分につきましては51対49ということでもあります。応益が51、応能が49ということでもあります。この辺がどうなってくるのかという部分であります。この辺もま



た詳細な通知を出しながらお示しをしていきたいというふうに思っております。

したがって、今申し上げた部分を整理いたしますと、税の引き上げはせざるを得ないと同時に、大幅な引き上げは避けていきたい。基金が余れば、基金の繰り入れ、また、法定外繰入も一部やっていかざるを得ないというふうに思っております。ただ、ことしの場合、4,500万でありますので、そこまでは行かずに済むというふうに私自身の試算はしておりますので、これが1,000万なのか、1,500万になるのか、その程度でおさまればいいなというふうに思っております。徐々に、年次的にゼロにしていくような方策を考えてまいりたいというふうに思っております。ことしの医療費を見ますと、このところ、また大きな病気の人が出てまいりまして、上がってきましたけれど、今まではかなり安定して、余り上昇せずに済んできておりますので、その状況も見きわめながら、また判断をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 1月の中旬に県からの指針が示されるというお話でございます。どこの自治体においても、特に本村もそうですが、保険料が余り高くなってほしくないというのが住民の願いかと思えます。その辺、十分、村でも、村長のほうでもお考えをいただいているようでございますので、非常にありがたいなと思うところであります。

ただ、その場合に、赤字の穴埋めの目的のために一般会計から繰り入れを行うわけですが、翌々年度も繰り入れの解消が見込まれないという場合には、村として赤字解消計画というものを策定するというようなことも示されておりますが、そういう事態には立ち入らないという判断でよろしいのかどうか、その辺もお尋ねしたいと思います。目安となる標準保険料というのは、1月中旬に県が出すということのようですが、それを受けて、市町村がどう保険料を決定していくかということになるかと思いますが、この赤字解消の計画等について、抵触をしそうなのか、それともこれはクリアできるのか、その辺をお尋ねいたします。

それから、もう一点、保険加入者の数などに応じて、91.5から98.0の保険料の収納、いわゆる徴収です、住民からの。収納率の目標を設定するという指針があるようですが、この辺については、現在の状況から判断して十分クリアできますよと、こういうお考えかどうか、お尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 赤字の解消計画に該当するかどうかという点でございますけれども、1月の標準保険料がどうなってくるか、これによっても変わってきますけれども、平成30年度につきましてはやむを得ないというふうに私は思っております。医療費水準が、今、うちの場合、結構下がってきていますので、1年で済んでいくのかなという思いもありますけれども、その辺は、標準保険料が示された段階で、ことしの状況を見きわめながら判断をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけれども、ことしの保険税の調定状況等々を勘案しますと、どうしても、どうも3,000万ぐらいは、3,000万から3,500万ぐらいは足りないということでもありますので、その足りない部分をどうしていくのか、こういうことでもあります。したがって、ことし、当初から4,500万入れていますけれども、これはそこまで行かなくて済むのかなという、これは本当にそう思っております。したがって、税率アップ、どのぐらいに

するのか、この辺で決まってくるので、その状況を見ながら、また十分検討をしてみたいと思います。

それから、徴収率の問題であります。

昨年の現年度課税分がたしか94.7%ぐらいでありました。これはちょっと、本村の場合は低いものですから、これはちょっと頑張らないといけないなというふうに思っております。少なくとも95%を超えないといけないという思いで今やっておりますので、できる限りそんな状況でやっていければというふうに思っておりますのでございます。今年度の国民健康保険税の状況、収納率、去年より若干現年度分が上がっておりますので、95をクリアできるような努力はしてまいります。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） もちろん、全て県の基本的なものが出てこない、そういう計算も成り立たないということだろうと思いますが、徴収につきましても、十分御努力をいただきたいと思っております。

本村は、県下一若い村と言われながら、医療費は県下42番目ですか、非常に医者にかかる人が多いと、本当に喫茶店に行くように医者に行くという、身近に医療機関が非常に充実しているということも、こんな恵まれた村はないなと、これが人口増にもつながっているのかなということも考えられますけれども、非常に医療費は多く使っている村などと、県下一若い村って言いながら、医療の面から見ると、医療費を多く使っていると、この辺も、今後どう住民に意識づけていくか。それと、その意識づけの中で、県のほうで心配されていることは、要するに、新しい薬といいますか、新薬よりも、いわゆるジェネリック、これを多く、多くというか、利用促進を図るようにして、医療費の抑制を図るべきだという答申もされておるようにお伺いしております。ジェネリックをいかに多く使うか、何でもかんでも新薬ということだけではなくて、そういうジェネリックも今後多く使うように、またそういった広報もしていかなきゃならんのだろうなというふうに思っておりますので、その点についてもお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ジェネリックの問題でございます。

これは、前々からジェネリックを使うようにという、そういう広報はさせていただいておりますし、さらに、その辺を強化していく必要があるというふうに思っております。今、医療費通知をいたします。その中には必ずジェネリックの使用の促進をお願いしている文書も配布させていただいております。さらにその辺の強化はしてまいります。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 先日、25年度から29年度までの一般会計からの法定外の繰入金についてちょっと見てみますと、確かに、今、村長が言われるように、平成29年度は4,500万と、平成28年は3,000万ですけど、保険者の数は、最近非常にパートで働いている方でも社会保険に入る方がふえてきて、国保が今減る傾向にあると、本村の場合、そういうこともあるんですが、年々、医療費も上がってまいりますし、これから医療費ももっと下げろという国の働きかけもあるわけですけど、そんな中で、国保会計についての健全性、それを一層強化といいますか、住民の間に理解していただくようお願いをしたいと。それで、今度、

国保も4万円ですか、5万円かな、上がるわけです。その対象者の数も非常に、ああ、こんなに高額おさめてくれている方もいるんだなというようなデータもあるわけで、一つ、国保会計の健全な運営、そして安心して医療機関にかかる、本当に悪い人はかかってもらおうと、それから、喫茶店に行く感覚で行くような方には、ちょっとブレーキをかけてもらおうと、そんなようなことも大変大事だというふうに思いますので、その点の徹底をさらにお願ひしたいと思います。

以上で、この健康保険の話は以上とさせていただきます。

2番目に移ります。

新学習指導要領についてお尋ねいたします。

何度も教育長にはお尋ねをしているわけでありますが、特に英語の問題が大きくクローズアップされております。また、教育の現場においても、対応できる教師と、それから対応が難しい教師、こういうふうに今言われております。やはり、小学校の英語の時間でありますが、コマ数もこれからふえてくるわけで、中には前倒しでやっている自治体もあるわけですが、その辺の本村の体制がどんなふうなのか、うちの学校の状況がどうなのか、その辺について、現場は十分、まだ3年後ですが、2020年ですから、それに十分対応できるだけの準備が着々と、急に言ってもできることじゃないので、私も今こういう質問をしているわけで、2020年に教科化になったときに十分対応できるのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 9番、大熊議員、2020年度の英語の教科化、外国語活動も始まるわけですが、その対応はどうかという御質問をいただきました。

結論から言いますと、20年からは当然やらなきゃいけない、やらなきゃというか、していかなければいけない、その準備を今しているところでございます。今、前倒し、自治体によってはもう30年度から完全実施をもう意識して、そのとおりに動いているところも国内は正直言ってございます。村としては、20年度に完全実施を目指して、来年度から、いわゆる準備期間、移行期間と言いますが、に入っていく、そんな状況でございます。

英語の科目としては、5・6年で教科として扱われること、3・4年生が外国語活動としての導入がなされているところでございますが、英語科、あるいは今の外国語教育を通した、本当の、何と言うか、うんと大事にしたいというのは、いわゆる話すこと、話すことができる、そこが一つの大きな重きを置いているかなというふうに受けとめておりますが、特に小学校、中学校、また高校のほうも、話すことのスキルアップを図っていくことをうんと大事に、生きた英語といいましょうか、話せるというか、今までの、なかなか学んでも、コミュニケーション、会話ができないのではなくて、本当に言葉のキャッチボールができるという、そこを願っているというふうに理解しております。

今、スムーズな移行ができるようにということで、来年度から、小学校では、3・4年生、5・6年生、15時間の増を予定しております。20年度からは35時間の増ということで、5・6年生は、今、現行で35時間やっていますので70ということになっていくわけですが、3・4年生も15時間増という、そんな予定でおります。

先生方、学校現場の動きでございますが、英語教育をどのようにしていこうかということ

で、私、やっぱり、すごいという言い方がいいかどうか、村では、3校の先生方が自主的に会議を持とうよと、今後の村の子供たちの英語教育を考えようじゃないかと、そういうことで、今年度4月からスタートして、回を重ねてきております。研修にも出かけております。事務局も、そこに一緒に参加といいたいまいしょうか、入って、今後の小中連携も含めた英語教育のあり方というのを検討してきております。

主な体制づくりとしてなんですが、一つ目には、現在、ALTは1名、お力をいただいているということで、村で、村費で動いているわけですが、来年度、2人体制を描いております。それから、二つ目でございますが、英語科、外国語活動のねらいと、指導カリキュラム等々、そこの打ち合わせ等を含めたコーディネートする人が必要になるということで、南箕輪村英語教育コーディネーター、仮称でございますが、配置をしなきゃいけないかなど、そんなことも、これからいろいろ、予算絡みがあるところなんですが、そこをお願いできたらと、そんなことも思っています。それらを含めながら、今のコーディネーター、それから教職員、ALTが教材開発とか、活用、年間計画の作成等々、効果的な外国語教材等々も含めたものを整えていく、そんな状況でございます。子供たちが学びを重ねていくということをやると大事にしながらということをお話としてバックアップと言いたいまいしょうか、一緒に考えていく、そんなところでございます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 英語の問題については、まだちょっと突っ込んだお尋ねをしたいわけですが、十分、教育委員会もこのことについては誰よりも詳しく理解をしておりますし、それから、2020年についての、いわゆる、今までは聞く、話すということでありましたけれど、これからは段階的に読む、書くという、こういった問題にもなってくるわけで、この辺にぜひおくれをとらないように、一つ御努力をいただきたいと思っております。20年度からは、先ほど35時間と、これは1コマが45分ですね、たしか。今度70コマに、2020年からはなるというふうに私も承知しておりますけれど、これらについて、一つ抜かりのないように、しっかりやっていただきたいということで、くどいようではありますが、あと3年後に備えて、一つ御努力をいただきたいと思っております。

それから、（2）の学力向上のための取り組みについてどうかということですが、学力テスト等もありますが、そのデータは、十分、教育委員会の中で精査をして、そして、どういうふうにこれから子供たちに教えていったらいいかということの共通テストでありますけれど、最近、非常に上位になっている県と、それから下位になっている県、非常に格差がついてきております。そのために、以前、村長の答弁でも、そのために学校に対して予算をつけてますよと、その予算の中で、一つそういう先進地を学ぶというようなことも含めて予算をつけているんだと、こういうお話がありますが、その予算等について、どのようなところへ視察に行かれて、その結果、どのような策、対策を打っていけばいいのか、または、今打っている途中なのか、今計画中なのか、それらのことについて、せっかく村長のほうでつけた、村長は教育総合会議の議長ですから、一番の責任者になるわけですが、そのために教育委員会にはそういう予算をつけているわけですが、それらについて、学力向上のためにどのようにその予算が活用されているのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 学力にかかわって、今、御質問を2点、大きく2点というふうにお聞きしていますが、受けとめています。

一つは、学調、私は学テという言い方は嫌いで、学力状況調査が本来でございますので、それをもとにしながら、今、大熊議員おっしゃられたように、3校では分析、それから、授業改善を通しながら、今ちょうど保護者懇談会が行われていますので、子供さん一人一人、保護者との中に、そこに結果を返しながら、学習の仕方等々を進めているところでございます。また、学校としても、先ほど申し上げた授業改善ということで、もっと今の学習指導要領の改訂ともかかわるんですけれども、そういうものを含めながら、どうしていこうかというの、研修、研究を重ねております。

先進地に学ぶということで、私、在職してからは、本年度、三重県に、松阪市に行っていました。大きなテーマは、ICTを活用しているということで、全国で最先端に行くモデル校でございますので、それを、じゃあ、ICTの関係で具体的にといいますと、今後、村の中の子供さんたちにICTの活用をどうしていこうかということで、じゃあ、今3点セットというようなことで、パソコンとか、投影機とか、プロジェクター等々、そこら辺も描いているところでございます。

それから、私、着任の前は、福井、富山とか、いわゆる学力的には、先ほどお話ありました全国上位校のところの授業のあり方等々、大きな学びをしながら、行かれた職員、先生方は、学校でそれをつなげていく、御自身の実践はもちろんですけれども、研究テーマにつなげたり、あるいは学年会、あるいは教科会等でそこを共有していくという、そんな動きになっております。

いずれにしても、いろいろな風土もあり、その地域の状況もありというのを加味しながら、じゃあ、村としてはどういうアプローチがうんと大事かなということを考えております。私、うんと大事にしなきゃいけないことを一つ申し上げてよろしいでしょうか。時間の関係あると思いますが、先ほどの学調の関係も含めて、家庭学習というのが、やっぱ長野県全体、村も、少ないかなというふうに思っております。昨年度、県外研修で行った先生方も含めて、3校で中心になって、家庭学習の手引きというのを、こういうのをつくりました。一つの方策でございます。学習の仕方とか、あるいは、何て言いましょう、時間帯の持ち方とか、いろいろなエキスが入っているんでございます。中学校の放課後学習、あるいは始まった小学校の放課後学習等でも、こういうものを一つ紹介、あるいは活用していこうというのもございます。ですので、家庭学習の時間、いわゆる復習、予習等々も含めて、そこら辺のところをもう少し家庭と協力という言い方、家庭と連携しながら、そこをどうしていくかというのが大事かなというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 確かに、家庭へ帰っての学習というのは、これは大分県にあります豊後高田市という、6万人ぐらいの自治体があるわけですが、そこでは、地元の学校の先生が、ケーブルテレビを介して家庭学習をやっているというような事例で、大分県の中ではびりから2番目の学力しかなかった学校が、ここ8年間、大分県でトップになったと、こういうニュースもあります。本村も、ケーブルテレビがあって、そのケーブルテレビをどうこれから村の中で活用していくか、もちろん、ケーブルテレビ側の状況もありましようし、そ

ういったこともこれから新しい方策として考えていく必要があるのではないかなという気がいたします。

もう時間がなくなってきましたので、この3番のことについては次回繰り越しといたしますので、この3番目の問題については、もう通告しただけで、村長は十分理解もされていきますし、今後、考えていくという、これは5年間の計画ですが、考えていくことでありますので、あうんの呼吸の中で、一つ、これは今回割愛します。

教育委員会のことについて、最近、学校で、先生方の残業時間が多いということが、そこだけ突出しておりますけれど、一般の民間企業で働く社員の働く中身の質が学校の場合と違うわけです。非常に、学校は会議が多過ぎる。非常にいろんな会議があって、会議が多過ぎる。会議をやっている時間があったら、もっと子供たちに寄り添えと、こう私は言いたいんです。その会議も、要するに無理、無駄、むらというのがあります。無理、無駄、むら。それで、学校経営というのは、校長に、もちろん教育委員会も関係してきますが、校長に裁量があります。これ、経営ですから、マーケティングという、これをしっかり、教育長も学校長もマーケティングをしっかりと頭の中に入れてもらわないと、単なる公務員といえますか、学校の教師と。それで、残業手当というのがないわけですね、学校の先生は。そのかわり、4%給料が高いわけです。ですから、そういう意味を含めて、学校の現場にも、ただ長い、だらだらいる時間が多いと、これが無理、無駄、むらなんです。だから、そういうマーケティングができる校長が、これからすばらしい校長であり、それから、学力向上のためには、上位県の秘密というのは、これから、きょうは時間がないからまた後でやりますけれど、また申し上げたいと思います。何で上位県になるのか、どこに問題があるのか。これはもう少し時間が欲しいので、後でやります。そういう学校のやってきているカリキュラムの中での教師たちの時間管理、そういったものがしっかりできるような体制づくりがマーケティングでありますから、これをしっかり整理してやっていただきたい。これは、教育の現場に申し上げることですが、要するに会議が多くて、いわゆる、俗に議して決せず、決して行わずというような悪い、議論して決めたけれど、決めたことが行われないうことは、間々現場にあるわけです。そういったことをもう少し整理整頓をして、しっかり教育現場はやっていただきたい。ただ長い時間いて、教師の負担が多いと騒ぐのは、いささか滑稽だなというふうに私は見ております。やはり、もう少し現場を精査する必要があります。

それと、今度、小学校6年生も放課後学習を始めましたね。その状況、そして中学校の放課後学習、これについて、一言お願いいたします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 小学校、中学校とも、子供たちが主体的に学ぶという、非常にいい姿を見させて、私も、きょう、実は午後あるんですけど、会議が、議会があるので行けないんですが、本当にいいなと思っています。

それから、ちょっとつけ加えさせてください。この間、ホワイエ、村民センターの、あそこで夕方5時半ぐらいですか、1人の女の子、中学生、一生懸命勉強していました。寒いところで大丈夫かな、ホッカイロ要るかと言ったら、いいですよと言われて、本当に、何か、ああいう姿をうんと大事に、何か、うんと大事にしたいなど。教育次長のほうで、いや、暖房をそういうときはどうかとか、そんなことも言葉で出ましたけれども、何か、そういう姿を、村、地域、学校含めて、何か描きたいなど、そんなことを思っております。

議長（丸山 豊） 大熊議員、時間が来ておりますので、もう少し時間でありますので。

9 番（大熊 惠二） 時間は見ておりますので、言わなくてもわかっています。言われると、ちょっと気分的にへそが動きますので、十分見ながらやっているわけですから、何を言おうとしたんだっけな。

わかりました。一つ放課後学習、村長が前々から、小学校も余裕があればやりたいと言ってきて、小学校にも手がついたということ、大いに結構だと思います。どうか、本村の子供たちが、生き生きと学ぶ、そして学力が上がっていく、そういう体制づくりを、2020年の新学習指導要領を待たずして、一つ頑張っていたいただきたいということで、私も一生懸命この議会の側から見させていただき、またお手伝いできる場所はお手伝いをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、9番、大熊惠二の一般質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、9番、大熊惠二議員の質問は終わります。

ただいまから1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時30分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、都志今朝一議員。

7 番（都志今朝一） 議席番号7番、都志今朝一です。

私は、さきに通告いたしました5項目について、村長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、1項目めの平成30年度予算編成の1件目の平成30年度の予算規模についてをお伺いいたします。

内閣府が11月15日に発表した、7月より9月期の国内総生産GDP季節調整値の速報値は、物価変動を除く実質で、前期比0.3%増、年率換算では1.4%増となり、16年ぶりに7期半連続のプラス成長を記録した。個人消費は7四半期ぶりに減少したものの、好調な海外経済を背景に、輸出が伸びて、成長を牽引した。連続でのプラス成長は、IT景気で1999年4月より6月期から2001年1月より3月期まで8四半期続けてのプラスを維持したとき以来の長さである。2012年末に始まった景気拡大は、高度成長のいざなぎ景気を既に超え、長期化するとの見方が強いが、現在までの平均成長率は年1.4%と停滞している。日銀の金融緩和に支えられる構図は変わらず、牽引役不在の低空飛行が当面続く見通しである。ことし7月より9月期の成長率は、前期年率2.6%から鈍化した。外需が押し上げた反面、内需はマイナスに寄与している。項目別では、個人消費が前期比0.5%減った。台風や長雨が影響して、外食が低迷し、前期に好調だった自動車にも反動が出た。7月より9月期の名目GDPは、前期比0.6%増、生産換算で2.5%増であった。実質は546兆円となり、過去最高を更新した。

上伊那地域においても、9月の有効求人倍率が24年10カ月ぶりに1.9%を超え、新規求人が前年同期比43.9%の大幅増となっているが、依然として回復基調が実感できる状況になく、経済状況は楽観視できる状況となっていない。

このようなさまざまな影響を受ける中、平成30年度の予算編成が始まります。1日、平成

30年度の予算編成方針会議が開かれ、会議では、人口増加や老朽化に伴う施設整備、業務の増大などによる厳しい財政運営が予想されるとした上で、各課の予算執行担当者に対して、厳しくも前に進める知恵と工夫のある予算をと訓示し、予算編成では、人口増加対応での児童の受け入れ数が迫っている南部小学校の増築工事、既設施設の老朽化対応では、村公民館の耐震など、大規模改修工事などを検討、上伊那広域連合の新ごみ中間処理施設負担金などによる多額の支出が予想される。補助金や起債などが使えず、村の持ち出しになる部分が多額になると見通し、子育てに優しい村、活力ある元気な村、住民が安心して暮らせる村づくりなどに引き続き力を入れるように指示をした。このほかにも、児童の生徒数の増加に伴う学校給食センターの増強、郷土資料館の建てかえなど、多額の予算を必要とする事業が予想されている。村民に優しい予算編成となることをお願いし、1件目の予算規模の質問といたします。

予算規模は、本年度の比べてどうであるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 7番、都志今朝一議員の御質問にお答えいたします。

平成30年度の予算編成についての30年度予算規模の質問でございます。

前段、日本の景気等々の話もありました。景気は輸出に支えられて、回復をしております。これは確実に回復をしてきておるといふふうに思っております。そのことが地方まで波及しているのかということでもありますけれども、地方の部分におきましても、有効求人倍率は上伊那管内2倍を超えてきております。そういったことを見れば、バブル期の状況に次ぐ回復が見られておるのではないかというふうに思っております。その中でも、正規の求人も1を超えておるといふことでもありますので、これから人手不足という、また新たな局面も考えられるのではないかというふうに思っております。

さて、来年度の予算規模でありますけれども、現在、新年度の予算編成の作業中でありまして、来月には総額が決まってまいります。したがって、現時点の概略の見込みということで御理解をお願いいたします。

予算編成につきましては、基本的には歳入の範囲内で歳出を組んでいかなければならないという大原則があるわけでもあります。そのことは堅持をしていかざるを得ないという、それでも足りない場合には、基金をどう取り崩していくのかという、この辺はそんなふうにしていただきたいというふうに思っております。

まず、歳入の面でありますけれども、歳入の根幹的な部分は村税と地方交付税であります。村税であります。住民税に関しましては、景気は回復傾向にありますので、個人、法人とも伸びを期待しております。本村の場合は、景気回復の部分と同時に、納税義務者もふえてきておりますので、そういった期待も持っております。また、固定資産税につきましては、評価替えの年度であり、引き続き土地の価格の下落、これはやむを得ないというふうに思っておりますが、新增築家屋の増や景気回復に伴う設備投資も期待ができるというふうに思っておりますので、固定資産税全体では増加を見込んでおります。したがって、村税全体では、前年度当初予算を上回る21億円台が見込めるのではないかと、今のところのこれは予想であります。



一方、地方交付税につきましては、総務省の概算要求によれば、前年度より2.5%の減、このことということになっております。かなり厳しい見方にせざるを得ないのかなというふうに思っております。本村の場合、地方交付税につきましては、いろんな要素がありますので、一律に2.5%の減になるのかどうかというのは、これは不確定な要素があるわけであり、単純に2.5%の減額分となれば、3,400万円程度の減額、このことが見込まれるということでもありますけれども、ただ、今年度分の地方交付税を見ましても、国は2%余の減額をとということで、地方財政計画を立てて、それに沿って交付をしてきたところではありますが、本村は逆に1.4%の増となりました。地方交付税、普通交付税が増となったのは、県内77市町村の中で、本村含めて7市町村のみということでもあります。したがって、この面は、人口増加に伴います面が多いのではないかとこのように考えております。

そんな歳入の部分でありますけれども、その範囲内で歳出をどう組んでいくかということでもありますけれども、歳出面も、人口増加に伴います施設整備、これは鋭意進めていかなければなりません。来年度も南部小学校の増築、4教室の増築を予定しておるところであります。そういった部分も含めまして、来年度の当初予算は今のところ59億円台から60億円台になるのではないかなということで推測しておるところであります。

今年度は骨格予算でありましたので、比較というわけにはまいりません。骨格予算後の肉づけ予算につきましては、59億1,700万円スタートしたところでもあります。現在は、たしか64億程度になっておるとこのように思っておりますので、そういうことを考えれば、来年度も今年度の肉づけ予算ぐらいの規模になるのではないかなという予想をしておるところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7番（都志今朝一） 財源となる村税、地方交付税などの主要財源での大幅な伸びが期待できない中、今後も人口増加対策によるハード事業が続くと見込まれます。住民生活を守るためにより一層の緊縮財政の予算編成をお願いし、続いて、2件目の予算編成の基本方針についてをお伺いいたします。

南箕輪村第5次総合計画が平成28年3月より始まり、第5次総合計画を実現していくため、安全、安心、健やかに、手に手を取り合い、清らかな自然環境の村づくり、すてきな村づくりを基本理念と定め、基本構想に基づき、基本計画を作成し、今後、取り組むべき主要な施策を各分野にわたり定めている。平成28年から平成32年度までの5年間を前期計画、平成37年度までの5年間を後期計画としており、計画の推進状況や到達点を点検評価している。また、基本計画に基づき、実施計画、3年間を毎年度見直しを行っている。基本計画で示した主要施策に基づき、実施する事業を定めている。事業内容、財源などを示し、予算編成の指針としている。第5次総合計画には、七つの基本目標が定められている。村づくりの基本理念を踏まえて、村民と行政がともに目指す村の将来像実現のための予算編成をお願いし、2件目の予算編成の基本方針は何であるかの質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 30年度の予算編成の基本方針の質問でございます。

基本的には、第5次総合計画、これの着実な推進、さらには、村にはもう一本重要な計画があります。南箕輪村創生総合戦略、この計画もつくっておるところでございます。この二

つの計画の着実な推進という、このことはやっていかなければならないというふうに考えておるところであります。したがって、今、予算編成作業を進めておりますけれども、この基本計画や総合戦略の予算要求してきた事項が、どのどこに該当するのかという、この辺までもしっかり見きわめて査定はやっていくということで指示をしたところでございます。したがって、各課でも、総合計画や総合戦略の計画に基づいて予算編成がなされているということでもあります。

その中で、どうしても優先をさせなければならない事業があるわけでもあります。それは、前々から申し上げておりますように、人口増加に対応した施設不足の解消、これはどうしてもやっていかなければなりません。したがって、来年度は、南部小学校の増築工事を実施してまいります。4教室分、これはつくっていかねばなりません。全てが2学級となってまいります。もう五、六年先は270人から280人規模の学校になってまいりますので、増築をしてまいります。そうしないと、31年度から生徒の受け入れができないということでもありますので、その辺は御理解をお願いいたします。

そのほかでは、公共施設の老朽化がかなり進んでまいっておりますので、順次それはしていきたいというふうに思っております。来年度は、村公民館の耐震改修を初め、周辺整備を行ってまいります。また、御指摘のように、新ごみ中間処理施設が平成30年度は最終年になってまいります。31年度からまた新たな施設が稼働してくるということでもあります。この負担金にも対応していかなければなりません。さらには、物件費等の伸び、大きくなってきております。これは主に賃金の部分、保育園の部分の賃金部分が多額になってきております。そうした部分を賄っていかねばならないというふうに思っております。

したがって、財政運営は非常に厳しいというふうに考えておりますけれども、その中でも、歳出、経常経費等はさらに削減していくこと、また、使える制度、これは補助事業にしても、交付税補填がある起債等、これは最大限活用するように指示をしたところでございます。その辺の兼ね合いはしっかりやっていきたいというふうに思っておりますし、加えて、地域からの要望というのがあるわけでもあります。地区計画事業を初め、そのほかの地区要望等もありますので、それにはしっかりと対応をしていくつもりであります。

そういったことを勘案しますと、まずは人口増加に伴う施設不足の解消、それから、公共施設の老朽化、これは順次計画的に進めてまいりたい。さらには、地方創生の時代でありますので、地方創生事業の着実な推進、この辺を基本としながら、産業振興や、さらには村政の基本となっております暮らしやすさの追求ということ、このことにも力点を置いていきたいというふうに私自身は思っております。その辺を予算編成の基本方針に据えまして、これから予算査定をしながら、住民の皆さんのためになるような予算になればということで心がけてまいります。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 安全、安心、健やかに手を取り合い、清らかな自然環境の村づくりの基本理念像の実現のためとなる予算編成の基本方針となることをお願いし、3件目の予算編成の重点項目についてを質問いたします。

予算編成方針会議では、重点施策などに地方創生の進化を図る施策、村創生総合戦略、伊那地域定住自立圏に基づく施策、村第5次総合計画などが上げられた。村の第5次総合計画

には、四つの重点目標が示されている。この重点目標を進めていくに当たっては、基本目標との相互協力が重要となると示している。いつまでもあふれる緑、笑い声、みんなの笑顔、輝く自然、安心・安全の村、南箕輪と設定されています。平成30年度予算に当たり、重点項目は何であるかをお伺いし、3件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 重点項目の問題であります。

先ほどの答弁と重複する部分もありますが、議員御指摘のように、第5次総合計画に基づく予算、南箕輪村創生総合戦略に基づく予算、こういうものをつくっていく必要があるというふうに思っております。

したがって、来年度は、児童数増加に対応して、南部小学校の教室棟の増築工事、さらには、この南部保育園の改修工事も計画しておるところであります。これは、消防法による指摘もありますので、若干大がかりな工事になろうかと思っておりますけれども、やっていかざるを得ないということでもあります。さらには、先ほども申し上げました耐震化を含めまして、村公民館の改修事業、敷地の駐車場の拡張も考えております。村公民館につきましては、需要がかなり多いわけでありまして、したがって、駐車場を何とかしていただきたい、本当に使いにくいという声は多くいただいておりますので、この辺の改修は考えております。そのほか、大芝公園関係では、道の駅の整備に向けまして、下水道や中央園路の整備を予定しておるところでございます。また、現在工事を行っております大芝高原味工房を中心とした施設も完成してまいりますので、さらにその利用度促進のために頑張っていかなければというふうに思っております。

住民生活面でありますけれども、巡回バスの更新、これはやっていかざるを得ないというふうに思っておりますし、地区要望といたしましては、通常の地区計画事業を実施してまいりますけれども、そのほかに大泉区から大泉屯所の工事の要望が上がっております。これは、本当に老朽化しておりますので、これも予算づけをしていかなければというふうに考えておるところであります。そのほか、福祉部門等々も推進が図られるような予算になればと思っておりますし、そうしていかなければならないというふうに考えておるところであります。

私は、最近、たまにといいますか、このごろ、バランスのとれた施策ということを申し上げます。一時は、子育て、子育てということで進めてまいりました。それもやってまいりますけれども、そうはいっても、1万5,000人の村民の皆様方が安心して暮らせる地域社会をつくっていかなければならないということでもありますので、高齢者福祉や障がい者福祉、あるいは一般の村民の皆様方の利便性の向上ということも考えていかなければならないだろうというふうに思っておりますので、バランスのとれた予算にできればなというふうに思っております。ただ、それは大変難しいという、財源の問題がありますので、難しいかなという面も、側面も持っておりますけれども、そういう考え方を持っております。

これから一番の課題というのは、何といたっても学校給食センターをどうしていくのか、この問題、来年度、若干調査費をも盛らせていただきたいということで、増築でいけるのか、あるいは新築でいかざるを得ないのか、この両面から検討をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。そのほか、いろんな公共施設、老朽化してきておりますけれども、当面はそんなところを優先してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 予算のどの項目をとっても、住民生活にとっては重要であり、かつ必要な事項であると思われれます。村民が安全・安心で健やかに暮らせる村のための予算編成をお願いし、4件目の平成30年度予算編成、税収見込みの予測についてをお伺いいたします。

政府は、11月28日、11月の月例経済報告を発表し、国内景気について、緩やかな回復基調が続いているとの判断を据え置いた。同様の表現は6カ月連続、日本経済の需給ギャップがプラスに転じ、企業収益も過去を更新している点など触れ、デフレ脱却に向けた局面変化が見られると分析した。村の景気の動向は、緩やかな景気回復基調であり、法人住民税は減額見込みであり、個人住民税は予算を上回る見込みである。このような景気の中、平成30年度の税収見込みはどのぐらいを予測しているかをお伺いし、4件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 税収見込みの予測の御質問であります。

これも、若干ダブることがありますけれども、景気は着実に回復傾向にあります。ただ、これは、いわゆる海外経済の好調に支えられているという脆弱な構造でもある、このこともそのとおりでありますし、個人消費は低迷をしておるとい、このことも言えるわけでありませう。

この地域の経済状況にも明るい兆しというのは見え始めております。しかし、本当に十分地域経済、この地方の景気回復が行われているかという、そういった万全とは言いがたい、こういう状況もあるわけでありませう。そうした中での税収予想であります。

住民税は確実に私は伸びるというふうに思っております。法人税につきましては、法人村民税でありますけれども、これは税率との絡みがありますので、法人全体は減税という部分で今進んでおりますので、しかし、それを割り引いても、若干伸びるのではないかなというふうに考えておるところであります。本年度の予想であります。法人税、ちょっと厳しいかなという見方をしておりましたけれども、予算額よりも約2,000万ほど増収になるかなという、こういう今のところの状況であります。2億円台が確保できるんじゃないかなというふうに思っております。そういったところを見れば、住民税関係も今年度よりも強目に見られるのではないかと、固定資産税も同様でございます。

ただ、減収となるのがたばこ税であります。これは確実に、毎年、毎年減収となってきております。今、1億1,000万円ぐらいに、また、最終的には今年度予算も減額補正をせざるを得ないのかなということでありませう。これ、たばこ離れということでありませうし、入湯税も微減となる見込みであります。

そういったことを考え合わせましても、21億円台、これは確保できるんじゃないかと、予算額として確保できるのではないかと、こういう見込みを立てておるところであります。

ただ、地方財政計画がまだこれからであります。国の示す地方財政計画、1月に入ってからでありますので、それらを十分勘案しながら、税収見込みを立ててまいりたいというふうに思います。

また、地方消費税が大きなウエートを占めております。2億6,000万ぐらいの地方消費税

でありますので、この動向も注視していく必要があるというふうに思っておるところであります。その地方消費税につきましても、算定方法が変わるといふ部分がありますので、その辺も十分注視してまいります。

したがいまして、税収関係だけでは21億円台ということで今のところ考えております。そのほかの地方消費税を含めまして、そういった部分がどうなるかというのはこれからの国の動向ということで御理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 厳しい財政運営が続くとも思われます。住民生活を守るための予算編成となることをお願いし、2項目めの生活道路の安全対策の1件目、ゾーン30の規制の効果はどうであるかをお伺いいたします。

一定区域で車の最高速度を30キロに規制するゾーン30が、3月30日より南原地区に設定され、一帯は住宅地で、生活道路が多く、事故を防ぐために村内で初めて設けました。以前より、歩行者の安全対策を求める住民要望もあっての設定であり、また、児童が多く、通学する道路も含んでおります。設定されたから9カ月余りがたっています。ゾーン30の設定で効果はどのようであるかをお伺いし、1件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ゾーン30の御質問でございます。

御指摘のとおり、平成29年4月から、南原の一部においてゾーン30の指定をいたしました。その効果ということでありますけれども、まだ1年たっておりませんのでなかなか難しい、そういった状況があるわけでありまして、ゾーン30の開始をしたことによりまして、いろんな説明会や広報紙の啓発を行ってまいりました。その中で、地元安協の方にお聞きしましたところでもありますけれども、ドライバーが意識するようになったという話もあります。そんなことで、一定の効果はあるのではないかなというふうには考えておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 生活道路での、子供や高齢者などが歩行者の事故を防ぐために設定された区域です。一層の効果を期待し、2件目のゾーン30の規制での問題点についてをお伺いいたします。

ゾーン30を設定してから9カ月余りが過ぎようとしています。設定後、住民説明会なども開かれているようであります。参加者や保護者から要望事項なども提起されており、保護者からは、南原保育園も区域内に加えてほしい、また、通学路の一部はグリーンベルトが片側だけで、登校時、児童は左側通行となり、同級生を先頭に集団登校する折、左側通行のため不安であるなどの声もある。通行する運転者への周知も必要と思われます。設定以来、大きな事故もなく過ぎてきていると思います。9カ月余り経過で課題などがあるかをお伺いし、2件目のゾーン30の規制での問題点は何であるかの質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 問題点という御質問でありますけれども、まだ1年経過していないということで、これから検証をしていく必要はあるというふうに思っております。

南原保育園も含めてという話がありましたけれども、当初は含めて考えていたわけでありませけれども、なかなか住民合意が整わなかったという面もありまして、できるところから初めていったということでもあります。その点は御理解をいただきたいと思います。グリーンベルトにつきましても、今、村内全域を考えておりますので、なかなか両面というわけにはまいらないという面もあります。その辺も御理解をいただきたいというふうに思いますし、グリーンベルトにつきましても、グリーンベルトをしても、なかなか横に並んでという部分がありますので、この辺はもう少し学校でも徹底していただくようお願いはしていきたいなというふうに思っておるところであります。

ゾーン30の部分でありますけれども、入り口には全部規制、その標識があるわけでありませけれども、一旦中に入りますと全然ないという部分で、ドライバーにもわかりにくいという御指摘、声もあるところでもありますので、ゾーン30の中にもゾーン30のエリア内であるという周知をしていく必要があるのかなという、この辺はそんなお声をいただいておりますので、地元安協や警察などと協議をしながら進めていければというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 住民の皆さんには大切な生活道路です。事故などが起きないように、周知徹底をお願いし、3項目めのこども館周辺の道路整備で、村道1184号線拡幅整備計画についてをお伺いいたします。

こども館が7月に竣工しました。開館してから、放課後児童クラブの利用者数は、7月より9月までの3カ月で、一時利用者も含めると、延べ人数が5,600人を超える利用数です。1日平均95人を超えています。また、9月より閉館時間が19時まで延長され、より一層利用しやすくなったと思われます。南箕輪版ネウボラの拠点として、より充実してきていると思われれます。

建物が充実し、周辺環境の整備も必要と思われれます。特に村道1184号線の拡幅工事が必要と思われれます。こども館からの送迎の車両が多く通行しています。村道5号線より進入車両が入ると、道幅が3メートルぐらいで、普通車同士のすれ違いが困難です。個人の私有地に入り、すれ違いを行うことなどが見受けられます。また、こども館建設のために、大型車両が通行したため、道路の舗装も穴などがあき、雨降りなどには水たまりもできています。道路幅の拡幅が必要と思われれます。どのような計画であるかをお伺いし、3件目の道路拡幅整備計画の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村道1184号線の整備計画の御質問であります。

この路線につきましては、こども館の完成後に、1184号線の一部、62メートルの間を第1校区として、幅員5メートルで拡幅工事を実施したところでもあります。その後の問題であります。沿線の住民の方からも早期に改良という要望をいただいております。北側の約115メートル区間につきましては、一部用地買収が困難であるところがあります。本当に困難ということでもありますので、今のところ考えておるのは、水道敷及び道路用地内ののり面等を活用して、4メートルから、最低でも4メートル、そして5メートル程度の幅員を拡幅したいというふうに考えておるところであります。今年度につきましては、北側区間の水路改修及び部分的な拡幅工事を実施し、残る工事につきましては来年度早期に完成するように進めて

まいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 南箕輪版ネウボラの拠点となる施設です。今後も利用者の人数がふえてくることも考えられます。周辺道路の整備をお願いし、4項目めの村の防災対策、南海トラフ地震の防災対策についてをお伺いいたします。

8月26日の報道によると、中央防災会議の有識者会議は、南海トラフ巨大地震の対策強化に向けた報告書案がまとまり、確度の高い予測は困難と指摘した。大震法に基づく対応は改める必要があると明記されました。地震の起きる仕組みは複雑で、いまだ解明されていないことが多く、95年の阪神淡路大震災も2011年の東日本大震災も予見できなかった。巨大地震につながる地殻変動や前震などの異常現象を観測した場合は、住民に避難を促す仕組みの検討を求めた。このように、予知前提の防災見直しについて、村の防災計画での見直しはどのようなかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 防災対策につきましての御質問であります。

南海トラフ地震の御質問であります。本村もこの地域指定の中に入っておるわけであり、将来的な予測といたしましては、今のフィリピンのプレート運動、これがとまらない限りは、予測といたしましては、30年以内に発生確率は70%だというふうに予測をされておるところであります。本村の場合の予想震度というのは6弱ということで予想をされております。

喫緊の課題ということは、これは東日本大震災を見ましても、津波対策をどうしていくのか、これが一番大きな対策になるのではないかなというふうに考えております。本村の場合には津波の心配はございません。そういった部分からすると、震度6弱ということでもありますので、家屋の倒壊がどの程度あるか、予想という部分も出ておるところでありますけれども、そういったことを周知していく必要があるというふうに考えております。

防災計画の部分では、国の対応決定と県の地域防災計画の見直しの状況を見て、村でも対応していくということにしております。南海トラフにつきましては、地域防災計画はこれからということでもありますので、よろしくお願いいたします。

ただ、地震の部分でありますので、震度6弱ということでもあります。東海地震と同じ部分でございますので、その辺をしっかりと考えながら、対応はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 住民の生活を守り、命を守る大切な問題です。よりよい取り組みをお願いし、2件目の地震防災対策推進地域の指定による防災対策についてをお伺いいたします。

村の南箕輪村地域防災計画の第5章、東海地震に関する事前対策活動、地震防災計画の第1節、総則から第2節までの東海地震に対しての防災計画が掲げられています。この計画は、大規模地震対策特別措置法に基づいて作成されております。大震法とは別に、2013年に特別措置法が施行され、南海トラフ巨大地震の特別措置法は、29都道府県707市町村を地震防災

対策推進地域に指定、県内でも34の市町村が対策推進地域に指定されております。ほとんどの市町村では、大震法に基づいて地域防災計画を策定しており、伊那市の危機管理課は、国からの正式の通達を見て、必要な対策をとっている。それでは、南箕輪村の対応はどうであるかをお伺いし、2件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地震防災対策推進地域指定による対策という御質問であります。

平成26年3月の中央防災会議におきまして、本村も南海トラフ地震防災対策推進地域に指定をされたところであります。今、県が計画の見直しを行っておりますので、それを待って、本村でも村の地域防災計画を見直してまいります。先ほども申し上げましたけれども、南海トラフの予想震度は6弱で、東海地震と全く同程度であります。したがって、東海地震に関する計画は既に策定されておりますので、当面は現在の地域防災計画に沿って対応ができるのではないかとこのように考えております。

防災で大切なことは、いわゆる自主防災会、地域住民との協働をすることによりまして、防災意識を高めていくこと、このことが非常に大切だということに考えております。そのことは、その都度やっております。9月1日以後に、若干、地震総合防災訓練等も実施しております。その時期に限らず、常に促していく必要があるだろうというふうに思っております。意識を高め、自主防災会の充実をさせていく、このことが一番大切なことであるので、そんなお願いをまたしてまいります。自主防災会につきましては、自主防災会連絡会議も開いておりますので、そういったお願いもまたしていく必要があるというふうに思っております。

先ほど申し上げましたが、震度6弱、東海地震と同じということでもありますので、同じような計画になるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7番（都志今朝一） 6日未明にも、県北部、中部で、最大震度4を観測する地震があり、屋根、屋根瓦落下などの被害がありました。このように、いつ、どこで起きるかわからない災害に対して、万全の体制での対応ができることをお願いし、5項目めの大芝公園内トイレ和式便器を洋式の腰かけ便器に改修についての考えをお聞きします。

現在、大芝公園の公園内には、森林セラピーロード内を含めると12カ所のトイレが設置されております。このうち4カ所が車椅子対応で、洋式の腰かけ便器、ほかのトイレでは、森の交流施設に併設の場所、森林セラピーロード内の赤松の小屋に併設のトイレと、マレットゴルフ場の向かい側にあるトイレで、女子トイレに1台設置されております。ほかのトイレは和式の便器が設置されています。生活様式も変化しております。来期、道の駅構想があり、現在より、まして公園を訪れる人も多くなると思います。改修には予算も必要であると思われるかもしれませんが、時代に合った改修が必要かとも思われます。考えをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） トイレの洋式化の御質問であります。

大芝公園内にかかわらず、トイレの洋式化は必要であります。そういう時代になってきておりますので、それは順次やっていきたいというふうに思っております。今も順次進めてお



ります。できるところから進めておるところであります。

大芝公園内につきましては、社会資本整備総合交付金事業でできるだけ改修をしていきたいという考え方でいるわけであります。ただ、この社会資本整備総合交付金事業は、なかなか満額ついてこないというのが実態であります。50%ですけれども、20%ぐらいしか、総合すると補助率にならないというような状況もあるわけであります。そこら辺のつきぐあいを見ながら、活用して、整備をしてみたいです。来年度につきましては、マレットゴルフ場の南側トイレの改修を予定しております。あわせまして、便器の洋式化につきましてもしていかなければならないというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 道の駅の認可がおりることを願い、以上で、私の質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、7番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから2時25分までトイレ休憩といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時25分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 3番、山崎文直です。

今回、私は、3点について一般質問を行いたいと思います。

1点目につきまして、村長の4期目の政策を進める中での重点課題ということで、前議員の質問の中にも多く触れられていました。村長の答弁もかなり細かな答弁がありましたので、私はそれに対して、村長が4期目ということで、恐らく南箕輪村が始まって、初めて連続で4期目の政策を担う村長ということではないかと思えます。世の中では、余り政権が長くなると批判される部分もありますけれども、そういう中で、村長がこの4期目をどういう決意で臨んでいくのかということについて、30年度の計画等については、いろんな人口増対策、学校の問題、老朽化の施設、いろんなところで答弁がありました。30年度の予算編成方針の中で、村長は、子育てに優しい村、活力ある元気な村、住民の安心などに引き続き力を入れると指示したということで、予算の編成方針のところでは指示をしたと言われていています。その中で、交付税の減額や業務拡大などでの厳しい財政運営が予想されるということで、いろんな施策を掲げながらも、財政的にはかなり厳しいという認識をお持ちのことです。

そういった中ではありますけれども、この30年度も含めて、4期目の中で、4年間の中で、村長がどこまで自分の施策の思いを実現したいのかということ、改めてその決意をお聞きしたいというふうに思っています。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えを申し上げます。

村長4期目の施策を進める中での重点課題はという質問であります。

私は、4期目の選挙に当たりまして、さらに活力のある元気な村に、安心して暮らせる住

みよい村をキャッチフレーズといたしまして、大きくは7項目にわたります、公約としての今後の施策をお示しをさせていただきました。お示した施策につきましては、今を含めて、任期終了までにはできる限り実現をしていかなければならないというふうに考えております。

前々から申し上げているというか、今議会でも申し上げておりますけれども、公約の部分につきましては、第5次総合計画、あるいは村の創生戦略の計画等々とも適合をさせて、計画、公約をさせていただきましたので、そういう点では矛盾がありませんので、その計画に沿ってやっていけばというふうに考えておるところであります。

これも前々から申し上げておりますけれども、私に与えられました使命であります。人口増加に伴う施設不足の解消を図っていくこと、これは一番大きいというふうに思っております。そして、地方創生の時代でありますので、地方創生事業を着実に推進し、移住定住の促進や交流人口の拡大を図る中で、地域を元気にしていく。そして、産業振興を図り、村を活性化していくこと、さらには、安心して暮らせるためには、暮らしやすさを追求していくことであると捉えておるところでございます。今申し上げた部分、着実な推進が図られればというふうに考えておるところであります。そのためには、基本的には、くどいようですがけれども、南箕輪村の今後の指針を定めた第5次総合計画、村創生総合戦略に基づき、事業化、予算化を図りながら進めてまいります。そして、キャッチフレーズに掲げました村に近づくような努力をしていく、そんな覚悟でおります。

村政を取り巻く状況は、国の状況とともに、年々変化してきております。特に、いろんな事業をやるには、地方にとりましては、歳入の確保であります。歳入の根幹となります地方税につきましては、景気の動向もありますが、堅調に推移しております。しかし、地方交付税は減額となってまいります。そういった中で、厳しい財政運営となるのではと思っておるところであります。限られた歳入の中で、健全財政を維持しながら、さまざまな事業を実施していかなければなりません。そのためには、事業選択、事業の計画的な推進、このことが欠かせないところでもあります。優先順位を示しながら進めてまいります。

まずは、私の最大の使命である人口増加に一定のめどをつけることでもあります。これは、南部小学校、平成30年度建設によりまして、ある程度のめどはつけられるという、つけることができるというふうに思っております。最大の課題は、先ほども申し上げましたけれども、キャパ数を超えている学校給食センターの問題であります。ピーク時の平成34年度までには整備をしていかなければならないというふうに考えております。平成31年度、32年度の早い時期に、増築でいけるのか、新築としなければならないのか、そのめどをつけて、平成33年度の整備を目指しておるところであります。これは既にキャパ数を超えておりますし、中学生がかなり増加してまいります。平成34年には約80人から90人、生徒数がふえてまいりますので、それだけ学校給食もふえてくるということでもあります。それまでに何とか方向性を見出し、整備をしていきたいというふうに思っております。

2番目の使命といたしましては、地方創生事業の着実な推進であります。それをするによりまして、地域を元気にしていかなければならないところでもあります。大芝高原味工房の増改築も来年3月までには終わり、運営形態を考えながら充実をしていかなければならないと思っております。大芝高原道の駅の開駅、できることであれば、来年の夏にはオープンできればというふうに思っておるところであります。これは大変難しい問題もありますので、

必ずオープンできるということは言い切れないところがありますけれども、できることであれば、一緒にオープンをとというふうに思っております。そうすれば、かなり大芝高原も充実していけるのではないかと、その運営形態というのもこれから考えていかなければならないところでもあります。

産業振興面におきましては、農業施策が大きく変わってまいります。きょうも質問いただきましたけれども、まっくんファームとの連携がより大切となってまいります。売れる米をつくっていかなければならない、このことはそのとおりだというふうに思いますので、風の村米だよりの生産拡大を目指してまいります。それと、そばの生産拡大を図っていかなければならないというふうに思っております。現在、味工房で提携をしておりますル・ブルターニュのほうからは、そばをとということで盛んに言われておりますけれども、生産が間に合っていないという実態があるわけでありますので、この辺の拡大もできればというふうに思っております。そうすることによって、荒廃農地もかなり減ってくるのではないかなという期待も持っておるところでございます。

そのほか、商工業関係では、既存の企業振興を含めて、商工会との連携も大切にしながら振興を図ってまいります。大規模な工場誘致というのは不可能であります、本村の場合には、これはそういう御理解もいただきながら、今の企業をどう元気にしていくのか。それと、いわゆる新たに起業をしたいという皆さんをどう支援していけるのか、この辺は商工会でも検討を始めていくということであります。村も一緒になって検討をしていければというふうに思っておるところであります。

さらには、これからは長寿社会、少子高齢化の社会となってまいります。この長寿社会を見据えた介護問題、高齢者の足の確保の問題、地域での支え合いの問題、こども館の運営の充実を含めた子育て・教育の問題、公共施設の老朽化への対応問題等々、やらなければならないことは山積しております。先々を考えれば、本当に頭が痛くなるような思いもしておるところでございましたけれども、財政状況というのもかなり考えていかなければならないというふうに思っております。

基本は、南箕輪村は、いわゆる自立を選択いたしましたので、持続可能な村づくりということも一緒にしていかなければならないところでもありますので、健全財政の維持ということも大きな私に与えられた使命というふうに考えておりますので、それらも勘案しながら、財政状況を見きわめながら、優先度の高いものから実施していく、優先度の高い政策から実施していく。そうした中で、この3年間で可能な限り、いろんな施策が実施できればというふうに思っております。4期目ということでもあります。本当に長くなったなという、私自身も感じておるところでありますけれども、常に大切なことは、住民の皆さんの生活をどう守っていくのか、住民要望にどう応えていくのか、このことだけは大切にしていきたいというふうに思っておりますし、1期目のときの気持ちを忘れずにというふうに考えておるところであります。私、いつも申し上げますけれども、行政の存在価値ということをたまに申し上げますけれども、行政とは何のためにあるのかなという、このことを常に問いかけながら実施していく必要があるというふうに思っておるところであります。そんなことを大切にしながら、もう3年何カ月ですか、頑張っていければなというふうに思っております。本当に長くなりますと、いろんな弊害も出てまいります。できる限り、そういった弊害が出ないように、私自身も気をつけてまいりますので、また、議員各位のそれぞれ御指摘をいただければとい

うふうに思っております。そして、もう一点、くどいようでありますけれども、私は施策的にバランスのとれた村にできればと思っております。何かに特筆しているということではなくて、相対的にバランスのとれた村、このことが一番私は理想だというふうに思っておりますので、そんな面も気をつけながら施策展開を図っていければというふうに思っております。人口増加はありがたいことでもありますけれども、本当にこの村に住んでよかったなど、今住んでいる皆さんの幸せ感、このことも大切にしていきたいというふうに思っておりますし、これから住んでみたいと思われるような村にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 村長の最後に言われましたバランスのとれた政策、幅広い政策を頭の中で考えているなというふうな気持ちが伝わってきました。

その中で、2点ほど質問をしたいと思いますが、先ほど、給食センターの話がありました。給食センター、村長としては、今後とも、村の段階、行政のところできちんとこれからも運営をしていくということでもいいのかどうかということと、先ほど、そばの生産拡大という話がありまして、これもガレットの部分があります。ただ、そばは非常に、いわゆる作物の中では余りもうからない作物の種類だと思っておりますが、そういうところでは、農業者の人たちがそばの生産拡大をしてもいいよという、私も、風の村米だよりのほうは取り組んでおるわけですが、そばのほうについては、収量、その他の部分について、従来から余りもうからないというイメージがありまして、手を出していないんですけれども、そんなようなところも今後のいろんな計画があると思っておりますけれど、その辺のところについて、そばの拡大、少し村でも補助をしていくとかいうようなことも考えているのか、この2点だけ確認をしたいと思っております。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 直） 2点の質問をいただきました。

給食センターにつきましては、来年度、調査費を盛らせていただいて、十分検討してまいりますけれども、運営形態は行政主体でいくのかということでもあります。できることであれば行政主体ということと考えておりますけれども、一部の委託という部分につきましては、そういうことができれば、そういうことも必要なという思いもしております。ただ、増築でいくのか、新築でいくのかという結論をまず見出していかなければならないというふうに思います。あの給食センター自体は、そう古くないわけでありまして、できることであれば増築でいきたいなという思いもあるところでありますけれども、なかなかその間の給食をどうするのかという、本当に頭の痛い問題もあるわけでありまして、そういったいろんな面を勘案しながら結論を出していきたいというふうに思っておりますし、全てを委託という、こういう考え方は私自身は持っておりません。ただ、そのうちの一部の委託ということは考えられるのではないかなという考え方があります。

そばの問題が出されました。これはもうからないということ自体はそのとおりだろうというふうに思いますが、今、ル・ブルターニュとの連携の中で、南箕輪村産のそばを使いたいという強い要望があるわけでありまして、その辺は何とか期待に応えていかなければならないと。この中で遊休農地の解消という部分があれば一番いいわけでありまして、

そういった面を含めまして、また、さまざまな検討をさせていただきたいと、この辺はまっくんファームと十分な連携をとっていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） そばは、簡単なようであり、ちょっと癖のある作物だと思います。そばをつくった後は、水田に向かないとか、そういう部分がありますので、これを広めるには、いわゆる団地化とか、そういうことの検討も必要だというふうに考えますが、着点はとてもすばらしいかなというふうに思いますので、今後も期待をしていきたいなというふうに思います。

1 番目の質問については以上で終わりたいと思います。

二つ目の質問であります。

村内に幾つかの宅老所があります。小規模の宅老所などがこのところ減少しているというのを、私も余り認識していなかったわけですが、このところ、たしか、ここにあった宅老所が今なくなっているなどというのを見ながらすると、ここ二、三年の間で、小規模の宅老所が幾つか閉鎖してきている。それから、いわゆる入浴サービス等をやっている施設も、村から伊那のほうへ移転しているというような実態が出てきています。規模の大きい社会福祉協議会が実施をしているデイサービスだとか、地域密着型の施設等、規模の大きいところについてはありますけれど、小規模の宅老所なりの施設、こういうところも、村の高齢者福祉のところについては重要な位置づけでいると思います。非常に運営自体は厳しいというような話も聞いておりますけれども、村としても、村の施策の中でも、民間の施設を育成していく、そういうことも必要だということを考えております。

先日の新聞によりますと、大芝に認知症型のグループホームが一つ開設されたという話も出ています。そういってみれば、高齢者福祉計画の中でありまして宅老所の目標 4 施設、グループホーム 2 施設という形でいけば、グループホームは充実しているのかなど。ただし、宅老所については、閉鎖して、4 施設という目標でいけば、少し不足している実態ではなかろうかと思っておりますけれども、こういう状況が、非常に経営的に厳しいということも含めて、介護報酬の問題もそうですけれども、そういった点で、閉鎖がこれからも考えられるということになりますと、村の今後の高齢者対策にも影響してくるのではないかなというふうに思いますので、いわゆる実態と、減ってきたとすると、今後対策についてどう影響してくるのかなというところについて、まずお伺いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 小規模の宅老所の御質問であります。

議員御指摘のとおり、村内には、昨年まで、地域密着型の宅幼老所が 4 事業所ありました。昨年 12 月に 1 事業所が廃止となり、今年度、11 月末から 1 事業所が休止ということになりました。逆に、12 月 1 日からは新たな認知症対応型の通所介護事業所がオープンして、現在は村内に 3 事業所となっております。廃止及び休止をした事業所に通所していた方は、村内の他の事業所と移転先の事業所に通所していただいております。今のところ支障は出ていないということでもあります。

ただし、今後の問題であります。地域密着型の通所事業所が減ってしまいますと、また通

所を希望する方が増加してくる、このことは十分予想ができるわけでありますので、一時的に村内の事業所で対応できなくなる可能性がないとは言えないというふうには思います。今のところ支障は出ておりませんが、ないとは言えないということも考えられます。この辺は、場合には、村外の事業所に依頼をしていくしかないところであります。村内の方であっても、村外の地域密着型施設への通所を希望し、その市町村が承諾していただければ、利用は可能だということであります。ただ、地域密着型でありますので、基本的にはその市町村の方が優先であり、当村の方は利用できない場合も考えられますが、今のところ、断られたということはありません。利用ができておるということであります。逆に、本村も逆のケースも考えられるということであります。

今後の見通しの中で、村内の事業所で十分対応はできるということでありますけれども、今後の状況を見ていかなければならないというふうに思っております。宅老所への支援の部分は、2カ月に一遍ぐらいのペースで事業所連絡会を開催しております。その中で、事業所の現状や問題点、要望等を出していただいて、把握に努めておるところでございます。実態とすればそんなところ、今、村の状況はそんなところでございます。社会福祉協議会がやっております大規模なものがありますので、対応は十分可能だというふうに思っております。

本村で一番問題は、先ほどグループホームの話も出ましたけれども、障がい者のグループホームをどうしていいのかということが一番課題となっております。つい最近でありますけれども、やりたいという人も出てまいりましたけれども、また、ちょっと後退してしまいました。そんな状況の繰り返しであります。残念だなというふうに思っております。一時はできるのかなということで、補助金交付要綱も整えました。ただ、議会に説明をしようと思ったら、ちょっと待ってくれという話になってしまいましたので、まだしてありませんけれども、そういった状況で、障がい者のグループホームをどうしていいのかが一番課題だというふうには考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 今の答弁の中にも、若干触れられていましたけれども、村としての支援、これも計画の中にもうたわれております。指導や助言、支援等、支援というのは、言ってみれば財政的ということも含まれるかというふうに思います。こんなようなところで、小規模というのは、基本的には村の人たちは村の中の施設にということであると思っておりますけれども、この辺のところは、以前は伊那の方が村の施設を利用していたということも、そういうことが引き続きできれば、それはいいのかどうか、この辺のところの政策の変化とか、この辺のところについて、村としては今後もどのような指導、助言、支援を考えているのかというところを、もう少し詳しく説明していただければと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村は、先ほども申し上げましたけれども、事業所連絡会を開催しながら、要望等を出していただいて、その中でいろんな御意見をいただくということにしております。そうした中から、支援方法を考えていければなというふうに思っております。

今年度につきましては、宅幼老所の施設の特徴や利用料金などを一覧にしたパンフレットを作成し、利用促進につなげるように努めてまいります。また、講演会や勉強会なども企画

しており、今年度の介護現場で行う車椅子からベッドなどの移乗の勉強会を本年度は行う予定でございます。さらには、リハビリテーション専門職を派遣するなどの支援をしていければというふうに考えておるところであります。財政的な支援の話が出ましたけれども、この辺は慎重に考えざるを得ないというふうに思っておるところであります。状況によってはそういう場面も出てこようかと思えますけれども、財政支援ありきでということではなかなかうまくいかないという面もありますので、そのことは慎重に考えていく必要があるというふうに思っております。まずは、皆さん、事業所の皆さんからいろんな要望を聞いて、その中からいろんな問題点を見出していければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 利用者の皆さんの話を聞いていると、規模の大きいところへも行ってはそれなりに行っているわけですがけれども、規模の大きいところへ行く、利用するのがどうしても行きにくいと、小規模のところは、いわゆるアットホーム的な施設であって、話もできる、そういうようなことで、そういうところを希望するという利用者も確かにいるわけでありますので、小規模の事業所についても、ともに村の高齢者対策を担ってもらっている施設であるということで認識されながら、これからも、いわゆる財政的な支援も含めて、ともに高齢者対策を進めるという気持ちで対応をしていっていただきたいなということもお願いも含めて2番目の質問を終わりたいと思います。

3点目の質問であります。

先日、大芝高原のフォレスト、研修センターで、いわゆるミヤマシジミという小さなチョウの研究に取り組んでいる人たちの発表会がございました。昨年もありました。このミヤマシジミというのは、シジミと言うぐらいで、小さな二枚貝を開いたところが、2センチから3センチぐらいのかわいい小型のチョウという種類であります。これは、いわゆる絶滅危惧種にも指定をされているチョウだそうであります。このミヤマシジミというのは、いわゆるコマツナギという小さな木です。すごい大木になる木ではありませんけれども、その葉や芽に集まってきているということで、昔はコマツナギの花も、いわゆる日の当たるところ、天竜川の護岸だとか、いわゆる水田地帯の、いわゆる土手等にも昔はあったそうですけれども、この植物が減ることも関連して、ミヤマシジミも非常に減ってきたということであるわけですけれども、信州大学の農学部の教授の方が中心となって、上伊那の中で、今、この保護、育成が広がってきています。残念ながら、この総会が開かれた南箕輪では、農学部のキャンパスの中の一部にシジミが集まってくるということぐらいで、あとのところでは確認をされておりません。しかしながら、上伊那の中では、飯島だとか、特に伊那市あたりは、旧村単位ぐらいのところは、かなり広く保護活動が始まってきています。それには、伊那市の行政も一緒になって取り組んでいるところがあります。さらには、今建設中の新ごみ中間処理施設のところにも繁殖していたところを保護するという形で進んでいるようでもあります。

そういう意味で、ぜひこれを大芝高原にもコマツナギはかつてありました。今あるかどうかというのは、これから調査が必要になってくるわけですがけれども、村長が常々進めている大芝高原の癒やしの森という視点をさらに拡大して、こういった保護活動に取り組んではどうかと、こういう一応提案であります。大学と行政で、大芝高原でふやすということにつ

いては、その産業という部分のところでも、産学官連携の一事業ということも考えられますので、このところについて、村としても、癒やしの大芝高原の新しい目玉としてぜひ取り組んでいったらどうかということでもあります。昨年、私どもが、定数の視察で、東信の御代田町等を視察したところでは、御代田町では、アサギマダラのところについて取り組みをしています。アサギマダラについては、宮田村も力を入れてきています。こういったところのささやかな生き物のところでもありますけれども、こういったところへも、行政としても力を入れる必要性は大いにあるかなというふうに思いますので、この辺のところの考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝高原にミヤマシジミの楽園をつくってはという御質問であります。

ミヤマシジミにつきましては、議員御指摘のとおり、絶滅が危惧されている小型のチョウとして、各地で保護活動が図られていると聞いております。最近は、こういった生物、蛸だとか、チョウだとか、鳥だとか、こういうものを主にしながら地域おこしを行っているところもふえてきておるところでございます。お話にもありましたけれども、アサギマダラで地域おこしをしておるといふ報告も新聞記事で見受けられるところでもあります。こういったことも大切かなという気持ちはあるところでございます。

御提案のこのミヤマシジミの楽園ということでもありますけれども、今の芝高原は、多くの種類の生物が生息している、自然豊かで調和のとれた森となっております。美しいチョウが多く生息すれば、癒やしの森としての芝高原の魅力もさらにふえていくというふうに思いますけれども、現段階では多くの生物が生息している、その調和というのも大切にしていかなければならないというふうに思っております。これは、生態系が崩れるというおそれもありますので、その辺は十分研究をしながら取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思っております。自然のバランスを崩すことのないよう、特定の生物だけをふやすような働きかけというのは今のところ控えていきたいなという思いもしております。この辺につきましては、信州大学もあります、農学部もありますので、研究をしていく必要があるというふうに思います。生態系が壊れないという部分、これが必要でありますので、その辺の研究というのはしていく必要があるというふうに思っております。まずはそこら辺からということをお願いいたします。

ただ、芝高原には、7月下旬から9月上旬に花を咲かせるコマツナギが今でも見られます。見られるということでもありますので、ミヤマシジミの幼虫というのはコマツナギしか食べないと言われております。自然発生的にミヤマシジミが見られるようになれば、ボランティアの皆様方と協力しながら保護活動が推進できるのではないかなというふうに考えておりますし、また、そうなれば、子供たちを初め、多くの人にかかわっていただくこともできますし、自然の豊かさの大切さ、理解が深まるのではないかなというふうに思います。

そういったことで、必要な事業であるというふうには思いますけれども、今申し上げましたように、生態系が壊れないということが大前提でありますので、その辺は少し研究をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。



議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） ちょっと私の説明不足だったところもあります。今の芝高原に、大きな松、赤松等がある。うっそうと茂っているようなところでは、恐らくコマツナギの木は育たないのではないかなど。かつてのカヤのいっぱいあったそういう条件、今、村でも樹種転換を図ってます。樹種転換を図って上での、日当たりがよくなってきた、そういうようなところがあれば、ほかからいろんな移植をするということではなくて、あるコマツナギを順次ふやしていく。そういった少し息の長い取り組みの中でやっていけばいいのではないかなど、そのうちに、またボランティア活動をするグループの皆さんも出てくるのではないかなど、そういう機運が盛り上がったときに、行政としてもしっかりと支援してやるというような形でやっていけばいいかなというふうに思いますので、慌ててどうのこうのということではございませんが、楽しい、明るい未来を信じて取り組んでいくという形で認識をしていただければいいかなというふうに思いますので、そんな点を意見しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（丸山 豊） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから3時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時25分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、唐澤由江議員。

6 番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

通告いたしました6点について質問いたします。

先ほど、同僚議員から、こども館北側の道を改修するということを言われまして、私も、初め、6月議会に指摘したところが改良されてうれしいなと思います。

ある新聞によれば、少子化は国の有事であるというふうに言われております。第三子以降に1,000万円をとという記事がありました。子供は宝だと思います。まず、子供の居場所づくりとして村はどう考えるかということをお聞きしたいと思います。

こども館ができました。土曜はイベントをやったり、工作をしたりということで、これでよいと思っているのではないのでしょうか。若い人たちの転入で、多くの子供が村に来ております。こども館、どちらかというと、学童クラブが主で、お母さんは働いていて、家にいない子供たちが多い。

全国的に、7人に1人が貧困家庭というふうに言われております。土日は子供だけで、パン一つ、アイスだけというところが多いようです。そんな子供をサポートしたい。ひとり親家庭の子供は2人に1人が貧困だと言われております。

1番、子ども食堂をこども館で実施してはについてお伺いします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 6番、唐澤由江議員の御質問にお答えいたします。

貧困対策として子ども食堂をこども館で実施してはという御質問であります。

こども館につきましては調理室もあるところであります。今のところ、こども館、放課後

児童クラブを中心としながら、さらには土曜日を中心に、児童厚生員が企画するイベントも開催しており、多くの子供たちが楽しく参加をしておるところでございます。放課後児童クラブ以外にも多くの皆さんに御利用をいただいております。未就学児の児童も利用しておるところで、それなりの効果があるというふうに思っておるところでございます。

子ども食堂の問題でありますけれども、こども館というのは常にいろんな子供さんが来ておりますので、そこで子ども食堂をやるのはどうかということはなかなか難しいのではないかなというふうに思っております。ボランティア団体やNPO等に担っていただければ、ほかにもかなり多くの場所がありますので、そういうところで実施をしていただければなというふうに思っておるところでございます。子ども食堂は必要であるという、この認識は持っております。ただ、担い手がなかなか難しいという部分もあるわけでありまして、その辺も一緒に合わせて考えていく必要があるかというふうに思っておるところであります。

したがって、今、現段階ではこども館で子ども食堂を実施するというところまで考えていないところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 子育て相談室は、貧困とか虐待、発達障がい等、さまざまな相談に乗っております、そのような状況の中から、やむにやまれず、解決策として子ども食堂、あるいはカフェなど、三、四回ぐらい実施して、集まった子らに手を差し伸べているようです。結局、公民館等でやると、また使用料等がかかりますので、フードバンクがある社協にも行って、社協でできるのかどうかというような話もしたこともありますが、場所としてはこども館が一番ふさわしいと思いますし、調理室をどういうふうなつもりでいるのか、まだ使ったこともないし、備品もないということですが、いかがですか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 調理室につきましては、児童厚生員が中心となって、食育等の実習や村栄養士が行う未就園児の栄養指導などにも使用はしていく予定ということであります。今、相談室の皆さんが自主的にということであります。そういった部分につきましてはまた御相談いただければ、地区の公民館等々、ほかの場所等々、使用料がとられるということでもありますので、その辺はまた御相談いただきたいなというふうに思います。そういう部分につきましては、村も考えていきたいという、そういう考え方を持っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 前向きに捉えていただいて、あらゆるところで子供たちをサポートできたらいいなと思います。大泉の地区社協の日の出会でも3回ぐらい集まって、子供たちを対象にしておりますけれども、特に押し入れが大好きで、走ったり、遊んだり、けんかで、扱いがなかなかボランティアさんたちも大変なんですけれども、特にそういう、押し入れとか、そういうところが本当に逃げ場というか、好きなんですけれども、大きな声でどなったり、やめさせたりというようなことで、まだまだ子供の扱いになれていないのが現状であります。

2番に移ります。

各公民館を、夏休み中、小中学校の学力向上、宿題など、環境づくり、ボランティアなどが参加して、環境を整えては。また、祖父母などのボランティアが手をかしたらどうかと思います。特に夏休みというのは、親が働いているので、核家族化が進む中で、さらに飢えていたり、ストレスや不満が多いと思いますので、そのことについてお知恵を拝借したいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 公民館を夏休みに利用して、学力向上という部分であります。

この問題につきましても、やはりこの担い手があるかどうかということに尽きるというふうに思っておるところであります。担い手さえあれば可能かなという思いもしておるところでございます。そのときの使用料等々につきましても、また御相談いただければと思います。教育委員会に深くかかわる問題でありますので、教育長より答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 最初に、前のところにちょっと戻らせていただければ。子ども食堂ですが、今、議員おっしゃられたとおりに動いてきている。相談室がというそういう立ち位置ではなくて、スタッフが、相談室の方がたまたまという、そういう理解で、私も2度ほど3度かな参加させていただいて、ですので、ボランティアとして動いている、そういう御理解で、ですので、今、村長の答弁にもありますけれど、ボランティアの方、いわゆる民が動くという言葉がいいのでしょうか、地域がどう動くか、そこが大きなポイントかなというふうに受けとめています。

今の公民館の関係でございますけれども、公民館は、大芝、済みません、いろいろな行事やっています。夏祭りとか、まんどとか、育成会、あるいは地区PTAが中心になってという、そういう独自の行事が行われているところなんですけれども、夏休み中における各地区の公民館を利用した小中学生の学力向上に関する取り組み、このことについてですが、本当に実現するとすごくいいな、自宅以外で宿題などの勉強ができるとか、あるいは、現在進めています放課後学習のように自主的な学習ができるとか、その中で互いに教え合ったり、上級生が下級生を教えたりとか、地域の方が本当のその場の中で小学生へ、指導という言葉がいいか、サポートしていく、そんな営みができるとすごくいいな、学力向上にもつながるといふふうに思います。まさに、地域の子を地域で育てる、もうそのものになるのかなというふうに思います。

近隣のところでは、夏休み中、例えば、ラジオ体操が終わって、しばらくの、1時間ぐらいとか、ある程度の時間、そこで学習を、宿題をしたりとか、あるいは、1回帰って、涼しいうちの学習をと、そんな営みもございます。ですので、そこ、公民館をどう開くかという言葉が適するかどうかとは思いますが、地域の方と一緒にどのような支援ができるかということを私ども教育委員会でも今後うんと大事に検討していきたいなというふうに考えております。

公民館のほうでは、かま塾さんとか、いろんな活動、あるいは子育てサークルもあります。それとまた、少しカテゴリーが違ってくるわけですが、そこを大事に、そんなことを強く願っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） やはり、先ほどの件ですが、相談員もそうなんですけれども、学童クラブの指導員も、どうやって遊ばせていいかわからないからということで参加しているようですので、多くの方が、いろんなことで大勢集まってやっているらしいのですが、公民館の空き部屋の夏休み期間中の件については、夏ヤドール、オアシスということで、埼玉県の深谷市で39回やっているというような記事もありましたので、ぜひ前向きによろしく願いたいと思います。

3番に移ります。

土曜日の学童クラブの実施はということですが、前回、二、三十名の希望があったということですので、一般質問のその後で、いつやるのかというような話があるのかなと思っておりましたので、やはり希望がある限りは直ちに手配していただくというのが行政の考え方ではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 土曜日の放課後児童クラブの質問であります。

希望があればということでやってきておりますけれども、今までそういうことでやってまいりましたが、来月1月からは通常に実施していく予定であります。希望が多いという部分がありますので、通常実施していくということで考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

次に、おやつの問題ですけれども、昔はおやつ代を徴収したり、指導員が買って来たりというようなことでやってましたけれども、なかなか大変だと思いますので、夏休みのように持参してもよいというようなところでおやつを提供できればと思いますが、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） おやつの問題であります。

以前は、確かにおやつ時間というのがありまして出しておりました。近年は、アレルギーの問題等々もありまして、平成24年からは取りやめており、学校休業日のような1日預かる日についてのみ、各自持参しておやつを食する時間を設けております。1日預かるという、この時間帯は設けております。おやつにつきましては、通常でありますけれども、必要とする意見や多ければ夕食を余り食べないなど、いろんな御意見がありますので、必要性、あるいはアレルギー対策等含めて、現場の支援員の声も聞きながら検討はしてまいります。1日という部分につきましては、おやつを持ってきていただく、持参ということでやっております。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） アレルギーの子供は持ってこなくてもいいので、できたら、おやつはオーケーよというふうにしていただくほうがいいと思いますが、よろしくお願いします。

次に、臨時保育士や補助員、その他さまざまな保育現場の相談があります。正規への不満もある。

先日、西部保育園のお楽しみ会があり、参加しました。どの子ども目が輝き、自己実現している様子に感激したところです。本当に、先生方の指導の内容が、衣装から、オズの魔法遣いに見るように、すばらしい発表でした。

その意味で、人手不足の中で、つい臨時保育士に正規同様の扱いで人事評価制度を導入してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 臨時保育士の人事評価ということであります。

人事評価につきましては、導入をしていく考え方は持っておりませんが、個人面談というようなことで、正式職員同様、年2回、園長と個別に面談する機会を設けております。そういった中で相談を受けたり、今後も伸ばして欲しい面を伝えたりしておるところであります。直接、園長の評価を伝えられるよい機会になっておるところでありますので、これも、考えれば人事評価の一つかなというふうに思っております。

また、保育士の採用につきましても、平成26年度採用から、社会人枠ということで設けて、臨時保育士の経験者から採用を積極的に行っておるところであります。そういう折には、園長に人事評価をしていただいたものを提出していただいて、参考にしているという、そんなシステムをつくっておるところでございます。特に臨時保育士からの採用というのが、最近はその部分の枠を多くしているということでもありますので、よろしく願いいたします。それと、同時に、臨時保育士の賃金につきましても、経験年数によりまして、3年未満、3年から7年、7年以上と、差をつけており、その励みになるようにはやっておるところでありますし、何よりも、この社会人枠による励みというのが一番大きいのかなというふうに思っております。採用するほうも、変な言い方ではありますが、間違いがないという部分もありますので、これからもそんな方式を続けていければというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） たしか、南箕輪村の臨時保育士さんの待遇というのはとてもいいというふうに聞いていますので、ぜひ、そういった正規同様の扱いでお願いしたいと思いません。

次に、3番に移ります。

2020年度新学習指導要領導入の村の対策はということで、教育を取り巻く環境はなかなか難しいということで、校長次第で学校は変わりますが、やっぱり村として、教育委員会がリーダーシップをとって、いろんな取り組みをしていただきたいと思えます。

英語学習開始の取り組みと準備はということで、原山、県の教育長も、さまざまな教員の改革といいますか、環境整備を考えておられて、教員が生徒と真摯に向き合える環境づくりをしていくためにやるんだというような言葉をお聞きして、本当に力強いなと思えます。現在、外国語活動というのは5、6年生、35時間やっているとありますが、どんなぐあいでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今、現在行われている英語活動のこと、今度、英語科になりますが、英語活動でございますが、日常会話等をとおしながら、今、ALTが1人入っております。

す。担任とALTが相談しながら、時にはALTにある程度任せながら、時には担任が出たり、そういうやりとりの中で会話を楽しむという、そういう形でおります。いわゆる日常会話ですので、非常になじんでいるものとか、あるいは通常の生活の中でのコミュニケーション、そのあたりに重点が置かれているというふうに理解しています。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） これからの英語学習の取り組み、前の同僚議員とちょっと重なりますけれども、簡単をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 先ほどもお伝えしましたが、話す力、コミュニケーションする力をうんと大事にということで、当然、低学年のほう、3、4年生のほうでは話す、聞く、先ほどもお話がありましたが、高学年になると、読む、書く、そのあたりの力が大事になってくる、それが中学につながるというふうに理解しております。

村として、先ほどお伝えしましたけれども、移行に向けてという、完全実施に向けてということで、来年度から移行になるわけですが、1点目でございます、済みません。今、学校の先生方が小中学校英語教育検討委員会を立ち上げながら、どういうふうにしていかうか、どういう形が望ましいか、そのためにはALTが何人必要かなとか、そういう議論をしていただいて、次年度、ALTが今2人の方向で描いておるところでございます。移行期間、来年度は15時間増ですので、完全実施ではない。そこで探りながら、状況を見ながら、だんだんふやして行って、2020年には完全実施、そういうことで予定しております。

今、ALTのお話をしましたので、もう一つは、予算の絡みがあるということで理解して、当然ながらですが、ALTと学校とをつなぐコーディネーター、小中の連携ということをやうんと大事にしながらを描いております。それが2点目。

それから、もう一つでございますが、スタッフが、先生方含めて、ALT含めて、今のコーディネーター含めて、いろんな協議、対応等に関する話し合い、どういう教材がいいだろうな、どういう計画がいいだろうな、そういう話し合いができる場、それを大事にしていくことが必要かなと。先生方の多忙化にもつながりかねないというのは事実でございますが、でも、その中で、当然子供のためにやらなければいけないことはやると。子供たちが、3、4、5、6、中学、それから高校、今度、センター入試の形も変わってきていますけれども、そこまでをどうつないでいくか、そこまで見通しながらの力をつけていく。学びの重ねを大事にしていきたい、そう考えております。

もう一点、教育委員会のほうでイングリッシュキャンプをやっております。済みません発音が。来年度、ことしですごく好評でしたので、そこら辺をどうしようか、もう少しやったほうがいいかどうか、そんな検討もということ。それから、今、放課後学習を進めていますが、来年度、もし可能なら、英語も含めてできたら、そんなことも構想の中でちょっと描いている部分であります。失礼しました。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 英語が好きになるように、ぜひよろしく申し上げます。

今、やはり教員の多忙化とか、県教委でも働き方改革の基本方針を策定しております、時間外が45時間以下ということで、80時間以上のところもあるようですので、タイムカードの導入だとか、部活の指導のやり方とか、いろんな働き方改革の方針が出されております。

そんな中で、村ではどのようにしていくのか、お聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） いわゆる働き方改革に向けてでございます。今お話がありましたけれども、国、あるいは県から、ことし、かなりいろんな通知等も出ております。いわゆる取り組みをしっかりとやっていこうというところでございますけれども、現状でございます。

まず、超過勤務時間の縮減に向けての取り組みですが、各学校に個人別勤務時間管理ソフトという、二、三年前ですかね、県のほうからソフトがおりてきて、それを活用して、集計したりしているという。現状としては、5月と12月にその集計をとっている、そんな実情がございますが、なぜそれを入れるかという、その大きな意図は、時間のマネジメント、先ほども御質問、違う議員からいただきまして、いわゆる、そこをどうマネジメントするか、意識を持つか、そこになるというふうに思っております。ですので、その点。

それから、勤務時間の割り振りということについて、前の議会でもお伝えしたと思うんですが、そこを学校全体で共有し、なかなかとれない実情もありますが、割り振りを計画的にとるといふ、もうそれはしっかりと図ってきております。

それから、縮減に向けてということで、いわゆる校内でプロジェクトチームを立ち上げて、本当に子供とどう向き合う時間を大事にしていくか、そこが勝負ですので、そこを大事にするか。それから、重なりますが、勤務実態の、今現状はこうだよ、でも、こういうことができそうかな、ここをこうしようよという、内部からの改革といいましょうか、うちからの改革を進めております。また、先ほど質問いただきましたが、会議のあり方、会議の持ち方、非常に回数が、いろんな支援会議等々も含めて多くなっている、そういう現状の中で、そこがもう一つのポイントかなと。それから、もう進めてきていますが、行事の精選、もう本当にそここのところ。

それから、村では、学校の先生方が休んだときに、いわゆる代替の先生ということで、これはほかの市町村ではなかなかない、できないことでございますが、それを予算化してやってきております。その活用をさらに促したい。そこをまた学校ともしっかりと共有しながらというふうに思っております。

村長公約にもあったんですが、済みません、時間があれですね。ことし、専門員を入れていただきました。専門員がかなり学校に厚く入っています。それは、先生方の、単に時間のみならず、中身の軽減にもつながると、そちらのほうが大きいかというふうに思っております。

いわゆる働き方改革と、超過勤務時間が短ければいいというものではないという、県としては45時間を目標にしていますけれども、なので、先生方、本当に願って教員になって、子供のためにこれだけやるという、本当に一生懸命やっている。だからといって時間を超越してという部分じゃない、その絡みのところをどうするか、うんとこれからも大事なことがなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） やっぱり教育委員会で、教員の先生のあり方をしっかりと考えていただくと、やっぱり教員の先生方も励みになって、しっかりとやろうという気になるんじゃないかなと思います。

伊那中の武田校長先生というのは村の出身なんですが、各地区懇を廃止し、プリントに簡素化したとか、家庭訪問を軒先訪問に変えたとか、そういった、やっぱり工夫、先ほどのやっぱり工夫というのが大事かなと思いますので、教育長先生のやっぱりリーダーシップをお願いしたいと、さらなるリーダーシップをお願いしたいと思います。

最後に、放課後児童学習、さっき英語も入れていきたいというような話もありましたけれども、何かつけ加えられる今後の方向性はありますでしょうか。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 放課後児童学習、小学校の関係でまず、中学校はもう動いてきていますので、それなりに、本当に子供たち、先ほど申し上げました、いい顔をしている、しっかりと。小学校も同様でございますが、例えば、きょうはその日だったんです。私は行けなくて、何か、スタッフが少ないので申しわけないと思っておりますが、40分という時間で非常に短いですが、子供たちはそれをしっかりと、取り組んでいます。だんだん緊張がとけてきて、いい雰囲気の中で学習が進められていると、今、スタッフの1人、公民館長ですが、聞いたところでございます。2回目、3回目と、3月の中旬まで回を重ねていく予定でございますので、子供たちが中学校に向けての不安感が少しでもぬぐわれて、ああ勉強って楽しいな、わかるっていいなという、その一つの取っかかりになればという、それが今度の放課後学習、家庭学習につながったりとか、次年度の放課後学習、できればもう少し、水曜日の云々だけではなくて、描ければいいかなというのは思っておるところでございます。

南箕輪小さんからは、今、放課後学習、半分のお子さんが参加、それから、南部小さんは3分の1のお子さんですので、本当に子供たちは意欲を持っているという、そんな実態でございます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

4番目の質問に移ります。

大泉地区社協、日の出会では、地域包括ケアの実践部隊として、縁側サロンを立ち上げました。今2年目です。村が総合事業のB型としてつくった住民主導によるものを充てようと考えましたが、これまた、要支援1、2に対する人への個別のケースがいて初めて支給されるものなので、その人が誰なのかというようなことで、区別が差別につながるのではと思ひまして、介護保険利用を諦めました。毎月1回、西部地区館、大体20名ぐらい、第二公民館14名ぐらいまで実施して、定着しております。脳トレや演歌体操をやったり、おはぎをつくって食べたり、子ども食堂ならぬお年寄り食堂みたいにもなっております。こんな状態で、自己負担が100円ということでやっているんですが、たまたま認知症カフェ、明石市は、9月から運営費助成を始めました。それが、10人以上が集える活動拠点、参加者は限定せず、誰もが安心して気軽に参加できる。原則として月1回ということで、大体当てはまるんですが、看護師、保健師、ケアマネとか、介護福祉士とか、資格のあるスタッフがおりまして、それに介護保険とは関係なく運営費の年額を6万円と立ち上げ費用が2万円ということでやっておりますが、もしそういった簡単なざっくりとした一括支払方式というのができないか、提案してみたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。



村 長（唐木 一直） 地域活動、サロンやカフェへの補助金をという御質問であります。

こういった動きというのは、ゆっくりではありますが各地区に今そんな機運が芽生えてきており、本当にありがたいなというふうに考えております。もっとも多くの地区で広がっていけばというふうには思っております。そうするように、村もまた地域懇談会等を開催しながら、取り組みを促していきたいというふうに思います。

補助金の関係でありますけれども、現在はこの地域福祉活動支援事業補助金というのがあるわけであります。地区社協にそれぞれ交付をしております。そういった部分を充てていただければというふうには思っております。なおかつ、さらに必要性があれば、新たな補助制度の創設ということも考えられますけれども、まずは地域福祉活動支援事業というのを村からも出しておりますので、活用していただければというふうに思います。

以上です。

議 長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） やっぱり地区社協とはちょっと切り離しながら、縁側サロンというカフェと居場所づくりというのをちょっと分けて考えていけば、もっとさらに多くの人に参加するのではないかと。なおかつ介護保険というのは、もうケースによって、どんどん、それでお金がのしていくシステムになっておりますので、一括助成方式の、本当に安くていいので、1万円ぐらいでもいいですのでやっていただくと、介護支援事業には一応登録はするんですが、その人数だけが加算されるだけで、ちょっと余りまじいというか、1回100円なんですけれど、それでオーバーしてしまうものがありますので、できたら年額1万円ずつ、5,000円、5,000円でもやってくださると、そこへ来る人たちが、ちょっとスタッフが違いますので、活動回数が多いので、ちょっとそういうことを考えていただくと、もう少し、住民が、介護保険のかわりに地域包括ケアをしてくださいますよと言っているんですしたら、もっと補助金を出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 地区社協とは違った団体ということでありまして。そういった認識も私も今改めて持ちました。地域福祉活動支援事業補助金とはまた別にと話でありますので、この辺はまたしっかり考えていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

議 長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） お願いします。

2番の高齢者医療で、口腔ケア、接触性嚥下障がい、サルコペニア、筋肉量減少、フレイルの予防策はということですが、これは、なるほど・ザ地域塾でよく言われることなんですが、若い人たちは、それからメタボの人はお肉はそんなに食べちゃいけないけれども、年をとってからは、特に焼き肉をして食べる、豚肉を食べなさいというようなお話をしょっちゅう聞きます。フレイルとは虚弱ですので、筋力も落ちて、フレイルを減少させないためには焼き肉を食べないというようなお話がありまして、人生100年時代に向けて、虚弱とか、そういうことは、脚力、口腔内の虚弱、嚥下力、そしゃく力、肉料理を食べることというのが認知症予防になるというようなお話ですが、村としてはどのように考えているのか、お聞きします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） 今、唐澤議員のおっしゃる高齢者の健康状態を阻害する要因を予防していく方策としまして、肉を食したりだとか、筋力をつけるための運動というようなことになろうかと思えます。そういった中で、介護予防の要素としまして、運動はもちろん、口腔ケアということも大きな柱の一つでありますので、村では、げんきアップクラブですとか、ゆうゆうトレーニング教室、出前講座や歯科医師による講演会等を通じまして、口腔ケアの普及に取り組んでおります。また、サルコペニア、フレイル対策におきましても、水中教室ですとか、げんきアップクラブなどを実施してございまして、筋力トレーニング等のメニュー内容とこれも一致をしてくれているかと思えます。これまでと同様に、引き続きこの取り組みはしてまいりたいと思えます。

また、総合事業におけます一般介護予防事業の一環ということで、地域リハビリテーション活動支援事業という地域の専門職を介護支援の事業所のほうへ、また住民主体の活動団体に派遣をする事業もございまして。そういった中で、関係団体や事業所のニーズを調査しまして、それぞれの動作訓練のメニューに沿う形で、口腔ケアに関しては歯科衛生士や言語聴覚士、またサルコペニアやフレイルに関しましては理学療法士を派遣するといった対応につきまして、これから対応していければと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 健康長寿の柱としては、ボランティア、社会参加、運動、栄養ということですので、焼き肉だけではありませんけれども、やはりさっきも言ったように、げんきアップクラブだとか、さっきの縁側サロンにも体操も組み入れてございまして、私もすずめの会というのに入りまして、げんきアップにもボランティアに行ったり、社協にもボランティアに行っております。自分のためにやっているようなものなんですけど、人との触れ合いというのも大事なので、ぜひ村のためにちょっとこれからも頑張っていきたいと思えます。

次に移ります。

ネウボラ機能ということで、ネウボラ機能というのは、フィンランドにおいて、妊娠期から出産、子供の就学前まで、その母子とその家族を支援する目的で、村でも始まっております。問題のあるケースについては、本当は健康増進係保健センターではなくて、いわゆるこども館の係長がその仕組みを理解して、ワンストップで指導しているというようなことをお聞きしました。日帰り産後ケアの実態はどんなぐあいでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） 日帰り産後ケアの実態につきましてお答えを申し上げます。

南箕輪村版のネウボラにつきましては、子育て世代包括支援センターを中心としました連携体制をより強化しまして、保健、子育て、福祉、教育などの各部署が連携しまして、協力体制を構築することによって、妊娠期から子育てまで、切れ目のない支援に努めているところであります。産後のケアについてでありますけど、育児相談や母乳ケアなどに利用できる母乳相談等助成券、それから、助産院に入院をしまして、ケアや育児指導が受けられる産後母子ケア事業、家庭で家事援助や育児補助が受けられる産後ヘルパー派遣事業など、実施をしております。

産後母子ケア事業につきましては、平成28年度に1件、平成29年度も今のところ1件の御利用がありました。これ、1泊の宿泊で利用されております。日帰りについても、ニーズがあれば対応できるようになっておりますが、今のところ御希望はないといった状況でございます。また、母乳相談助成券につきましては、10月までで延べ104回の利用がありまして、役場以外にも、医療機関や助産所に育児の相談ができる体制となっているところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） やっぱりネウボラというのは、子育て包括支援センターがかかわっているということなんですけど、それ、どこにあるんですと聞いたら、それは場所はないんだと、場所はないけれども、それは仕組みだという、お聞きして、やっぱりその機能は、泉保健師に問題のあるケースがあった場合に、担当保健師が相談して、それでまた運営委員会を開いて、問題を、いろんな条件を、どんな問題があるかということで、ワンストップで指導しているんだということが初めてわかりましたので、子育て世代包括支援センターというものではなくて、要は係長が担当している仕組みがそういう仕組みであるということ、係長から、きのうお聞きしました。

次に移ります。

道路工事で、歩道工事、その効果と今後の予定はということで、県道88号線の大泉の歩道の改良の目的と費用をお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 唐澤議員の6番目の県道88号線の歩道改良の工事につきまして、御回答、説明を申し上げます。

この県道につきましては、県の工事でありますので、基本的にはこちらでお答えするところではないんですけども、歩道の改良は考え方だけを申し上げたと思いますし、事業費につきましては、今年度は約500万円ということでお聞きしております。

この歩道につきましては、現在、基準がございまして、歩道の形式は、いわゆる高齢者、それから視覚障がい者、あるいは車椅子の方、こういった方たちが、安全で、円滑な移動ができる、こういった構造が原則になっております。したがって、御指摘のマウントアップ式では、歩道の横断部分、そういったところを切り下げることによって段差が生じますので、非常に転倒するなどの危険性があります。こうした危険性を解消するために、現在では、歩道、歩車道を縁石で分離して、歩道面は車道面より高く、また、かつ縁石の天端より低くする、いわゆるセミフラット形式というのが基本になっております。

本村としましては、国・県道の歩道改良は引き続き県へお願いしておりますが、今後の具体的な改良計画につきましては、県の予算枠の範囲の中で修繕をいただけるというふうに理解しておりますので、よろしく申し上げます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 昔の工法は、こうやってマウントアップの設計の歩道だったんだけど、ユニバーサルデザイン化して、もうちょっといいものにしていくというようなお話ですけども、主婦感覚としましては、歩道を歩道に直しているというのが無駄な工事に思えてならないので、再現なく、まだ北原まで地区計画でやっていくんですけども、本

当に必要なのかなど。また、片側通行で不便でして、多くの方が渋滞なわけでありますので、しっかりとちょっと今後検討してもらったらどうだろうというのが私の意見です。何かあります。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 歩道につきましては、交通安全上、これは私は必要だというふうに思っております。ただ、マウントアップ方式をセミフラット方式にということでかえる、このことも必要だろうというふうに思っておるところであります。国道や県道の歩道改良というのは、地区要望によってそれぞれ国や県にお願いをしているところでもありますので、唐澤議員の御意見は御意見として承っておきますけれども、地区の要望としてやっておる部分がありますので、その辺はそんな御理解をお願いしたいというふうに思います。

村道の場合も、今、役場の前をやっております。あれ、本当にもう古くなって、歩くだけでも危険だなということでやらせていただいております。そういった部分におきましては、交通安全工事中につきましては、本当に支障を来しておる、こういう面もあるかと思っておりますけれども、できるだけ短期間でやっていくようなことで心がけてまいりますので、不便にならないようにということでもあります。そういった御意見の方は、役場へもよく、ちょいちょい、多くはありません、1人でありますけれども、唐澤議員と同じ御意見を言ってくる方もおられます。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 費用対効果と時間とお金と、そこで働いている方は、どうしてこの事業をするんですと言ったら、いや、前から、向こうからもやってきているので、続きなんですよと、でも、俺たちは仕事があつてうれしいですよというようなお話をコンビニでしてくださいました。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、6番、唐澤由江議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っていますが、あす14日の午前9時から一般質問を続けるといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

散会 午後 4時10分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

5 番 百 瀬 輝 和

8 番 三 澤 澄 子

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊惠二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	健康福祉課長	藤田貞文
副村長	原茂樹	子育て支援課長	唐澤孝男
教育長	清水閣成	産業課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	建設水道課長	藤澤隆
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	伊藤弘美
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	農業委員会長	高木繁雄
住民環境課長	松澤厚子		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

## 会議のてんまつ

平成29年12月14日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。質問順に発言を許可いたします。

それぞれ、端的な質問、答弁に心がけてください。

5番、百瀬輝和議員。

5番（百瀬 輝和） 皆さん、おはようございます。議席番号5番、百瀬輝和です。

現在、議会では、議員定数検討特別委員会を設置し、議員定数の議論を行っております。将来の議会のあり方について、村民の皆さん、多くの皆さんの意見を聞くことができれば幸いです。よろしく願います。

最初に、子育て支援施策の推進について、運動あそびプログラム事業について伺います。

子供を取り巻く環境の変化に伴い、子供たちの遊びの質も、外遊びから室内遊びと変わってきています。それによって、体力、コミュニケーション力が低下し、また、我慢できない、切れる、荒れるなどの子供がふえてきています。この感情を抑制できない原因は、脳の前頭葉の発達に関係していることが明らかになり、松本短期大学の柳沢名誉教授が開発した柳沢運動プログラムを取り入れ、幼児期から体を動かすことを楽しむ機会をつくることで、脳や心の成長も促す効果があると、運動あそびプログラム事業を行っております。この成果について伺いたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 5番、百瀬輝和議員の御質問にお答えをいたします。

子育て支援施策の推進の中の運動あそびプログラムの事業の成果についてという御質問でございます。

村の運動あそび事業につきましては、平成18年度に導入してから、ことしで12年が経過しております。運動あそびは、体力づくりはもちろんではありますが、集中力、抑制力などを育み、脳や心の発達にも大変有効とされております。運動量イコールコミュニケーション量となり、心を育てることや、見る、聞く、待つ、とまるなど、自分をコントロールする力を身につけることにもつながっていると考えております。

保育園では、運動あそびを年長から1歳児まで、年長児は年9回、1歳児はクラスの状況に応じて実施をしております。クラスごとに運動保育士に定期的に指導をいただいておりますが、それ以外にも長年の取り組みで、例えば、朝の日課としての縄跳び、走り縄跳び、園庭のランニング、鉄棒、雲梯をする。午睡前は柔軟体操や、午睡後は保育室の雑巾がけなど、日常的に取り入れて活動することが定着してきております。

昨年視察に來られました山梨県の保育士団体の方は、固定遊具の数や固定遊具で遊ぶ姿、

逆上がりができる子の多さに大変驚いており、ことしも同じ団体から違うメンバーが視察に見えております。

そうしたことを見れば、取り組んできたという成果が出ているんじゃないかなというふうに思っております。取り組んでいない保育園との差は大きいと思います。家庭や地域ではなかなかできない、体を目いっぱい使った遊びを保育園で補っている面もあります。

また、村外の中学生の先生から、南箕輪の子供たちは、全体的に運動神経がよく、働き者で、素直で、落ちついているというのは、運動あそびの取り組みでのせいではないかと言われております。長年、運動クラブのコーチをされている方から、運動あそびを取り入れる前に比べて、今の子供たちは、相対的に見て、他より運動能力が高く、運動あそびの成果が子供たちの姿にちゃんと出ていると感じるなどと言っております。

今後さらに、成果、効果を最大限発揮できるよう、体制づくりに力を入れ、この事業の推進を目指してまいります。

今、いろんな子供たちを取り巻く環境の変化というのがありまして、どうしても外で遊ぶ、このことから、家の中でということが多くなってきております。そういったことをどう保育園や学校で補っていけるのかという、このことも考えていかなければならないという時代になってきたのかなというふうに思っております。本村では、いち早く柳沢運動プログラムを取り入れながらやっております。その成果も出てきておりますので、これからも力を注いでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 幼少期の本当に神経系が発達する時期のこういう運動あそびの取り組み、大変評価できる取り組みだと思います。よろしくお願いします。

次に、療育への取り組みについて伺います。

村では、保健、福祉、教育の連携の中で、早期から支援が必要な子供や保護者のニーズに応じた発達相談・支援を行っております。平成24年10月に、たけのこ園を開園し、発達に支援が必要な未就学児に、児童発達支援事業やS S T、ソーシャルスキルトレーニング、にじいろクラブなどを行っております。

特別な支援が必要な子供の人数は、村の公表ですが、平成24年に19人、平成25年、25人、平成26年に36人と、増加傾向にあります。

発達障害者支援法が平成17年に施行され、平成28年に改正され、国と地方自治体の責務、支援が明確になりました。

昨今、いろいろな研究により、発達障がいも遺伝的、これ、先天性のもの、環境的、後天性なもの原因が合わさることによって発症することがわかってきております。遺伝的原因と環境的原因が合わさることで、脳の機能不全を起こしていることがわかり、治らないと言われていた発達障がいへの治療、療育などの提案がなされるようになってきております。村の取り組みについて伺いたいと思います。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 療育への取り組みの御質問であります。

村の療育への取り組みであります。たけのこ園を開園いたしまして、母子通園、保育園に通いながらたけのこ園へ通う並行通園、保育園降園後に通うS S T、御指摘のとおりであ



ります。また、にじいろクラブも行っております。それぞれの家庭生活や保育園での集団生活に適應する能力が育つよう、小集団での活動や、作業療法士、言語聴覚士など、専門家による個別の機能訓練または生活指導を行うなどの支援をしております。専門家の支援もやっておるということでもあります。

乳幼児で気になるお子さんや、保育園生活において個別的な援助を必要とするお子さん、子育てに不安を抱える御家庭が対象となっております。対象年齢につきましては、年々増加しており、このことも議員御指摘のとおりであります。

そんな状況もありまして、特にこのにじいろクラブは、受け入れができないほど増加してきておるところであります。この点につきましては、子育て教育支援相談室の別の事業で、同じような支援をしながら補完をしておるという状況となっております。今後も、子供に合わせたいろんな方法を考えながら、保護者とともに学び、個々に合った発達を促す取り組みを進めていきたいというふうに思っておるところであります。

最近、対象数は増加傾向ということでもあります。発達障がいや発達障がい傾向、傾向という皆さんも多くなってきておるということでもあります。早期にいろんな支援をすることによって発達が促されるということは大切なことだろうというふうに思っておるところであります。そんなことで、たけのこ園を中心としながら、療育の取り組みをさらに進めていく必要があるというふうに考えております。この問題につきましては、特に力を入れながら今後も進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 年々ふえている傾向があるという。

先月ですか、私、松本でセミナーがあって、発達障がいの新しい治療法というセミナーがありまして、ここへ参加させていただきました。池田さんという御夫婦で、やはり自分の子供が知的障がいと自閉症の合併だということで、日本ではこれは治らないというふうに言われたらしいんです。池田さんの旦那さんが医師であって、どうにか治せないかということで、アメリカの先端医療学会の発達障がいに対する栄養療法というものを耳にして、アメリカまで行ってきたらしいです。その中で、お子さんに生化学的療法を開始したところ、改善が見られてきたということです。知的障がいだったり、自閉症のお子さんですから、特別支援学級、当然行かなきゃいけないということで、そういう支援学級のほうへ通っていたらしいんですけれども、改善が見られたことで、この御夫婦が、そのお子さんが治って改善していく中で、普通の学級に行けるようになったということで、今回、ヒューメインプレイスという活動を始めたということです。食事療法だとか栄養療法、腸内環境整備、キレーション療法、キレーション療法というのは有害金属物質の排出ということになるわけなんですけれども、国内でまだ取り組んでいる病院が少ないということは聞いております。

根本的な治療法がないと言われていて、療育主体のこういう発達障がいの子供に対処しなければならぬ現状の中で、もし改善できる治療法があったとしたら、治療という考え方も持っていかなければいけないんだろうなと思います。

そこで、診察、検査、治療を望まれる親子の方、親御さん、子供も大変悩んで苦しんでいることだと思います。そうしたものに対する治療、検査費も多少高いんです。3万円ぐらいするものですから、そういう親子に対して、こういう、池田さん、ヒューメインプレイスを呼んで、セミナーを開くだとか、こういう取り組みがありますよというセミナーを開くだと

か、そういうところの治療を望まれる子、親子に対する補助金制度というのをつくっていきませんかということなのですが、村長、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 障がい児の診断のための補助制度を初めとした支援の御質問であります。

発達障がいにつきましては、村に限らず、国内では、まず小集団に適応できるトレーニングをしながら、徐々に大集団にもなじんでいけるよう、療育としての事業を進めております。百瀬議員の今御指摘のように、発達障がい治療により治るということであれば、これは本当に素晴らしいことだというふうには思っております。しかし、その治療法を受けることを村が推進していくことにつきましては、医学全体で認められた治療方法として確立されているかなどを見きわめる必要があるというふうには思っております。ここら辺は見きわめていく必要ということで御理解もいただきたいというふうには思っております。

発達障害者支援法第2条では、発達障がいというのは脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されており、百瀬議員がおっしゃるように、国内では抜本的な治療方法がないとされております。治療につきましては、公的に見て、治療方法が確立されるようであれば、村としても対象者に進めていけるかというふうには思っております。何らかの症状を持ちながら、周囲になじめるようにしていく療育事業の推進は、これからも積極的にしてまいります。

今御質問にありましたように、池田さんですか、セミナーの開催、この辺につきましてはできるんじゃないかなというふうには考えております。その段階につきましては、また御相談に乗っていただければというふうには思います。ただ、補助制度ということになれば、これはもう少し慎重にしていく必要があるというふうには思っております。セミナーの開催ということでは村もかかわるのではないかなというふうには思っております。

また、今、この問題とは若干違うといいますが、発達障がいを含めての問題でありますけれども、子供とさまざまな病気との関係を調べるために、環境省によるエコチル調査が2011年の1月から全国的に取り組まれて、ことしで7年目になります。この調査につきましては、赤ちゃんがお母さんのおなかの中にいるときから13歳になるまで、健康状態や生活習慣を観察しながら、生活環境の中にあるさまざまな物質や生活習慣等と子供たちの成長や病気との関係を調べるものであります。生まれる前から13歳になるという長い取り組みであります。アトピーやぜんそく、肥満、発達障がいなど、増加傾向にある病気と環境要因の関係を明らかにし、新たな診断方法や予防方法の開発につなげていくために行われている調査であります。本当に大規模な調査となっております。全国では10万人規模、長野県では信州大学が主催となり、2,600人の母子が参加しております。最終的な結果が出るのはまだ先となりますが、この調査の結果の検証に基づき、開始されている取り組みの動向も注視しながら、村としての対応はまたこの時点でも考えていく必要があるというふうには思っております。

特に、これは、信州大学と山梨大学が共同でやっておりますけれども、この地域は。上伊那地域では本当に関心が深いところであります。親子の協力者は全国でもトップクラスであります。本当にこういった問題に、上伊那地域は関心が高いんだなというのが伺えますので、その辺も加味しながら、先ほど申し上げましたセミナーの開催等すれば、かなり多くの皆さんに聞いていただけるのかなという思いもありますので、その辺はまた御相談させていただ

きたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 本当に、この診断法、発達障がいについては、子供だけじゃなくて、大人になって発達障がいだという診断を受けたとかというのが、今、だんだん診断法だとかが発達してきた中で、大人がそうになっているという例もあるそうです。文科省の全国調査では、10人に1人が何らかの障がいを抱えていることとなります。未来をつくる子供たちの可能性を引き出す取り組み、行政として何ができるか考え、何をするのかということだと思っています。ヒューメインプレイス、思いやりのある場所という意味だそうです。

芸術、文化推進について、最初に、村の指定無形文化財について伺います。

第5次総合計画の中では、伝統文化の継承を図るため、保存団体の育成や、後継者の確保、育成を促進しますと書いてあります。大泉のこれ、鹿祭、鹿頭祭のことなんですが、これ、地域色が強い行事なので、ちょっと少し今回は置いておきまして、民謡御嶽山について伺いたいと思います。

元禄9年、1696年、伊那谷と木曾谷を結ぶ権兵衛峠が整備され、伝えられたと言われております。その後、伊那節へと変化していくわけですが、今、南箕輪村に残り、伝えられている御嶽山、村誌の中でも、貴重な村の文化財であると書いてあります。村の取り組みについて伺いたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 百瀬議員、村指定の無形文化財の保護、継承の取り組みはの質問に対してお答えします。

文化財保護法に基づきまして、村では、条例南箕輪村文化財保護条例を制定しております。この条例により、国または県の指定を受けていない文化財のうち、村内に存在し、村にとって重要なもの、保存及び活用の必要があるというのが認められているものについては、教育委員会で村指定の文化財に認定いたしております。必要な措置を講じるものとされております。

今御質問いただきました村指定の無形文化財についてでございますが、村が指定している文化財は、現在、全部で19でございます。そのうち無形文化財は、今、百瀬議員お話のとおり、大泉神社の鹿踊りと民謡御嶽山の二つとなります。

無形文化財は、その名のとおり、形のないもので、人から人へ、技術、その精神が継承されていくという、それで今日まで残ってきているというふうに理解しております。この継承がうまくいかないと、その文化は途絶えてしまい、復興するには多大な労苦が発生し、場合によっては完全に復興することが難しい場合もあるかなというふうに思っております。文化の伝承は、非常に労力、それからエネルギーを要するもので、今がその伝承していく時期といいたいでしょうか、タイミングかなというようなことも考えております。

これまで村が行ってきたことでございますが、民謡御嶽山につきましては、平成27年度に音源を録音して、CDを作成いたしました。今、手持ちにしてありますが、こういうCDを作成しております。今後は、映像としても残す必要があることから、録画用のカメラの購入について、来年度予算化をしてまいりたいというふうに思っております。また、大泉神社

の鹿踊りにつきましては、毎年、活動費の助成をさせていただいております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 来年の2月18日、村の日があります。ここで、また御嶽山、平成大泉ばやし、鼓龍、太鼓ですね、のコラボがあるとも伺っております。

保存会、御嶽山の保存会には、中学生も7名、興味を持って伝統文化を学んでいると伺っております。今は大泉区の皆さんが熱心に取り組んでくださっていて、本当に頭が下がりますが、一部の方だけでは、やはり先ほど教育長が言われたように、限界があるんだなという思いがあります。村として幅広く取り組んでいく必要があると思いますが、その点、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 先ほども申し上げましたが、村で指定した文化財については、その保存、活用のために必要な措置を講じる必要、これをうんと大事なことというふうに思っております。また、現在、村の指定を受けていない文化財についても、その保存及び活用のために今後どうしていくか、文化財専門委員会に諮問するなどして、必要な措置の検討を進めてきておるところでございます。

一般的に広く村民の皆さんに村の文化財を知っていただくということは、パンフレット、あるいは郷土館がございますので、郷土館での展示ということになっております。

歴史につきましては、現在、南箕輪村創立150周年記念事業として、平成の修史事業を計画しております。文化財専門委員会を中心としながら、村の歴史、史跡について、調査、研究を行っておるところでございます。今後、これらの調査、研究の成果を幅広く村民の皆様にお伝えし、村の歴史について学び、親しむ機会をさらにつくってまいりたいというふうに思っております。

今、お話がありました御嶽山でございますが、本当、保存会の皆さんが本当に熱心に取り組んでおられるというふうに感じております。今、この文化を学び始めた中学生、この間、7名でしたでしょうか、一緒に踊ってという、その中学生が、ぜひこれからの継承者に育ってほしいなと強く願うばかりでございます。そのためにどのような方法がよいのか、文化、歴史に学び、親しみ、継承していくために、関係の方々、あるいは専門家を含めた皆さんにも御協力をいただきながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 本当に、これ、今やっておかないと途切れちゃうかなという思いがあります。お隣の箕輪町の古田人形ですかね、中学生も一生懸命取り組んで、あれ、クラブもできているんですね。そんな形ができれば一番いいんだろうなと思います。

村では、地域活動支援事業補助金があります。これ、前回質問したときも、村長から、こういうのがあるから、こういうのを歴史と文化の会でも使っていただければというお話がありました。ただ、この中のものを見ると、協働による村づくり事業というのと、地域コミュニティ活性化事業の二つなんです。歴史と文化の活動には、やはり少しこの補助制度は使いにくいのかなと思います。

先ほど、御嶽山保存会の話をしていただきましたけれども、中学校とか小学校、社協、老人ホーム、

幅広く、1年間通して、舞って、活動しております。継承してくれる中学生の方々にも、はっぴと帯をどうしてもつくってあげたいんだと。また、今、保存会の皆様が自分たちでつくって着ているはっぴには、やはり南箕輪村という名前が入っていないわけです。大泉と入っているものですから、村全体に広げていくには、南箕輪村というはっぴが欲しいなというようなお話もありました。

また、私が所属している久保のゆいの会が3年目になるんですが、立ち上げのときも、県の元気づくり支援金をどうかという検討もあったり、村の地域活動支援の補助金を使ってという検討もしたんですが、どうしても恒久的に使っていくには少し使いにくいかなというお話の中で、今は会員の会費で賄わせていただいております。ただ、会費だけでは賄えない部分、会長が自腹を切って、この間の感謝祭に展示した、昭和初期、大正時代から昭和初期の農業風景の写真もパネルにして展示させていただいたんですが、それがJAの職員の方がちょうど来られていて、JAの支所祭にも貸し出していただきたいということで、そこにも展示させていただいてと思います。

やはり、そういう貴重な資料がまだまだ久保だけではなく、村全体に眠っていると思うんです。そういうものを掘り起こすためにも、やはり必要なんだろうと思います。はっぴとか、帯とか、プリント代というのは、そんなに大きなお金がかかりません。だから、使いやすくしてあげることが大事なんだと思います。それが保存団体の育成だとか、後継者の保護、育成促進につながると私は考えます。

また、貴重な写真だとか資料を、村で、やはりデータ化して、保存して、公開していくという取り組みも考えていただきたいと思います。その点、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 村内には、地域の歴史、あるいは文化を保護、活用するための活動団体があり、文化財の保護活動を行っておるという中で、今、御質問の中にありましたゆいの会でございますが、文化財周辺の草刈り等をしていただいております。村からは団体に、除草剤等の現物支給を行ってきております。また、新四国霊場につきましては、清掃業務を委託ということで、北殿老人クラブの方々のお力をいただいております。ということで今に至っております。

村の地域活動支援事業補助金でございます。今お話がありましたけれども、この事業内容につきましては、議員よく御存じであります。もし相談していただければ、また活用についてという、そういうふうな窓口を設けておりますので、担当課と相談していただいて、方向をとることを一つは思っておるところでございます。よろしく願いいたします。

活動に対する恒久的な助成をとることでございますが、先ほど申し上げましたとおり、毎年、活動費の助成をさせていただいているものでございますけれども、条例の規定の中で運用させていただいているものでございます。助成につきましては、これまでのものを整備する中で検討させていただく方向を考えたいというふうに思っております。よろしく願いします。

それから、デジタル化ということでございますが、今、村史、あるいは、これから出てくる補遺集と言いましょか、等々につきましては、その方向も描いているというか、考えてはおりますが、村のサーバー等々、いろんな絡みがございますので、デジタル化というのはいろんな面で普及を図る一つの手段という受けとめは十分しておるつもりでございます。

以上でございます。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 歴史・文化伝承、村としての取り組みというのは、本当に重要な取り組みというふうに位置づけておりますし、そういったふうに考えております。その中で、地域振興補助金であります。これは、十分、担当課と打ち合わせをしていただければというふうに思いますけれども、久保に私も区民祭、お邪魔させていただきまして、写真も見せていただきました。本当にすばらしい展示だなというふうに思いましたし、また、字名を詳細に調べて、それもいただいたところでございます。そういった取り組みというのは、本当にすばらしいなというふうに考えておりますし、各地区でも歴史の会というような会が他にも立ち上がってきております。そういった中で、どうしていくべきかなということはこれからも考えてまいりますけれども、今、地域振興補助金の中で、こういったプリント代とか、はっぴだとか、そういった部分につきましては十分対象になりますので、ぜひ活用していただきたいというふうに思います。自腹ということではなくて、ある補助金は活用していただくということをお願いしたいというふうに思います。3年間でありまして、これからやる部分、まだ完成していない部分もあろうかというふうに思いますので、ぜひ担当課と相談をしていただいて、活用をしていただければというふうに思っておりますので、その辺はよろしくお願いたします。恒久的ではない、このことは、確かに3年間でありまして、そうではございませんけれども、村の地域振興補助金、県の元気づくり支援金とは違しまして、かなり使い勝手はよくなっておりますし、それは村の補助金ですので、よく運用面では十分考えてまいりますので、ぜひ活用をお願いしたいというふうに思います。

恒久的な部分ということになれば、本当に、今、教育長が答弁したように、現物支給の部分で、運営費を恒久的に補助金で出すということは考えておりません、運営費は。これは、団体としての活動、それまでしてしまいますと、団体としての活動の意味というのがなかなか薄れていってしまうのではないかなという部分もありますので、現物支給のそれに要する資材的なものにつきましては、当然、支援はしてまいりますけれども、そんな点はぜひ御理解もいただきたいと、同時に、ある補助金を活用していただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議 長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 現物支給、非常に一歩前進かなと思います。楽器も必要だと思いますので、それもやはり消耗品だということはおっしゃっていただきました。よろしくお願いたします。

先日、「うまれる」の放映がありました。これは、定住自立圏事業と子育て包括支援センター事業で行われたわけですが、私も見せていただいて、大変いいドキュメンタリー映画でした。人間の宿命というか、生老病死の中の生まれるなんです、これも生老病死のシリーズがあるというふうに伺っております。ぜひほかのものも鑑賞できればと思いますので、よろしくお願いたします。

村では、文化団体が積極的に活動を行っていると思います。今回、鑑賞機会や発表機会の取り組みについて伺いたいと思います。映画鑑賞をする。芸術鑑賞をする。全国どこでも、個人で探していただければいいと言うかもしれないんですけれども、村としてやるべきことという観点の中で、鑑賞するジャンルにもよりますが、ジャンルごと、住民の意見を

吸い上げるシステム、鑑賞機会をふやしていくシステムというのが必要なんじゃないかなと  
考えます。現在は、文化講演会を行っていると思いますけれども、村民が、文化、芸術に触  
れる機会が非常に少ないのではないかというふうに思われますが、その点、いかがでしょう  
か。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） コンサート、音楽等の文化的な面が少ないんじゃないかという御  
質問でありますけれども、確かに、そういった面は少ないのかなというふうに感じておると  
ころであります。ただ、最近、ここ何年かで、県民コンサートを行ったり、あるいは伊那文  
化会館の出前の部分で先日も行いました。200人余の皆さんに鑑賞していただいたという  
ことでありますので、取り組みは始めてきておるところであります。昔に比べて、若干そう  
いう部分は前に進んでおるのかなというふうに思っております。団体等が主催をしていただく  
ことが理想でありますけれども、なかなかそういう状況にはならない面というのがあります  
ので、この辺は、すばらしい、いろんな文化だとか、コンサートだとか、そういうものを開  
催していけば理想であります。どういったジャンルがいいのかということにつきましては、  
文化団体連絡協議会に御意見を伺いながら進めていければというふうに思っております。こ  
の辺は、少し力を入れていく必要、私はあるというふうに思っておりますので、また、この  
辺は、教育委員会と打ち合わせをしながら進めさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（丸山 豊） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 今、村長の答弁にもありましたけれども、村として、文化の関係  
というのは、本当に全体でうんと大事にしていく必要があるかなというふうに思ってお  
ります。特にと申しましょうか、その中で、公民館の関係、本当に村公民を活用しながら、幅  
広い年齢層の方々がいろんな活動しております。具体的には、時間の関係で省かせていた  
だきますが。それから、11月の村民文化祭では、村の文化団体連絡協議会の主催によって、本  
当に、皆さんのステージ発表とか展示発表、日ごろの活動を皆様に伝えていく大事な機会と  
なっております。それから、村の日でございますが、昨年度は村の村民の歌の大合唱、本  
当に感動的な大合唱が行われる等々、本当に地域を挙げての文化への取り組みが見られて  
いるなど、そんなことを思っております。

今、村長の答弁の中で、例えば、村民センターのホールでいろんなイベント等というのも  
願うんですけれども、なかなかマンパワー的なものが、正直なところ、集客の問題、そう  
いうことを考えて、できるだけ前向きに考えていくわけですけれども、幸いにも近くに伊那文  
化会館があるというのも村の利点ではないかなというので、そちらのほうをまた大事にと  
いう、そんなことも考えております。

いずれにしても、民間の方々、団体の方々の発表を、教育委員会、村が後援するとい  
うスタイルもうんと大事にしていく必要があるかなと思っておりますので、教育委員会が音  
頭をとって云々というのも大事なんですけれども、本当に、これをやりたい、こういうこと  
を願っているという、そこをうんと大事に、それはアンケート等も含めながらというふう  
に考えております。

議 長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 村の公民館活動、年間を通して本当に忙しくやられているという

ことで、私は評価しております。ただ、高齢化の進む中、以前、私が質問した中の終活セミナー、エンディングですね、人生のエンディングのエンディングノートを使いながら、これ、定期的に行っていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

きょうは、お忙しい中、高木農業委員会委員長に来ていただいております。何点か伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

最近、特に、田んぼ、畑だった場所が、いつの間にか太陽光発電施設になっている光景を見かけるようになりました。太陽光発電のための農地転用の状況について少々伺いたいと思います。また、農業振興地域とそれ以外、俗に言う白地地域の状況がわかればお願いしたいと思いますが。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

高木農業委員会会長。

農業委員会会長（高木 繁雄） 百瀬輝和議員の質問にお答えをいたします。

太陽光発電施設設置による農地転用の状況でございます。

これは、国が推し進めているところの再生可能なエネルギー利用の一環として、太陽光発電が推奨されましているわけですが、村内では、平成25年に許可をいたしました案件が農地転用の第一号であります。平成26年度には16件、ピークでございました。27年度においては、一旦減っていましたが、28年度は8件と、再び増加となりました。ことしにおきましては、買い取り価格ですか、の影響があるのかなということの中で、やや少なくなっている状況であります。先月11月末までの許可件数においては33件、筆数では53筆、総面積におきましては約2.8ヘクタールとなっております。

農業振興地域とそれ以外の白地地域における転用状況ですが、農地には農振法に位置づけられました農振農用地とそれ以外のいわゆる白地と呼ばれる農地があるわけでありまして。村内では、農振農用地を転用しての太陽光発電施設は認めておりません。したがって、全て白地の農地を転用しての施設となっております。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 転用して農地でなくなれば、農業委員会の手を離れるわけですが、しかし、太陽光発電を行う方法で、ソーラーシェア、営農型発電と言われるものがあります。これ、国もかなり進めたという記憶がありますがけれども、当時、農業委員会で検討に検討を重ねて、条件つきで許可を出された大芝の施設があるわけです。それについて、農業委員会の議事録を見ると、ことしの4月6日ですか、営農者から直接説明を受けているところも書いてあったわけですが、その内容も含めて少し、条件付きのチェック方法だとか、どうされているかというのをちょっと伺いたいと思いますけれども。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

高木農業委員会会長。

農業委員会会長（高木 繁雄） お答えをいたします。

御指摘のとおり、転用許可を出して転用されたものにつきましては、農業委員会の手は離れていくわけですが、許可後に転用計画に沿った利用がされているか等については、追跡調査や必要な指導等を行っているところであります。

農地を農地として利用しながら太陽光発電を行う制度での村内の状況ですが、これについ



ては、先ほど御指摘のとおり、営農型太陽光発電施設と言われております。平成25年3月に、農水省のほうから指針が出されました。これは、太陽光を有効に活用し、太陽光発電で農業収入を補う目的で国が制度化したものでありまして、農振農用地であっても、発電施設の下部農地において、適切な営農が行われれば、3年間の一時転用期間に限って審議の対象として扱いますということでありまして、具体的には、地目は農地のままです。パネルの支柱や周辺の機器の部分だけを転用扱いとして、発電事業は行うことができるということでありまして、

村内では、平成27年に大芝地区の施設がその指針に沿って許可をした1件だけでありまして、許可期限は来年の3月までとなっております。この施設は、全体面積では約3ヘクタールと広いものでありますが、先ほど言うとおおり、転用面積においてはわずか250平米となっております。現在、下部農地においては、太陽光が遮へいされても育つ作物ということで、村内の農業者が薬用ニンジンの栽培を行っている状況であります。

その後の許可条件のチェック状況ということですが、許可に際しましては、農水省の指針や県の指導に基づく幾つかの条件を付してありまして、それに基づいた年1回の営農状況の報告をいただいているところでございます。ですが、栽培されています薬用ニンジンは、栽培期間が1作で6年、7年と、非常に長い期間を要する作物であります。したがって、日常的に行っている営農の日誌や収支、記録写真等の提出も条件として付してありまして、長期にわたる確認も行っているところであります。何といたっても、パネルの下部において、適切な営農が行われているということが大前提であります。したがって、随時立入調査を行うことや、その際に、営農者に立ち会いをいただくことも条件として付してありまして、それらをもとにチェックを行っているところであります。

続きまして、4月6日の日に営農者へ聞き取り調査した内容ということですが、この日は、現地調査を行った後に、総会に出席をいただいております。細部につきましては議事録が公開されておりますので、確認をいただけたらと思っておりますが、現地確認と提出された営農日誌などから、現在の営農状況や今後の営農計画等について調査をいたしたところであります。その内容を簡単にあれしますと、4月段階で播種は終わったというようでございますが、まだ発芽していませんでした。したがって、これからの発芽の見込みや現在の作業状況、あるいは収支の状況、薬用ニンジンの販売計画等について、そのほかにも、発電施設の状況ですか、それについても説明を受けております。また、以前から、近隣で薬用ニンジンの栽培を行っている方の協力を取りつけられたとも伺っておりまして、先月には、薬用ニンジンの生育状況について現地調査を行っているところでございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 高木農業委員長、ありがとうございます。

この議事録によると、3万6,000粒、種をまいて、2万4,505芽が出たというような報告がなされております。この条件つきについて、しっかりとチェックをしているというお話でよろしいわけですね。

済みません、もう一個、村のほうの環境基本計画と新エネルギービジョン、ガイドライン等について少々伺おうと思ったんですが、時間がなくなりましたので、これで終わりたいと思いますが、最後に、李広將軍の人柄を読んだ詩がありました。桃李、桃とスモモという意味ですが、桃李もの言わざれども下自ずから蹊を成す。

これで私の質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、5番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから10時まで休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子です。

最後の質問者になりました。もうしばらくですので、御辛抱をよろしくお願いします。

また、昨日からの質問と重複するところもありますけれども、重ねて質問するところと、また省くところもございますので、答弁のほうも、その辺、よろしくお願ひしたいと思いません。

まず、三、四日前のニュースを見ていたときのことであります。日本の防衛費が来年度の予算が5兆2,500億円、史上最大規模になったというニュースでありました。その中で、特にアメリカからの購入の中で、F35戦闘機が28機、4,300億円、その関連予算が3,100億円で、オスプレイが17機、2,239億円、そのほかに巡航ミサイルやイービス・アショアなど、敵基地攻撃能力のあるものが導入、検討されているというふうに報道されておりました。アメリカからの購入にしては、FMSという制度で、政府が直接日本へ買入れするというところで、毎年、この間、5年間ぐらいは、4,000億円以上の購入が続いているわけでありませうけれども、その金額についてはアメリカの言いなりということで、日本は大変財政的に豊かな国だなということを感じながら、そのニュースを聞いていたわけでありませう。

そういう中で、1番目として、国民健康保険の県単位化について質問をいたします。

国民健康保険は、言うまでもなく、法律で、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると規定されております。社会保障制度であります。そして、第4条では、国保事業の運営は健全に行われるように国は努めるということで、国が財政的責任を負い、お金のあるなしで差別されない制度であることは明確であります。

厚生労働省は、2025年に向けた医療介護サービスの提供体制の重点化、効率化のもとに、入院病床数を202万床が必要になるところを159万床に抑制、削減を進めます。それと一体に、医療費抑制を最大のねらいとして、国保の県単位化を進め、30年4月からスタートすることになりました。

この間、6月、9月議会でも、国保運営の県方針が明確にされてきませんでした。命にかかわる国保の負担増、後退は許されないとして質問をしてきました。村の国保の所得別状況を見ても、資料としてちょっとおつけしてありますので見ていただきたいと思います。2枚目の資料でありますけれども、所得別状況というのが一番最後のページに出ております。2,038世帯のうち、所得なし世帯が492世帯、基礎控除以下世帯が193世帯、100万円以下が447、200万円以下が494、300万円以下が219、400万円以下は87、500万円以下が44、600万円以下が19、700万円以下が13、700万円以上が30というふうに出ております。その反対側に、稼得別納税義務者数も示されておまして、主に社会保険に入れない給与所得者が672、自営の方が250、農業の方が37、その他というふうになっておりますけれども、主には年金等でありまして947、所得なしが69等となっております。

もともと、国保というのが、財政基盤が弱い構造の中で、1980年代には50%を超えていた国保の総合計に占める国庫支出金の割合でありましたが、今では25%程度に下がっており、所得に対する税負担は13から15%にもなっています。

こういう実態を踏まえて、国保の質問、第3回目になります但よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

1として、県の第3回試算が発表されました。6月、9月で、村は、県単位化でなくても上げざるを得ないという答弁を繰り返されておひます。

資料、信毎の記事をちょっと見ていただきたいと思ひます。

これは、9月議会が終わった直後に、9月22日ですね、信毎で報道されました。これは、第3回の試算の結果であります。国保料、県内46市町村がふえるというふうに書かれておひまして、その中で、その裏についておひます試算の結果というのを見ていただきますと、46市町村増の中で、村も増という対象になっているというふうに思ひます。村は、1人当たりの年間保険料が10万9,263円、1.9%の増というふうになっておひます。これを県のホームページを見ますと、e'という試算方法で出された保険料ということになっておひまして、これが全県では44位の位置にあります。そして、1人当たりの県への納付金10万2,480円、マイナスの14.0%になっておひますが、これがd試算ということになっておひまして、これは全県では63番目というふうに県のホームページでは記されておひました。その中で、この信毎にも書いてありますけれども、これはあくまでも試算でありまして、保険料はあくまでも市町村が決定し、現在と同様に基金などからの繰り入れができるために、試算結果より引き下がる自治体もあると見られるとありました。

村では、きのうの大熊議員への答弁でも、11月に出た、係数を掛けたものが第1回算定として多分出された数字だというふうに思ひます。これは公表されているかどうか、ちょっとよくわかっておひませんでしたので、私は3回までの試算の結果で今質問をしておひしていますけれども、昨日の大熊議員への答弁と含めて、最終的な決定は運協にかけるといふふうに言われておひますけれども、その辺の村の考え方をお聞きしたいと思ひます。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 8番、三澤澄子議員の御質問にお答ひいたします。

国民健康保険の県単位化ということでありまひす。昨日も質問が出たところでござひいます。

県で発表された第3回の試算であります。これは、三澤議員御指摘のように、ここに書かれたとおひでござひいます。この数値はこういふことでござひいます。その後、12月に、仮係数による試算が示されたところでありまひす。公表につきましては、12月下旬ということであるからそういう話を伺っておひます。そのときの仮係数の試算でありますけれども、1人当たりの納付金額の順位は51位であります。伸び率は95.54%。一番問題は、この納付金の額であります。約3億4,900万円、こういふ数値となっております。1月に最終的な確定係数によるものが示されます。それがどのぐらひになるかということだろうといふふうに思ひておひます。いづれにしましても、村としては、県で示された納付金の額を納めていかなければならないということでありまひす。その辺は御理解をお願ひしたいといふふうに思ひます。

第3回の試算の変更になった点につきましては、前期高齢者交付金が増減したことと、医療給付費の見込みが増減したことによりまして、三澤議員がここに書かれてある第3回の試

算と12月下旬に発表される数値と異なっておるということでもあります。そのとき、そのときで異なりますけれども、県は一番最新の部分で係数を確定したいということで、1月の中旬ということになっておるところでございます。

ここで気をつけていただきたいということでもありますけれども、今回の仮係数によるものは、あくまでも試算でありまして、公費の拡充部分や医療費指数が未確定なために、1月の確定係数による算定と数値が乖離する可能性というのがあるわけでもあります。したがって、1月の確定部分を待って、本村でも国保運営協議会を開きまして、協議をしていただくということになっておるところであります。

ただ、県の納付金というのは納めなければいけませんので、12月、県から公表される納付金の額は3億4,900万という、この額で示されるということでもあります。これは、きのうも申し上げましたけれども、法定内繰入分を含めてこの額ということでもありますので、これが本村の場合は約3,800万ぐらいあります。したがって、3億500万から3億1,000万ぐらいが納付金の額になるのではないかと、今のところそういう予想をしております。現在の国保税の収入、2億8,000万弱ぐらいになるというふうに予想されておりますので、どうしてもその差が3,000万ぐらいは出てしまうということでもあります。この3,000万をどうするのか、3,000万になるかどうか、ちょっとまだ確定をしておりますけれども、これを税の引き上げや、本来であると税の引き上げで賄っていくということでもあります。2億8,000万を3,000万賄うということになれば、十数%上げざるを得ないということでもあります。しかし、これは急激な部分ということでもありますので、私自身としては、平成29年度の繰越金の状況、基金の状況、どうなるのかなという、なおかつ、きのうも申し上げましたけれども、当初のうちは、法定外繰り入れ、赤字補填もやむを得ないかなというふうに思っております。この辺は、国保運営協議会で十分協議をしていただくという予定でありますので、過度の引き上げということは避けていきたい、このことだけは申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今、村長が言われたように、村では、この間、基金繰り入れと同時に、法定外繰り入れ、ことしの場合では4,500万ということでもありますけれども、しながら、国保会計を維持してきました。あくまでも村で決めていくのが保険料となりますので、今言われたいろんな試算の中で、実際に予想される場所はあるわけでもありますけれども、ぜひとも現状どおりの法定外繰り入れも含めて、負担軽減策をしっかりととっていただきたいと思いますというふうに思います。それは、先ほども言ったように、もともと国保というのは、財政基盤が弱いということの中で、今でもぎりぎりの状態で保険料を納めている皆さんが多いというのが現状だというふうに思いますし、ぜひその点には考慮をお願いしたいというふうに思います。

その上で、やはり医療費の軽減策としての各種健診の充実、また、引き続き独自施策等を続けていくということが、前々から確認はしてきておりますけれども、その辺について、上がらないような対策をきちんととるということをお願いしたいと思います。その点についてよろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 保健事業は大切だというのは御指摘のとおりであります。しっかりと保健事業を推進しながら、医療費も抑えていく。これはやっていかなければならないということでもあります。本村の場合は、受診率等も平均より高い位置にあります。そういった部分をさらに伸ばしていく、そういうことは必要だというふうに思っておりますし、また、糖尿病性腎症重症化予防プログラムへの取り組み、こういったことも推進していくというふうになっておりますので、あらゆるいろんな手段を講じながら、医療費の抑制に努めていければというふうに思っております。

また、くどいようですけれども、御質問の中にありましたけれども、過度な負担は避けていきたい、このことだけは申し上げておきますので、ただ、税率は上げさせていただかざるを得ないという、このこともやむを得ないというふうに思っております。この両面で、国保運営協議会で御議論をいただくということにしたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 収納率についてであります。

今度、県単位化になることについて、標準的な収納率、きのうも言われておりましたけれども、1万人以上の自治体に対しては95%を維持するというような指導というか、示されているわけであります。これが基準になって、本当に取り立ての強化というか、収納率を上げるためのさまざまな策がとらなければならないというふうになっておりますけれども、先ほども申し上げたように、構成の様子から見ても、例えば、非正規雇用、若年層の非正規雇用の中では、なかなか国保そのものに加入しないという人も多いというふうに聞いておりますし、そういう中での村の短期保険証の発行状況などもお聞きしながら、県単位化になったの窓口対応はどうなるのかをお聞きしたいと思います。

あわせて、国保法の第44条では、特別の理由があれば場合には、一部負担金の減額、支払いに免除できるというふうに規定があります。村での44条の減免はあるのかどうか。また、引き続き必要な人への適切、親切な対応をしていただきたいと思います。その点についてお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 収納率の問題であります。

現在の現年課税分、今のところ94.7%ということで推移をしております。95を超えるようにという部分では努力はしていきます。努力していく、いかざるを得ないということでもありますので、これは税でありますので、納めていただくという、このことはそのとおりでありますので、取り立ての強化という部分につきましては、納めていただける努力、お願いはしていくということをお願いをいたします。

それから、国保税の税率の問題でありますけれども、当然、所得に応じての軽減というのがあるわけであります。7割、5割、2割ですかね、そういう軽減がありますので、それはきちんと適用させていくということでもあります。

それから、窓口の状況であります。

これは、県は納付金を徴収する、そのほかは全て市町村が行っていくということでもありますので、今までと対応は変わりません。親切、丁寧に対応をまいります。

その中で、短期保険証の発行状況でありますけれども、111世帯、被保険者149人でござい

ます。そのうちの交付済みが56世帯、79人ということになっております。若年の短期保険証につきましては39人に交付をしております。若年の場合には交付しなければなりませんので、交付をしております。

質問に出ました国民健康保険法第44条の減免についてですが、こちらは本村では該当がありません。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 依然として、やっぱり滞納、短期保険証の対応の方がかなりの数おいでになるということの中で、未交付になっている方、窓口に見えない方ということだというふうに思いますけれども、その辺について、今、1カ月の短期保険証であります。前回の議会でも、少なくとも3カ月、6カ月というところが多い中でありますので、ぜひそのことも含めながら、未交付や保険証がなくて重大自体になったという事例も、先日ちょっと学習会で勉強してまいりましたけれども、そういうことが起きないように、ぜひともしっかりとした対応をしていただきたいと思います。

もう一つ、保険料の平準化、統一についての考え方であります。

昨日も村長は答弁しておまして、将来的には必要だという考え方だというふうにおっしゃっておりました。しかしながら、全国でも、滋賀、大阪、広島あたりは、最初から統一基準を設定してきております。長野県においては、市町村格差が大きく、平準化は困難としております。当面は現状の医療費水準を反映させるとしております。きのうも出ましたけれども、このように書かれております。長野県は、現状の県内市町村間の医療費水準の格差が大きいこと及び医療費適正化のインセンティブを確保するため、当面は現状の各市町村の医療費水準全てを反映させるということで、統一については当面困難ということで、見通しは立ってありません。そして、また、激変緩和についても、国は、6年間期間を指定しておりますけれども、長野県は、保険料負担の増加をできる限り抑え、円滑な制度移行を最優先させるということで、30年度は自然増等を除き、保険料負担増は全て激変緩和対象、31年度以降は、毎年プラスアルファを増加させ、激変緩和を終了させるということで、10年間さらに延長するというふうに、6年間の上にさらに10年間延長するという方針を持っております。なので、統一については慎重にやらざるを得ないというふうに思いますし、何の手当もせずにもし平準化をするならば、本当に今の国保そのものがもう壊滅的な状態になるんじゃないかというふうにとっても心配しております。

まずやるべきことは、先ほども申し上げましたけれども、国の責任として、半分は国がきちんと手当をしていくというのが原則じゃないかというふうに思いますし、そういうところを抜きにして、長野県も、実は法定外繰り入れというか、長野県としての責任は極めて少ない額でありまして、長野県が県の単位化になることについては、長野県としても一定の支出を求めるといことも、村長、その委員になっておいでだと思いますので、その辺は求めながら、それができた上での平準化というか、統一化ということだというふうに思います。その辺についての考えをお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） きのうも申し上げましたけれども、長野県は、医療費水準の格差が非常に大きい、2.2倍、全国で1番に大きいところでありまして、したがって、保険料

の統一はできないということで、これがどのぐらい続くのかということになるかというふうには思います。激変緩和をもう6年、それを10年という方針も出されております。

その中で、私自身としては、県の統一ということでありますので、いわゆる医療費水準をできるだけ縮めながら、将来的には統一化をしていくべきだろうなというふうには考えておるところであります。これは私の意見であります。じゃあ、何のために県単位にしたのかという、じゃあ、今までと同じじゃないかという部分の議論になってしまいますので、そういう面におきましては、統一化を見据えながら格差是正をしていくということがいいんではないかなというふうに思っておるところであります。

この辺は、いろんな御意見、議論があるかというふうに思います。そういったことを踏まえて、またいろんな施策が決められてくるのではないかというふうに思いますけれども、当面は統一化はしていかないということでありますので、そういう御理解でお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 次に、第7期介護保険事業計画策定に向けての質問をいたします。

総選挙が終わった直後に、国は、全世代型の社会保障改革と言いながら、次々と社会保障の切り下げを発表しました。医療費の窓口負担引き下げ、介護保険の在宅サービスの保険給付外し、子育て世代の生活保護費削減などが続いております。

そうした中、第7期介護計画は、多くのサービスが行政の責任として、自助、互助が強調されています。村の介護力を高める対策が計画に反映されることが求められます。

そこで、第1として、認知症介護支援についてお聞きします。

認知症の高齢者が462万人、軽度認知障がいのある人が400万人と推計されています。高齢者の3人から4人に1人は認知症か軽度認知障がいと言われる中、要介護1、2の在宅サービスの保険給付外しが行われれば、認知症の早期発見、早期対応に逆行することになります。介護1、2の生活支援が要支援と同じ新総合事業に移行され、村での取り組みが問われることとなります。村のオレンジプランによる認知症への取り組みをお聞きします。また、認知症カフェの具体化、まっくん支え愛事業の拡大、充実等、どう進めるかをお聞きいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 認知症の支援の御質問であります。

認知症につきましては、これからさらにいろんな課題が出てくるんだろうなというふうに思っております。これは重要な取り組みになってまいります。

今、村が取り組んでおります認知症の施策でありますけれども、まずは認知症サポーターの養成、認知症初期集中支援チームの活動、介護者リフレッシュ事業等による介護者の介護支援事業に取り組んでおるところであります。

また、認知症カフェは、昨日も質問が出ましたけれども、必要な取り組みだというふうに思っております。ただ、これは、当事者だけの取り組みだけを対象というわけではなくて、大勢の皆さんがそこに集うことが大切でありますので、そういった方向性を打ち出していければというふうに思いますし、住民主体の部分でということでありますので、その支援につ

きましては村も積極的に支援をしております。

そのほか、まっくん支え愛事業につきましては、徐々に充実をしていく必要はあるというふうに思っております。

現在は、サービス利用者38名、利用されております。これ、ことしで3年目になる事業でありますけれども、38名の利用ということでありまして、ボランティア登録も64名であります。最近、2人の方の申請がありました。この方は、今のところマッチングはまだできていないところでありますけれども、早急に進めてまいります。できるだけ近くの人とのマッチングというのが必要でありますので、その辺はお願いをしたいというふうに思います。

今以上のサービス内容、まっくんの部分でありますけれども、ふやしていくには、ボランティアが担える範囲の限度というのがあるわけでありまして、この辺を見きわめながらというふうに思っておるところであります。したがって、当面は現状のサービス内容を維持しながら、大勢の皆さんに利用していただけるような周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 新総合事業でありますけれども、30年からは現行相当サービスが全て緩和されて、A型になるわけでありまして。要支援の人が、生活援助で自立できていたものが、時間短縮、利用サービスの制限、利用料の増等で、総合事業にも移れない人がふえることが予想されます。

村長は、常々、必要なサービスは、家族や利用者との個々の面談で適切な提供をされており、在宅支援の村としての強化が求められておりますが、その具体的な取り組みについてお聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 総合支援事業であります。

国では、要支援者に加えまして、要介護認定者の生活支援サービスを保険給付費から切り離すといった議論がなされたところでありまして。これは心配いたしましたけれども、この議論は先送りとなりました。しかし、今後の動向が懸念されているところでありまして、注視はしております。

介護保険サービスで対応できない方につきましては、先ほどからの議論、話にもありますように、軽度生活支援事業や住民ボランティアを活用するまっくん支え愛事業等々で、そのすき間を埋めていかなければならないというふうに思っておりますので、そのすき間を埋める努力というのは、当然、村でやって、努力をしていくということをお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） よろしくお願ひしたいと思います。

3として、宅老所の閉鎖、休止について質問します。

昨日の質問でもありましたけれども、陽だまりは昨年12月に廃止、あつたか伊那は11月30日に休止となりました。陽だまりは、うちの向かい側にあつて、毎日元気に歌ったり、リハビリする声を毎日聞いておりましたが、10月に隣組の回覧、陽だまりじゃなかった、済みま



せん、あったか伊那でした。10月に隣組の回覧板でお知らせが回りまして、なぜだという思いでありました。回覧板には、その理由の一つは、村での介護の環境が厳しいということでありました。そのこととあわせて、30年からの介護保険の改正が事業の継続を困難にしたと書いてありました。

そういう中で、陽だまり、あったか伊那とも、開設時に県の補助金を受けております。補助金を受けて事業をした場合の継続年数等の指導はあるのか、ないのかをお聞きします。また、2カ月に1回の事業所連絡会をして、状況の把握をしていたということでもありますけれども、廃止、休止に対して、経営や事業継続の相談はなかったのかをお聞きします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 宅老所の閉鎖、きのうの質問にありましたけれども、1事業が廃止、1事業が休止、また1事業者がオープンしたということで、現在3事業者ということでもあります。この数で現在のところは十分賄っていけるということでもありますけれども、これからふえてくれば、この辺も考えていかざるを得ないというふうに考えております。

助成を受けておる、10年継続という面につきましては、担当課長のほうからお答えをいたします。

議 長（丸山 豊） 藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） 宅老所の財政面の支援ということで、宅老所の整備事業補助金というものがございまして、休止、廃止をした事業所につきましては、この補助金を受けております。その補助金を受けて事業を実施しなければ、継続しなければいけない期間というのは、10年以上実施しなければならないということでありました。陽だまりにつきましては、10年以上経過しておりますので、こちらはクリアしております。あと、あったか伊那につきましては、まだ10年未満でございます。今のところ休止ということでもありますので、一旦そこで継続期間は停止しておりますけれども、また今後、再開をするめどが立った場合には再開をしていきたいという意向も、あったか伊那のほうであるようですので、その経過の中でまた10年という期間のクリアができるものと思っております。

以上です。

議 長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 30年からの改正では、自立支援、重度化防止に向けての評価指標というものに基づいて、市町村が目標を設定しろというふうになっております。これはどういうことかといいますと、その成果に応じて財政支援を行うということでありまして、具体的には、書いてあるのは、介護予防の取り組み状況や地域ケア会議の開催頻度などが上げられておりますけれども、そのよい例としては、要介護認定率の引き下げができたところが、要するに補助金をたくさん出しますよというような内容でありまして、財政支援が政府の求める施策の左右され、ペナルティーにもなりかねないという状況ということでもあります。また、財源の確保のために、自立支援、重度化防止のもと、認定の過剰な適正化が求められておりまして、個々の事業所は、自立支援の結果を出すようにも求められているということの中で、あったか伊那はもうやっていけないということの結論を出したというふうに思います。

こういうことが続く限り、やはり、こういう事業所は今後も閉鎖するところが出てくるんじゃないかというふうに思いますので、以前に、宅老所の家賃補助など、経常的な補助はで

きないかという質問をしましたがけれども、本村ではやらないということの答弁でありましたけれども、こういうことが続く限り、早急な対策が必要じゃないかというふうに思います。その点についてお聞きします。

それと、もう一つ、伊那市の介護事業の例でありますけれども、この間、伊那市では、小規模多機能の事業所を計画的に設置するというので、公募を出してきました。医療生協では、この間、3カ所、小規模多機能の事業所としての公募を受けて、事業を展開しておるところでありますけれども、この小規模多機能というのは、私が3年ぐらい前に、新潟へちょっと研修に行ったときに、新潟県では、長野県では宅老所が主流でありましたけれども、小規模多機能という、いろんな介護に機敏に対応できるよい事業形態ということで、新潟県では推奨されておりまして、多くの小規模多機能の様子を見てまいりました。

こういう中で、これからのやっぱり介護のあり方として、地域密着の小規模多機能が必要だと思えます。村としては、そういうものを今度の介護計画の中にきちんと入れて、民間任せではなく、村としてどういう介護をしていくのかというところをしっかりと出していくべきだと思えますけれども、小規模多機能の設置と、それから宅老所の維持についての質問をちょっといたします。よろしくお願ひします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 宅老所につきましては、お答えをしておりますように、今3事業所ということで動いております。この辺の状況を見きわめていきたいなということでもあります。さらには、連絡会を密にしながら、御要望をお聞きしておりますし、専門職の派遣やさまざまな講習会等も行っております。ニーズに応じてはいきたいというふうに思っております。

小規模多機能事業所であります。これからは、小規模多機能事業所というのは必要になってくるという、このことは御指摘のとおりだというふうに思います。今、介護保険の計画策定の部分がありますので、その中でどう位置づけていくのかというのは、また委員会の中で議論をしていただければというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8番（三澤 澄子） 4と5と、ちょっと時間がないので、一緒に質問します。

このごろ、新聞では報道されなかったわけではありますが、村内で続けて孤独死が発生しております。近所の人がおかしいと気づいたときは、数日間もたっており、大変な状況だったというふうにお聞きしております。ひとり暮らしではあるが、福祉ではかかわる状況ではない事例とのことでありますけれども、安心・安全の村として、あってはならないことだと思えます。独居老人や登録された人だけではなく、安全確認、緊急通報システムの拡充等が必要ではないかと思えます。

方法として、今、水道メーターの中で安否確認ができるセンサー設置というものがあるというふうにお聞きしております。その導入については、どのようなお考えかをお聞きいたします。

そして、また5として、介護保険料についてであります。

医療と介護、同時改定でありますので、先ほど、国保料は上げるというお話を聞きました。

介護保険は、第1期が基準料が2,040円だったものが、6期では5,020円と2.5倍になっております。この先、またどうなるのかということが心配になるわけでありまして。介護保険料の滞納状況、それからペナルティーを受けている人はいるのか、お聞きすると同時に、国保と同じように、介護保険も市町村での格差が大きくなっていく中で、どのような対応をしているのか、また、国保と同じような対応ができるのかどうか、お聞きしておきます。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 孤独死の問題とペナルティーの問題の御質問であります。

孤独死、確かに、そういう事例は発生いたしました。ただ、これは、いわゆる介護だとか、福祉の部分ということではありませんでしたので、その点は御理解もいただきたいというふうに思います。

村では、きのうも申し上げましたけれども、登録制しか、これ、やむを得ませんので、そういう方に登録をしていただいておりますし、民生児童委員会でも、できるだけお声がけをしていただいておりますのでございます。

緊急通報装置につきましては、必要があれば設置しているという状況であります。水道メーターの部分であります。これは活用できれば一番いいわけではありますが、今のところ、かなりお金がかかってしまうということでもありますので、この辺はもうしばらく時間をいただきたいなというふうに思っております。ただ、緊急通報装置にいたしましても、また水道メーター、これが実施できても、全てのひとり暮らし世帯の整備というのは難しいという、介護を要する、あるいは本当に必要とする皆さんの部分ということで御理解をいただきたいというふうには思っております。

ペナルティーの問題であります。

確かに、滞納があれば、サービス利用というのは制限されてくる部分があるわけでありまして、現在のところは、このペナルティーが発生している方はいないということでもあります。そうならないように、分納なり、あるいはいろんな方法をとって、そうならないようにはしていかなければならないというふうには考えております。

ただ、社会保障の問題、これは本当に大切な問題であります。国保を含めて、いろんな問題、課題があるわけでありまして、これは相対的に考えていかなければならないのかなというふうに思います。また、給付と負担の問題もあります。これは、国で本当に真剣に考えていただく問題でありますので、そんな点もまた、我々も努力はしてまいりますけれども、議員も努力をしていただければというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8番（三澤 澄子） 時間がなくなってきましたので、教員の多忙化の解消ということで、これはちょっと答弁はあれなんですけれども、きのうの新聞によれば、教職員の長時間労働の改善を審議してきた中教審が、学校における働き方改革特別部会を12日に行い、主に学校と教員が担ってきた14の事務量の削減と、自治体や地域への業務の振りかえなどを柱とする中間まとめ案を決定しました。国には、英語教員と専門スタッフの充実を求め、教員の残業ルールを定めた給特法の見直しは引き続き検討する。基本的考え方として、学校が担うべき業務を分類し、役割分担や適正化を検討し、登下校の対応とか、夜間の見回りなどは、

自治体、保護者、地域住民が担う。教員の負担感の強い部活動は法令上の業務とされないと明記し、外部指導員で対応するよう提案してあります。また、タイムカードでの勤務時間の把握、虚偽の記録の禁止等を示してあります。文科省は、勤務時間の上限の目安、ガイドラインを早急に示し、定数の改善を求めています。

昨日の唐澤議員の答弁で、既に村ではさまざまな取り組みがされており、中教審のまとめがより後押しになると思いますので、1については省きます。

あと、部活動のあり方については、改善の方向として、ちょっとわくわくの中で、運動部の遠征のバス使用等が、部活によって父兄の負担に差があり、対応の違いがあるということで、その点についてだけ、どのような方針で部活動の遠征時のバス使用等について行っているかをお聞きいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 部活動のことの前に、私、うんと思っていることがあって、一言言わせてください。

きのうの新聞、私は1社しかとっていないので、それを読み解く中で、教員が担ってきた業務を仕分けすると、仕分けというか分けると。例えば、お掃除を民間の方が、地域の方が入ってとか、あるいは補導を子供さんがされたときに、外部という。自分たち教員、子供をうんと大事に、当然大事に、家庭と連携をとりながら、子供を本当に丸ごとといひましようか、例えば、なかなか国語の勉強は難しけれど、でも掃除を一生懸命頑張るよねと、そういうところをうんと大事にしながら、子供たちを指導、支援していく。ですので、何か、中教審のその中間報告って、本当にそれでいいのかなという、教員って何だろう、もっと言うと、学校って何だろうと、うんと問われているというか、そんなことを思っていますので、一言添えさせてください。済みません。

部活動の関係で、特にバスの関係なんですけど、村バスを使っているということで、学校と教育委員会と連絡をとる中で、基本的には、中体連のときにはスクールバスを使っている。フル稼働的に、土日も含めてということでございますが。ふだんの練習試合等は部活によって差異がございますが、保護者の方に、申しわけないけれど、例えば、大芝の陸上競技場、運動場まで送ってとか、迎えに来てとか、そんなすべをとっておるところで、電車を使う場合も時にはあったりとか、そんな状況でございますが。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

今、教育長さんの言われた中教審の答申、本当に、教科の部分だけ教員が担って、あと全部は地域とかって言うようなところが、私もちょっとおかしいなと、本当に丸ごと、やっぱり教育というのは、全てを含めて教育だというふうに思うので、中教審の答申の中で、英語教員の専門スタッフを配置とか、そういうところについては、時間のきちんとした管理とか、そういうところについてはきちんとした投資をしてもらって、やはり超過勤務のない、やっぱり心にゆとりを持って教育ができるような環境をぜひ村でつくってもらえたらというふうに思っております。

あと、こども館については、きのうの唐澤議員の質問で、多くはクリアされておりますけれども、省きますけれども、1点であります。

放課後児童の指導員の方の条件についてであります。

村では、この前調査して、資料をもらったのをちょっとここに付けるのを忘れたので、実際に皆さんのお手元に資料はないんですけども、村では、やっぱり指導員は、ガイドラインを超えて、多くの方を支援員として置いております。ただ、その支援員の方の研修も保障されているということでもありますけれども、勤務時間については平日4時間ということで、他市町村では4時間30分で、準備や子供たちの支援状況の把握等の時間をとっているということで、ぜひその延長と、それから、時給についてであります。

村は1,000円というふうにお答えいただいておりますけれども、近隣では、長さによりますけれども、1,100円から1,180円といろいろありまして、資格を持って研修を積んでいる、よりよい指導ということでは、もう少し時給についても検討していただきたいなというふうに思います。

こども館については、まだまだ課題が多いというふうに思いますけれども、それはあとの、この次の質問とさせていただきます、以上、私の質問にします。答弁をお願いします。  
議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 放課後児童クラブの改善の問題であります。

時給1,000円、他市町村と比べて安いんじゃないかという話であります。この辺は、また他市町村の状況を見比べてみたいというふうに思っております。

その中で、支援員の資格取得につきましても、研修を受けていただき、取得をしていただいておりますし、そのほか、備品関係につきましても、支援員からの要望をお聞きし、随時整備をしております。徐々に整備ができておるということであります。

児童館としての活動状況、まだまだ問題があるということでもありますので、問題点はまた指摘をして、よりよい方向でいけばいいというふうには考えております。その辺はまた御指摘をいただければというふうに思います。

本当に、このこども館につきましては、放課後児童クラブ以外でも、かなり大勢の皆さんが利用しております。そういった点は御理解もいただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） こども館については、まだ実際には課題が大きいというふうに思います。やりながらということで、さらに充実することを希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（丸山 豊） これで、8番、三澤議員の質問は終わります。

これで一般質問を終わります。

あす15日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

散会 午前10時50分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

第 1 諸般の報告

第 2 議案第 8 号～第 11 号

提案～審議

第 3 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告)

第 4 発議第 1 号～第 2 号

提案～採決

第 5 議案第 1 号～ 3 号、 5 号～11号

討論～採決

第 6 継続調査事項の採決

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊惠二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	松澤厚子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり



## 会議のてんまつ

平成29年12月15日

午後3時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案並びに意見書案が提出されておりました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

大熊議会運営委員長。

議会運営委員長（大熊 恵二） 議会運営委員会より御報告を申し上げます。

本日、追加議案、意見書案が提出されたことに伴いまして、先ほど議会運営委員会を開かせていただきました。次のように決定をさせていただきますので、御報告を申し上げます。

村側からの追加議案は4件、議員側から陳情に伴う意見書案2件の審議を本日の会議日程とさせていただきます。また、監査委員より定期監査報告書が提出されておりますので、諸般の報告として日程に追加をいたします。

以上で、議会運営委員会より御報告をさせていただきます。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、追加議案4件、発議2件、諸般の報告を本日の会議日程に追加といたします。

諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

これから、議案の上程を行います。

議案第8号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第8号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、本年8月に、国家公務員に対して行われました人事院の給与勧告を受け、国において給与法の改正が行われたので、村の一般職の職員及び常勤の特別職の職員並びに村議会議員に対しましても、給与、手当等の改正を行うため提案するものであります。

なお、本案につきましては、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例、南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例及び南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の3条例の一部改正をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第8号の細部説明を申し上げます。

本村では、従来から、国の人事院勧告を尊重してきた経過もございますので、ことしも同様に給与等の改正を行うため、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正のほか、常勤の特別職及び議会議員の期末手当に関する条例につきまして、同様に改正を行うものであります。

なお、関係する3条例を本年度分と来年度分の2回に分けて改正しますので、第1条から第6条まで、別の条例改正とさせていただきます。

それでは、各条項につきまして新旧対照表によりまして説明をさせていただきますので、議案9ページをごらんください。

初めに、第1条関係の南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

この改正は、今年度の一般職の給与を改正するものであります。公布の日から施行するものといたします。

初めに、第30条の改正であります。12月に支給する勤勉手当の支給率を0.1カ月引き上げ、100分の95とするものであります。また、第2号では、再任用職員につきまして、0.05カ月引き上げるものであります。

次の附則第13項の改正は、勤勉手当の支給率の改正に伴いまして、6級で55歳以上の職員分、この減額率を改正するという内容になります。

また、次の10ページ以降の別表第1につきましては、一般職の給与表でございますが、若年層に重点を置きまして、おおむね1,000円から400円の範囲で引き上げるものとなっております。

続きまして、少し飛びますが、15ページをごらんいただきたいと思っております。

第2条関係の南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となります。

先ほどの第1条と同じ条例名となりますが、この第2条関係は、来年度、平成30年4月1日から施行するものとなります。

第30条の改正となりますが、勤勉手当の改正になります。先ほど御説明いたしました第1条関係で、本年度分として12月に支給する勤勉手当で0.1カ月分の調整をさせていただくこととなりますが、来年度は年2回の支給において、それぞれ0.05カ月を加算し、合計で0.1カ月加算することとなります。したがって、第1条において0.1カ月引き上げる改正を行いますので、逆に、来年度の支給においては、0.05を引き下げ、年2回の合計で0.1引き上げるという改正に内容となります。したがって、100分の195を100分の90に、0.5下げるといふ改正内容となります。また、第2号では、再任用職員につきましても同様の措置を行います。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと思っております。

第3条関係の南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。

この改正につきましては公布の日から施行するものであります。

第5条は、議員の期末手当を0.05引き上げる改正となります。本年度につきましては12月に支給する期末手当で調整させていただきますので、100分の170を100分の175に改正することとなります。

続きまして、第4条関係、南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。

これも、第3条と同じ条例名となりますが、この改正につきましては、平成30年4月1日から施行するという事となります。

同様に、第5条におきまして、議員の期末手当の改正を行います。本年度につきましては12月に支給する期末手当で調整させていただきますが、来年度は年2回の支給に分けて加算することとなります。したがって、6月で0.025引き上げ、12月につきましては、先ほどの第3条関係で0.05引き上げましたので、逆に0.025引き下げるという内容の改正となります。これに伴いまして、年2回の支給で0.05合計で引き上げるという内容となっております。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと思います。

第5条の南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部改正であります。

この改正につきましても、公布の日から施行するものであります。

第2条の改正であります。特別職の期末手当の改正となります。先ほどと同様、0.05引き上げるものであります。本年度につきましては12月に支給する期末手当で調整させていただきますので、100分の170を100分の175に改正するものであります。

続きまして、第6条関係、南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正となります。

第5条と同じ条例名となりますが、この改正につきましては、平成30年4月1日から施行するという内容となります。

第2条の改正であります。特別職の期末手当の改正となります。本年度につきましては、12月に支給する期末手当で調整ということになりますので、来年度は年2回の支給に分けて加算します。6月で0.025引き上げ、12月につきましては、本年度0.05引き上げましたので、逆に0.025引き下げるという内容になります。

それでは、6ページにお戻りいただいて、附則となります。

第1項は施行日ですが、先ほど各条例の説明の中で申し上げた施行日となりますので、お願いいたします。

第2項は、第1条の給料表の改正は平成29年4月1日から遡及適用するという内容になります。

第3項は、一般職の勤勉手当の率及び議員、特別職の期末手当の率の改正につきましては、平成29年12月1日から遡及適用ということになります。

また、第4項は、平成29年4月1日の給料表の切りかえ日前の異動に伴う給料表の調整を行うことができるというものであります。

また、第5項及び第6項は、一般職、議員及び特別職の遡及適用における内払いの規定となります。

第7項は、規則への委任事項となります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

再任用という言葉が頻繁に出てまいります。再任用の定義はどのようになっているのか、再任用した場合にどういう雇用形態になるのか、その辺も含めて御説明をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 再任用職員の定義であります。

再任用職員につきましては、退職をした職員を該当に、希望する職員を募りまして、一応、理事者の査定を受けた上で、再任用するかどうかを決定し、1年ごとの再任用ということですが、給料表の格付をした上で、ほかの職員と同様の待遇、年休、療休等もあわせて、一応、職員と同等の扱いということで任用しております。

以上です。

議長（丸山 豊） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） その際、再任用された場合に、ずっと見ておきますと、いつの間にかいなくなっているというところ、大変気になるところであります。その辺は、今、総務課長の説明で1年ということ、1年ごとということなんでしょうけれど、途中で、いるなと思ったら、いつの間にかいなかった。この間も、私、あるところで、病院、月に1回行く病院があるんですが、そこへ行ったら、そこで偶然行き合いました、あれ、どうしたのと聞きましたら、やめましたと言うもので、あれ、いつと言ったら、もう半年も前だと言うもので、全然そういったことも知らずにいたわけですけど、その辺は、一旦、再任用したけれども、どうも居心地が悪いということでやめていくのか、今まで課長職でいた人が、再任用されて、平の扱いになった場合に、その辺のしっかり査定というか、再度話し合いをして、再任用としてやっていただくということなんでしょうけど、どうも途中でいなくなってしまうというようなことについては、どのような管理体制をとっておるのか、お尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 再任用につきましては、希望により、必ず採用しなければならないというものではありません。いわゆる選考の中で採用していくということになります。課長職の再任用につきましては、一般職、全くの一般職ということで、役付なしということで再任用をしておるのが実態であります。

たまたま、今回のケースにつきましては、2カ月で、いわゆる体のぐあいということで認めましたので、そんなことで今回は初めてのケースということになります。体の調子が悪いということで、2カ月で退職ということになりました。その辺は、今も1人、課長職で、再任用している職員がいますけれども、本当に一般職で一生懸命やっただいております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第9号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第9号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告による給料表等の改定に伴います、職員、議員及び特別職の給与等の補正が主なものであります。

予備費から調整を行いますので、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第9号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」の細部説明を申し上げます。

本補正予算は、給与費関係のみの補正でございますので、事項別明細書による説明は省略をさせていただきます。給与費明細書により御説明を申し上げます。

予算書案の17ページをお開きいただきたいと思います。

17ページの1、特別職の表の一番下、比較の欄をごらんいただきまして、特別職の関係でございますが、国準拠によります期末手当の改定を行うもののほか、この表の中で、長等のところでございますが、真ん中辺に、その他の手当というふうになっておりますが、21万8,000円の増額でございます。減額措置がなくなったことに伴います退職手当組合の負担金の増分ということでございます。

次に、18ページ、一般職の関係でございますが、上段の（1）総括の表の、これも一番下、比較の行でござんをいただきますが、給料の列を見ていただきたいと思います。141万9,000円の減額でございますが、国に準拠いたしました改定を行うことによります影響額は117万円の増額というふうになるわけでございますが、当初見込むことができなかった年度中途での退職、あるいは療養のための休職がございましたので、差し引きの関係で減額となっておりますというものでございます。

次の職員手当でございますが、下段に内訳の表がございます。

この表で、3列目になりますが、勤勉手当では157万6,000円の増額というふうにしておりますが、国準拠による影響額は443万8,000円でございます。これも給料と同様に、退職、あるいは休職があったため、金額ではこの額になっておるということでございます。

なお、右から2列目の退職手当組合負担金263万7,000円の増額も給与改定に伴う増ということでございます。

また、右から3列目の時間外手当でございますが、地方創生事業の取り組み等による事業量の大幅な増加によりまして、時間外勤務が増加しております。この後、年度末に向けまして不足が見込まれるため、200万円の増額をお願いするものでございます。

そのほかは、期間中の扶養等の移動による増減ということでございます。

もう一度、上の（１）総括の表にお戻りをいただきまして、共済費のほうが745万4,000円の増額でございますが、こちらは、いわゆる共済年金の追加費用と言われるものの負担率の改定に伴う増額でございます。現行の地方公務員等共済組合法では、この法施行前の恩給制度、あるいは旧共済年金制度の期間も含めまして、長期給付、いわゆる年金でございますけれど、給付を行うことというふうにされております。しかし、旧制度分の不足する資金については、国、それから各地方自治体等が負担するということとされておまして、本年度の負担率が大幅に引き上げられたということによるものでございます。

これらによりまして、一般職の人件費全体では1,344万2,000円の増額をお願いするものでございます。

最後に、1枚戻っていただきまして、16ページになりますが、14款、予備費で、歳出の調整をさせていただきまして、1,395万7,000円の減額とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

1点質問します。

今の副村長の説明にはなかったんですけど、この議会中、ほかの場面で、村長の口からも、土日のイベントがふえているというようなことでの出勤も多いというようなことは、再確認ですけど、そういうことでよろしいでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 通常事務を含めてということでありまして。土日のイベントもかなり多くなってきておるということでありまして。

以上です。

議長（丸山 豊） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） それで、土日の出勤に関しての点で、2点お尋ねしたいんですけど、土日の出勤の場合には、まずルールとしてお尋ねしたいのが、代休をとることが基本なのか、あるいは手当にかかわることがあるのかとか、また、実際のところ、要は土日に出勤して、どのように処理されているのか、お尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 休日の出勤の扱い方でありまして、基本的に4時間を単位として計算をしております。通常の勤務時間、8時半から5時15分の間で、4時間勤務があった場合には代休に回してもらいます。それ以外の時間については、全て時間外手当で手当しているということになりますので、例えば、8時半以前の勤務については全て時間外手当、例えば、1日のうち6時間勤務した場合には、4時間分は代休に振りかえ、2時間分が時間外というような扱い方となっております。

以上です。

議長（丸山 豊） 2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 私も、以前、職員だったので、遠い過去を思い出してお聞きするんですけど、要は土日の出勤で、代休というのは現在とれているのでしょうか。休み切れないというような現状もあるのかなと思うんですけど、お尋ねします。

議長（丸山 豊） 堀課長。

総務課長（堀 正弘） 御指摘の件であります。基本的には代休を消化している。その関係で、年休の取得率が若干悪くなっているという傾向があるというふうに分析しております。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第10号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第10号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、職員の給与改定等に伴い、収益的支出において、職員の給料等を8万9,000円減額し、水道事業費用の総額を2億6,283万8,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） それでは、議案第10号の細部説明を申し上げます。

今回は、職員の給与改定などによりまして補正をお願いするものであります。

予算書1ページをごらんください。

第2条、収益的収入及び支出の支出、第1款、水道事業費用、第1項、営業費用で、8万9,000円減額して、第1款、水道事業費用の総額を2億6,283万8,000円に補正するものであります。

内容につきましては、4ページの予算実施計画明細書をごらんください。

収益的支出、01款、水道事業費用、01項、営業費用、05目、総係費、8005総係事業の人件費にかかる費用としまして、02節、給料から、31節、賞与引当金繰入額まで、それぞれ変更をお願いするものであります。

なお、職員の給与改定に伴う給与費明細書につきましては、5ページ、6ページに掲載がございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費を2万円増額しまして、2,379万2,000円とするものでございます。

以上、議案第10号の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第11号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第11号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、職員の給与改定等に伴い、収益的支出において、職員の給料等を6万7,000円増額し、下水道事業費用の総額を6億5,582万7,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） それでは、議案第11号の細部説明を申し上げます。

職員の給与改定等によりまして、予算の補正をお願いするものであります。

予算書1ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出の支出、第1款、第1項、営業費用で、6万7,000円を増額して、下水道事業費用の総額を6億5,582万7,000円とするものであります。

内容につきましては、予算書4ページの予算実施計画明細書をごらんください。

収益的支出、01款、下水道事業費用、01項、営業費用、04目、総係費、9407総係事業の人件費にかかる費用といたしまして、02節、給料から、31節、賞与引当金繰入額まで、それぞれ変更をお願いするものであります。

なお、給与費の明細につきましては、5ページ、6ページに記載がございますので、これも後ほどお目通しいただければと思います。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費を11万3,000円増額しまして、2,032万3,000円とするものであります。

以上で、議案第11号の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

これから、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

小坂総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 総務経済常任委員会より、本委員会に付託の請願・陳



情を審査した結果、これから読み上げますとおり決定しましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

まず、審査の日時でございますけれど、平成29年12月4日、午後1時30分から、議会の第一委員会室において、出席者は当委員会の5名、プラス事務局1人、また、説明者として、陳情第13号、14号につきまして、陳情団体の上伊那農民組合、竹上一彦代表が同席の上、審査をいたしました。

まず、陳情第12号「9条を死文化させる自衛隊明記の自民党改憲案による発議に反対する陳情」につきまして、審査結果は不採択4名で、結果、不採択であります。

この陳情の趣旨は、主な内容は、タイトルなどからも、憲法に自衛隊を明記すれば、戦争を放棄し、戦力を保持しないと記する条文の9条は死文化するので、自民党改憲案の発議に反対するものであらうと思われまふ。当委員会の意見、不採択4名、これに対し、当委員会の委員は全員、現在の我が国を取り巻く国際情勢において、憲法に自衛隊を何らかの形で明文化すべきだ、言いかえれば、現行憲法改憲は免れない緊迫した状況だという捉え方をしており、したがって、この陳情は採択できないというものでした。

続きまして、陳情第13号「米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情」につきまして、審査状況は、継続3名、採択1名ということで、継続審査といたしました。

陳情者の説明によりますと、米価の下支えを何らかの制度で補ってほしい、また、できるなら、米価の一定の価格保証をしてほしいとありました。そこで、採択すべきという1人の意見は、米価が下がり続けるのはよくない、一定の価格保証は必要だろふということだ採択をしたいということだったので、継続の3名につきましては、陳情はある程度理解できるが、10アール当たり7,500円の直接支払交付金が平成30年産米から廃止されるが、それにかわるその後の国の政策があるのか、ないのか、まだ見えてこない現段階では、もうしばらく国の動向を見守り、見据える必要があらう、以上から継続審査といたしております。

陳情第14号「種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる陳情」につきまして、審査結果は、趣旨採択2名、採択2名ということで、委員長は採択しまして、結果、採択といたしました。

審査状況におきまして、種子法そのものが世に余り認知されておらず、陳情者に多くの質問が投げかけられました。そこで、審査の意見として、趣旨採択2名は、趣旨は理解できるが、種子法が既に廃止された後であること、また、陳情団体は種子の民間特許化を懸念していながら、この団体そのものが自主開発した品種の囲い込みをしている、矛盾があるなどから、趣旨採択とするものでした。採択3名につきましては、これまであった都道府県での取り組みを後退させない主張や、陳情内容にもあるように、当地域を含む既存の共有財産である種、種子を民間企業に委ね切ってしまうことによる懸念には大方が賛同できることから、採択すべきという意見でありました。

後ほど、意見書案の提出もあり、議員各位の御賛同のほどをよろしくお願ひいたします。

以上、当委員会の審査結果報告といたします。

議長（丸山 豊） 委員長報告に対する陳情第12号「9条を死文化させる自衛隊明記の自民党改憲案による発議に反対する陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 先ほど、委員長のほうから、4人が不採択ということで、その理

由について延べられましたけれども、それはあくまでも、今、議員の一人一人の考え方というか、そういうことだというふうに思いますけれども、この陳情者の趣旨を理解するために、陳情者を呼んで説明を受けるというようなことはされることはなかったのかどうかという質問です。

議長（丸山 豊） 2番、小坂議員。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 当委員会では、今回の陳情者の方の陳情は数多く受けておりますけれど、当委員会に当たっては、陳情者の考え方は確立しているものであろうということ、当委員会として御本人を呼んでまでこの内容をお聞きする必要はないだろうという判断をずっとされております。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

陳情第12号の討論を行います。

討論はございませんか。

陳情に反対ですか、賛成ですか。

陳情に対し、反対の方はおられますか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

確かに、出されてくる陳情は、いつも文書そのものはちょっと思いが強いといいますか、この方の思いの書き方にはなっておりますけれども、出されている陳情については、本当に国のあり方を左右するといいますか、憲法そのものに対する内容に、この前の5月3日の憲法記念日に、安倍総理大臣が突如出した9条加憲というものについて、憲法学者も含めて、全てがやっぱりあり得ない提案だということだし、自民党改憲案そのものからも全く逸脱した内容だということで、突如のそういう申し出に対して、国じゅうからやっぱり、これはどうなのかという反対の声が多いと思います。国民世論は、9条そのものは今度の選挙が終わっても現行で守るべきだという世論が圧倒的だというふうに思います。それは圧倒的世論だというふうに私は思っておりますし、角さんの書いている文書の中でも、1についても、憲法学者の7割が違憲と言っているということに対して、安倍総理大臣が加憲をして、それを曲げるということだと思っておりますし、9条の追加がどういう意味を持つかということ、やはり自分たちはそう思うという意見で、これを不採択にするという、本当に不採択というのは本当に合理的な理由のない限り、不採択というのは、しかも、この憲法そのものを大きく変えるということに対して、この議会でそういう決議をすること自体が私はもう本当に信じられないことだというふうに思います。

角さんの、私は実は、この憲法、11月4日の公布の日に、国会前4万人集会憲法改憲ノーの4万人集会にも行ってまいりました。やっぱり、これが国民の声を大きくやっぱり上げていく機会だと思って行って来たんですけども、その中でも、いろんな人たちが、この改憲を発議することに対しての危険性を訴えておりました。私も、憲法そのものというのは、私たちは普通に生活の中にあるというふうに思っていますし、私も中学3年生のときに、前も言いましたけれども、村の出身の倉田太郎先生という社会科の先生が担任で、日本国憲法の

前文を暗記いたしまして、憲法の平和主義というところをしっかりと学んだ思いがあります。それが今までの自分のやっばりもとになっているなというふうに思いますし、私たちは憲法によって私たちの暮らしが守られてきたというふうに思っています。

その憲法9条を加憲するということがどういうことかということを先日ちょっと学びましたので、このことだけはちょっとどうしても言っておきたいなというふうに思います。この前、先ほども言いましたように、この改憲は、5月3日に安倍総理大臣が突然言ったわけがありますけれども、そのねらいは、9条2項を空文化させることであると言っております。これは憲法学者の長谷部さんや多くの皆さんがそういうことにあるわけですが、これが出てきた背景は、超右翼団体の日本会議のメンバーであります小坂実氏の話にもありますように、戦力の保持を禁じ、自衛隊の能力を不当に縛っている9条2項は、今や国家、国民の生存を妨げる障害物であって、速やかに削除するか、自衛隊を明記して、第3項を加えて、2項を空文化させるべきであるという意見をそのまま取り上げたものでありまして、この6月21日の自民党憲法改正推進本部の中でも、この地区から出ている宮下一郎議員も参加しておりますようでありまして、そういう中で、自衛隊に加憲ということを合理的だというような意見を、会議をしているわけでありまして。

しかしながら、法律は、新しい法律がつけ加えられれば、新しいほうが無効になります。こうなれば、9条2項は空文化され、確立された国際法、つまり集団的自衛権を認めた国連憲章51条によって、世界じゅうどこでも武力行使できることになってしまうということです。9条に自衛隊が明記されれば、憲法違反の安保法制は憲法違反でなくなり、自衛隊は集団的自衛権でアメリカの戦争に世界じゅうで使われることになる。それはどういうことになるかは、集団的自衛権でアメリカに使われてきた韓国の若者たちを見ればわかるということで、韓国の若者たちは、徴兵制で、18歳から30歳までのうちに軍隊に入らなければなりません、そのときにアメリカが戦争をしていると、韓国の平和とは関係のないベトナム戦争、イラク戦争など、世界じゅうに送られました。その数31万人で、5,000人近い死者を出しました。韓国の若者が傷つき、戦死してきたことは、韓国の映画ラブストーリーにも描かれています。これが集団的自衛権で、日本は、9条2項があったから、アメリカの戦争に参戦することがなかったのです。1996年の日米安保共同宣言では、地球規模の日米協力を宣言していますから、アメリカが地球のどこで戦争を始めても、この2項を死文化させれば、そこに行き、戦争をしなくてはなりませんというので、このことを進めるべきだという今の議会の決議をすることは、私は絶対に許されないことだと思います。本当に不名誉なことだというふうに思います。

以上で、この請願には賛成の立場であります。

議 長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（丸山 豊） これで討論は終わります。

陳情第12号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（丸山 豊） 起立少数です。

したがって、陳情第12号は不採択とすることに決定いたしました。

委員長報告に対する陳情第14号「種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

陳情第14号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

陳情第14号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、陳情第14号は採択とすることに決定いたしました。

次に、福祉教育常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

唐澤福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（唐澤 由江） 請願・陳情、受動喫煙防止法に関する陳情書の委員長報告をいたします。

12月4日、第1回目の委員会を開催いたしました。

一般財団法人日本禁煙友愛会の中島氏から説明をお聞きいたしました。世界では、スモークフリー、煙のない社会からたばこフリー、たばこのない社会を目指していると。WHOからも、受動喫煙対策の時代おくれが痛烈に批判されているとの話でありました。2020年の東京五輪・パラリンピックに向け、屋内全面禁煙を強く訴えたいというお話でした。8種類の公共の場所の医療施設、学校、大学、行政機関、事業所、飲食店、バー、公共交通機関など、禁止を求めて、禁煙している国は、8種類全てやっている国が49、6から7が22カ国、ポーランド、ポルトガルなどは3から5種類、47カ国、マレーシア、日本はゼロで2種類、70カ国ということで、本当に日本はゼロで異例とのことでした。国立がん研究センターが推計しておりまして、年間1万5,000人が受動喫煙で死亡していると。これは交通事故の4倍にも当たるというお話でした。そのほか、自民党には、議員連盟、たばこ議員連盟があり、そういったことで、健康増進法改正に向けて、厚労省が受動喫煙防止対策を強化しようというふうに発表しているんですが、たばこ議員連盟が反対しているというようなお話でした。

1回目の12月4日の委員会では、1人欠席で、賛成者3名、12月11日、2回目の委員会を開催しまして、サイゼリアも全面禁煙していると、賛成者4名となりました。陳情書を採択し、意見書を提出とした次第です。

議長（丸山 豊） これから、委員長報告に対する陳情第11号「受動喫煙防止法に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第11号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます

陳情第11号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、陳情第11号は採択とすることに決定いたしました。

ここで、4時までトイレ休憩といたします。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 4時00分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案が提出されておりますので、会議日程といたします。

発議第1号「種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本案について趣旨説明を求めます。

1番、加藤泰久議員。

1番（加藤 泰久） それでは趣旨説明をさせていただきます。

種子法というのは、主要農産物のそれぞれの国や都道府県の種子に対する公的な役割を明確にしたものであり、また、農民の生産や販売活動に大きな役割を果たしてきた法律であります。種子法が廃止されたことによりまして、これまでの種子法に基づいて都道府県の取り組みが後退することのないように、また、予算措置や確保等の万全な対策が得られるように、また、種子が民有化されて、農民が特許料等、高いものを払わなければならないことが懸念される中で、民間の委ねることのないようにということを求めるものであります。

賛同のほどをよろしく願います。

議長（丸山 豊） 発議第1号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

8番、三澤議員、賛成ですか、反対ですか。

8番（三澤 澄子） 賛成。

議長（丸山 豊） 反対の方はおられますか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

先ほどの採択の討論のところで持ち上げればよかったと思うんですけども、この種子法というものは、なかなかちょっとニュースにも余りなっていなかったもので、でも、私、新聞で見て、これは大変なことだなということを感じていたんですけども、もう余り知らない間に、多分、総選挙のちょっと前ぐらいだったと思うんですけども、そっと国会で廃止になったんです。

先ほども、加藤議員のほうからも説明があったように、本当に一番大事な、私にとって見ではお米ですけども、主要農産物が、先日も風の村米日より、長野県のこういう銘柄として認められたというようなことがありましたけれども、本当においしいお米、安全なお米を、地域、地域で守ってきたものが、もう全部それを廃止して、どこがどういうふうに、改良して、これがもっといいお米ですよとなったときには、守ってきたものが全部危険にさらされるということをお聞きしました。前の農水大臣、民進党のときの農水大臣だった山田さんがこの前来て、お話しされていたんですけども、ただそれにとどまらず、やっぱり種子というのは今ほとんど外国のものなんですけれども、それが遺伝子組み換えがされ、それからF1という形でほとんど出てきていると思うんですけども、そういうものをいうと、今、少子化なんて言うておりますけれども、もうそのF1の作物しか食べられるものがなくて、それが続けられた場合に、本当に人類存亡の危機というふうに言われるぐらい危険なことなんだということを聞かされまして、本当に、今こそ、やっぱり食料の安全、それから食料自給率も含めて、そういうことでしっかりと守っていくことも大事だということで、この意見書を出していくことは本当に大事だなというふうに思います。

賛成の立場で答弁しました。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号「受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本案について趣旨説明を求めます。

5番、百瀬輝和議員。

5番（百瀬 輝和） 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書、趣旨説明をさせていただきます。

受動喫煙については、健康に大きな被害をもたらしているということです。記を読ませていただきます。

1. 対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
2. 屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8

条の実施のためのガイドライン」を十分考慮する。

3. 各自治体の路上喫煙規制条約等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

議長（丸山 豊） 発議第2号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村放課後児童クラブ負担金徴収条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「平成29年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕



議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

ここで、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 12月議会、12日間の会期、お疲れさまでした。また、全議案可決決定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきましたさまざまな御意見、御提言は、今後の行政執行や村づくりに生かしてまいります。

平成29年度も3カ月半となってまいりました。地方創生事業としての大芝高原味工房の増改築、大芝屋内運動場の増改築、南原保育園の増改築を初め、さまざまなハード事業や計画しました事務事業の年度内の竣工に向け、着実な推進を図ってまいります。特にことしは、多くの事業を抱え、職員も大変な面もありますが、協力体制を構築しながら、精力的に職務の推進を図ってまいります。

今、平成30年度の予算編成作業を行っております。地方交付税の減額等、厳しさはありますが、第5次総合計画、村創生総合戦略に基づく村3カ年実施計画を基本としながら、歳入の状況を見きわめ、予算化をしてまいります。人口増加に伴う施設不足の解消、地方創生事業の推進、産業振興、さらには暮らしやすい村になるような予算となるように心がけてまいります。

これから本格的な冬となってまいります。さきに発表されました1カ月の予報によりますと、例年より気温は低目で推移するというふうにされております。豪雪にならないことを願っております。また、対応につきましては、業者やまっくん除雪隊の御協力をいただきながら、最大限の努力をしてまいります。

慎重な御審議をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げ、平成30年が、村にとりまして、村民の皆様方にとりまして、希望が持てるような年になることを願い、また、村政発展のために議員各位のより一層の御協力をお願い申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（丸山 豊） これをもちまして、平成29年第4回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

閉会 午後 4時17分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員